

滑川市都市計画マスタープラン
(案)
【全体構想編】

平成 27 年 5 月

滑川市

目 次

全体構想編

序 章

- 1 都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序ー 1
- 2 都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序ー 2

第1章 都市の現状と課題

- 1 時代の潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー 1
- 2 現況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー 3
- 3 上位計画の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー27
- 4 関連計画の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー33
- 5 市民意向の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー36
- 6 都市の現状から見た課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ー57

第2章 都市の将来像

- 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ー 1
- 2 将来都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ー 5

第3章 都市整備の方針

- 1 土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー 1
- 2 市街地整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー 6
- 3 都市施設整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー 8
- 4 自然環境保全・都市環境形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー15
- 5 都市景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー16
- 6 都市防災の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ー18

序章

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

上位計画となる「滑川市第 4 次総合計画」と、富山県が定める「都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などに即し、本市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めるものである。

1-1 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、「滑川都市計画区域」とする。

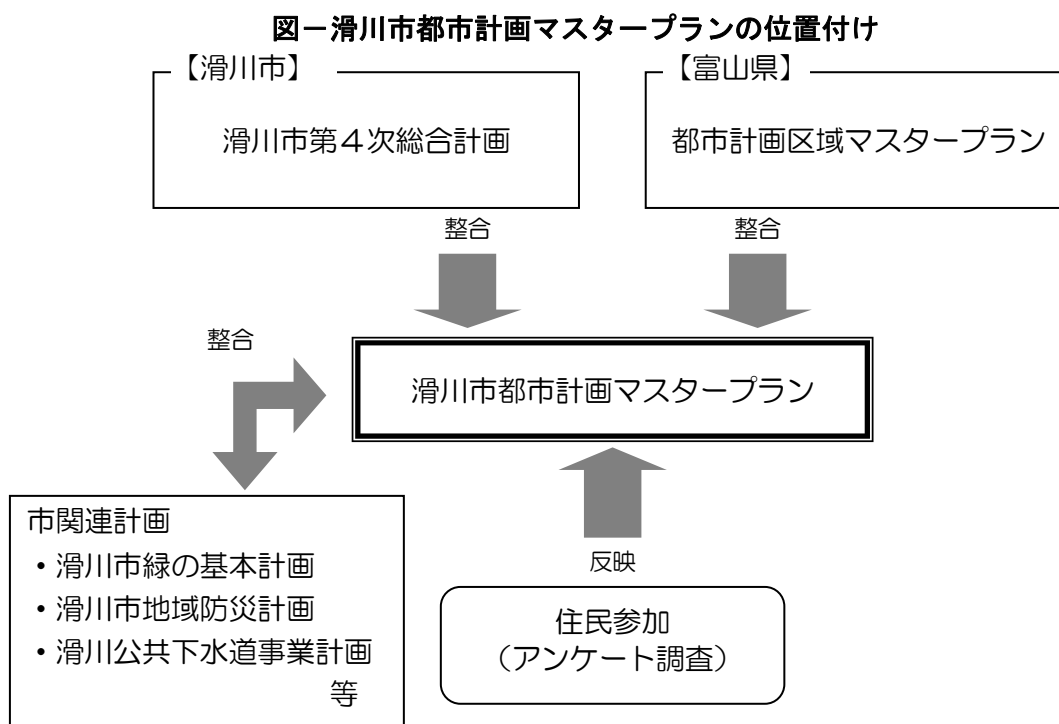
1-2 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランに示す方針の目標年次は、おおむね 20 年後（平成 47 年度）とする。将来人口についても、「滑川市第 4 次総合計画」の目標年次（平成 32 年度）を見据えながら、おおむね 20 年後（平成 47 年度）を推計するものとする。

※ただし、社会・経済状況等の必要に応じて、適宜見直しを図る。

1-3 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画となる「滑川市第 4 次総合計画」と、富山県が定める「都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などに即するとともに、関連計画と相互に反映しながら、個別具体の都市計画の方針を示すものである。



序 章

2 都市計画マスタープランの構成

2-1 計画の構成

滑川市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築する。

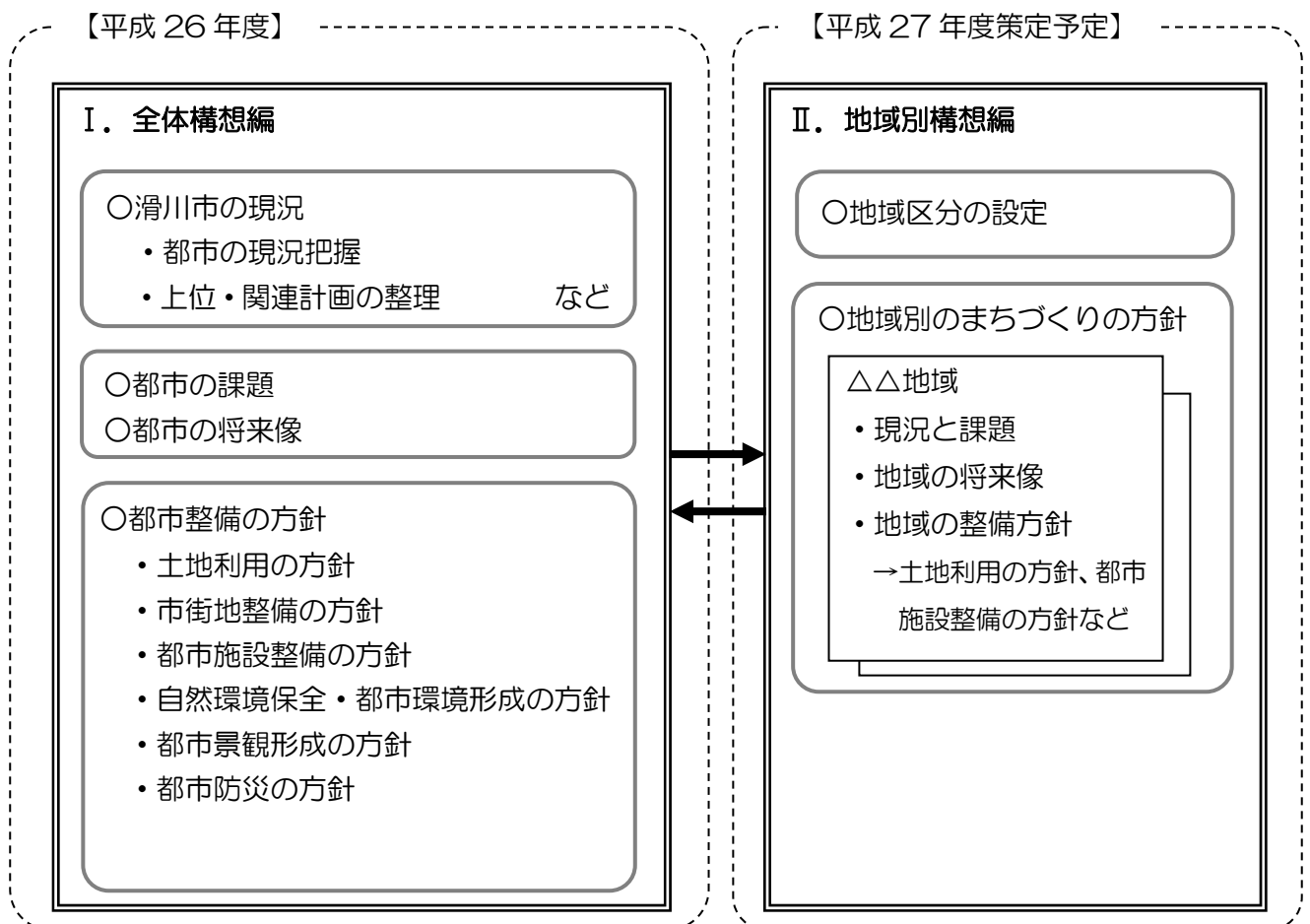
【全体構想】（平成 26 年度）

全体構想では、滑川市全域を対象に現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、分野別の都市づくり方針を示す。

【地域別構想】（平成 27 年度策定予定）

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来目標やまちづくり方針を示す。

図－滑川市都市計画マスタープランの構成



「全体構想」の概要は、以下のとおりである。

(1) 滑川市の現況

① 都市の現況把握・整理

●時代の潮流

人口、社会、環境、市民参画、地方分権化の観点から、「時代の潮流」を把握・整理する。

●滑川市の現況

滑川市の位置、自然条件、社会条件、歴史・文化の観点から、「滑川市の現況」を把握・整理する。

●上位・関連計画の把握

上位計画である「都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）、「滑川市第4次総合計画」などや関連計画から、土地利用に関する基本方針、基本目標、将来の目標（人口）などを把握・整理する。

② 市民意向の把握

H24 都市計画に関するアンケート調査結果などを踏まえ、市民意向を把握する。

③ 都市特性の把握・整理

都市の現況、上位・関連計画、アンケート調査を踏まえ、滑川市の特性を整理する。

(2) 都市の課題と将来像

① 都市づくりの課題整理

「(1) 滑川市の現況」を踏まえ、滑川市における課題を整理する。

② 都市の将来像の設定

●都市計画の目標

都市づくりの課題を踏まえ、都市計画の目標を設定する。

●将来人口

将来の市街地規模を想定し、滑川市第4次総合計画との整合性に留意しつつ、おおむね20年後（平成47年）における人口を整理する。

●将来都市構造

土地利用、道路など、将来における都市構造の考え方（骨格）を整理する。

序 章

(3) 都市整備の方針

① 土地利用の方針

将来像を踏まえ、滑川市の特性に応じ、土地利用区分毎（住宅地、商業地、工業地等）の方針を示す。

② 市街地整備の方針

市街地部を特性に応じて区分し、土地利用区分毎（住宅地、商業地、工業地等）の方針を示す。

③ 都市施設整備の方針

交通施設整備、公共交通、公園・緑地、下水道などの都市施設について、整備の方針を示す。

④ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

将来像を踏まえ、滑川市の特性に応じ、自然環境及び都市環境の方針を示す。

⑤ 都市景観形成の方針

将来像を踏まえ、滑川市の特性に応じ、自然景観、都市景観、集落景観等に区分し、区分毎の景観形成の方針を示す。

⑥ 都市防災の方針

滑川市の避難路・避難場所、防災・防犯体制について、防災に関する各種計画等と整合を図りつつ、都市防災の方針を示す。

第1章 都市の現状と課題

1 時代の潮流

1-1 人口減少・少子高齢社会への対応

わが国の総人口は、平成22年の国勢調査によると1億2,805万7千人である。

今後の人口推計結果（平成24年1月推計）によれば、わが国は人口減少、少子高齢社会に突入し、平成37年（2025年）には1億2,066万人、平成47年（2035年）には1億1,212万人になると推計されている。また、日本の年少人口（0～14歳）割合は、平成22年では13.2%であったものが、平成37年（2025年）には11.0%、平成47年（2035年）には10.1%になると推計されており、老年人口（65歳以上）割合は、平成22年では23.1%であったものが、平成37年（2025年）には30.3%、平成47年（2035年）には33.4%になると推計されている。

滑川市においても、人口は平成17年を境に減少へと転じているほか、少子高齢化が着実に進行しており、今後、さらに人口減少や少子高齢化が進むことが予想されている。このため、将来の人口規模や年齢構成に即した都市づくりの検討のほか、子育て支援・教育環境の充実、企業誘致や生きがい活動及び健康づくりの推進を図ることによる高齢になっても健康で生き生き出来る健康寿命延伸のまちづくり等各種施策の積極的な展開により、人口減少を軽減することが必要とされている。

1-2 交流人口の拡大への対応

人口減少社会が進行し、定住人口の大幅な増加が見込めない今日において、賑わいと魅力ある都市を創造するためには、観光客やビジネス客、通勤・通学者など、滑川市に訪れる交流人口の拡大を図ることが求められる。

そこで、平成27年3月14日の北陸新幹線開業などの広域交通体系の変化を好機と捉え、観光や産業などにおけるハード、ソフト両面の対策を推進することで、富山県内をはじめ、隣県や三大都市圏など、全国各地から多くの人々を呼び込むことが必要とされている。

1-3 安全・安心な社会づくりへの対応

平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の大規模な地震・津波のほか、近年、大雪、豪雨、猛暑など、環境問題も影響していると思われる自然災害が多発している。また、子供や高齢者などの弱者をねらった犯罪、ネット社会の進展を背景とした巧妙な犯罪など、犯罪が多様化・凶悪化しており、一人ひとりの危機管理意識の高まりが求められている。

今後は、自然災害が地域経済や生活に与える影響を鑑み、地震・津波対策など、様々な災害を想定した予防対策の強化や市民の防災意識の向上、地域コミュニティの醸成などが重要であるとともに、防犯活動や危機管理対策の推進など、地域の防犯対策を確立していくことが必要とされている。

第1章 都市の現状と課題

1-4 環境共生型社会に向けた対応

今日、世界人口の増加や経済発展に伴うエネルギー消費量の急増等により、地球温暖化、森林の減少、自然災害が多発するなど、地球的規模での環境問題が深刻化するとともに、環境に対する意識が高まっている。滑川市においても、市の魅力のひとつである恵まれた自然環境の保全など、環境問題に対する取り組みが求められているほか、これらの景観や水、空気などの自然環境を生活の中に取り入れ、静かで心豊かに暮らせる地域づくりが求められている。

そのため、行政・事業者をはじめ市民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境共生型のライフスタイルに移行することにより、良好な自然環境を次世代に引き継いでいくことが必要とされている。

1-5 多様化する市民ニーズへの対応

近年、人々の価値観は「物」の豊かさよりも「心」の豊かさを、さらに「量」より「質」を重視する方向へ変化してきている。さらに、休日の増加や労働時間の短縮などによる個人の余暇時間の増大やシルバー層の活発な活動の進展などを背景に、活動の多様化が進行している。また、「癒し」、「安らぎ」など精神的な豊かさに対するニーズも高まりをみせている。

こうした中、地域における生涯学習や芸術・文化活動、スポーツ・レジャー活動の場づくりなど、市民の様々なニーズに対応できる多様な機能を持った地域を形成し、誰もが生き生きと暮らせる社会の構築が必要とされている。

1-6 地域主権、協働によるまちづくりへの対応

平成22年、地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」が推し進められ、平成26年には新たに「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に向けた取り組みが進んでいることから、今後、地方公共団体の権限と責任が高まるものと考えられる。

そのため、地方公共団体においては、市長をはじめ行政職員が積極的に市民との対話を深めながら、地域内の諸課題に積極的に取り組んでいくことが必要とされている。

また、ボランティアへの意識の高まりや市民、事業者、NPOなどが主体となって参加する「新たな公共」の取り組みなど、新たなまちづくりの担い手による協働によるまちづくりのニーズが高まるなか、まちづくりへの市民の積極的な参加が不可欠となっている。

今後は、各種計画策定や事業実施段階での市民参画はもとより、防災や防犯、コミュニティ活動等民間でできることは民間に任せることで効率化を図り、行政でしかできない本来の行政サービスの向上に努めるなど、市民と行政の協働によるまちづくり推進に対応するシステムの確立・強化を図ることが必要とされている。

第1章 都市の現状と課題

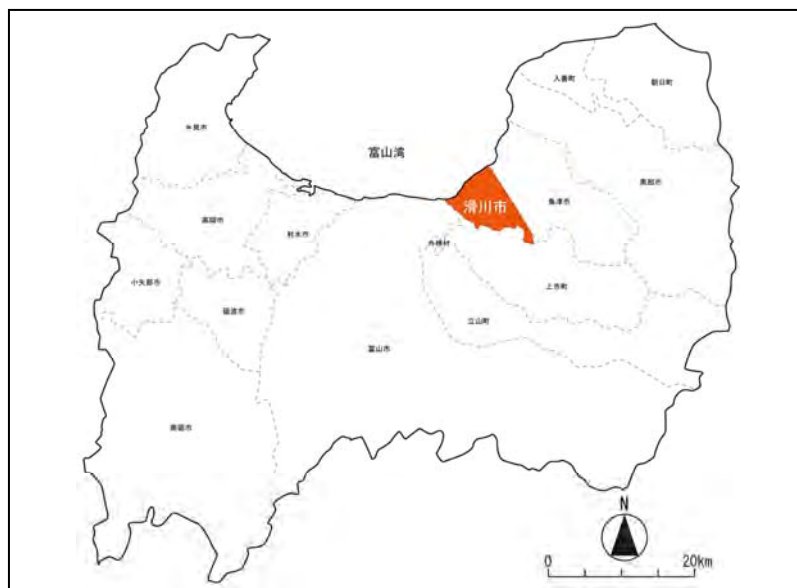
2 現況の把握

2-1 位置

滑川市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置している。富山湾に面する滑川市は、東側は早月川を境界に魚津市、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に接しており、面積は、54.61 平方キロメートルである。

また、地形は県南東部に壮大な山嶺を連ねる北アルプスを背景に、加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されている。

図一 滑川市の位置



2-2 自然条件

(1) 気象

滑川市の気象は、夏季の降水量が少なく、冬季の降水量が多い日本海側気候に属しており、冬季には北西の季節風が吹き、降雪があり、近年でも大雪に見舞われる年が見られる。

平成 24 年における年間平均気温は 13.9℃、年間降水量 2,388.5mm と比較的温暖である。

(2) 地形

滑川市の地形は、東は早月川、南西側は郷川及び上市川を境界とし、南東にある尻高山 (753m) の中腹地点を要として、富山湾に向かいゆるやかに広がる扇状地を成しており、その扇の経にあたる距離は約 13km、日本海に面する海岸線の距離は約 7.9km となっている。この沿岸の沖合 1.3km 以内の海面は、国の特別天然記念物「ホタルイカ群遊海面」の指定を受けている。

第1章 都市の現状と課題

2-3 歴史・文化

滑川市の南東に位置する台地上から、旧石器時代〔石器時代（約一万年）前〕のものと思われる石片や、数多くの縄文時代の住居跡、石器、土器が発掘され、数千年の昔から人びとが住んでいたことを知ることができる。

また、上市川河口付近からは、弥生時代の石器と土器が出土し、本江には全国的にも珍しい古墳時代初期の五角形をした大型住居跡（県指定文化財）が発見されている。

奈良時代、越中国守大伴家持は、春の新川郡を巡回し、早月川を短歌に詠んでいる。平安時代から室町時代にかけて、約300年間続いた京都祇園の荘園（堀江荘）は、上市川兩岸に広がる穀倉地帯にあったが、戦国時代、在地武士の成長によって、その手中に移った。

南北朝対立のころや群雄割拠の戦国時代、滑川の地は、しばしば兵馬が行き交い、戦乱の場となって焼討ちにあうなどしたが、やがて豊臣秀吉の天下統一とともに、町は徐々に整備され、文禄4年（1595）新川郡は、前田利家に下賜され、加越能3国はすべて利家の領有するところになり、滑川もこの時以来明治に至るまで加賀藩主前田氏の支配下に置かれることになった。

慶長20年（1615）滑川宿送人足・伝馬の御朱印状が出された。また、寛永2年（1625）大町の綿屋九郎兵衛は、藩より御旅屋を仰せ付けられ、のち本陣に定まり、藩主の休泊に使われた。北陸街道沿いにある滑川町は、宿駅としての機能を持ち、物資集散の地として発展していった。そして「町方」とともに、船積みおよび漁業などの機能を持つ「裏方」があった。

明治4年（1871）廃藩置県により越中は、金沢県と富山県に分けられ、滑川は金沢県に属したが、その後、行政区域も名称もめまぐるしく変わり、明治16年（1883）石川県からの分県運動が成功して、現在の富山県ができた。明治22年、市制及び町村制の施行により、滑川町は、高月村、領家村、寺家村、下小泉村、田中村を合併、また、村部は、大字村をそれぞれまとめてひとつの村とした。浜・早月などを冠称とした加積村がそれである。

昭和28年11月1日、滑川町と浜加積・早月加積・北加積・東加積・中加積・西加積の各村が合併して新しい町となり、翌29年3月1日市制を施した。昭和31年6月1日、上市町に合併していた旧山加積村のうち本江などの集落を編入して現在に至っている。

表一 滑川市域の変遷

年月日	変遷理由	面積	人口
昭和28年11月1日	滑川町、浜加積村、早月加積村、北加積村、東加積村、中加積村、西加積村が合併	47.21k m ²	30,875人
昭和29年3月1日	市制施行	47.21k m ²	
昭和31年6月1日	中新川郡上市町の大字（旧山加積村）本江、小森、田林、東福寺野、東福寺及び五位尾、黒川の一部を編入	55.21k m ²	31,660人
平成元年11月10日	建設省国土地理院改測による面積修正	54.61k m ²	

資料：庁内資料

第1章 都市の現状と課題

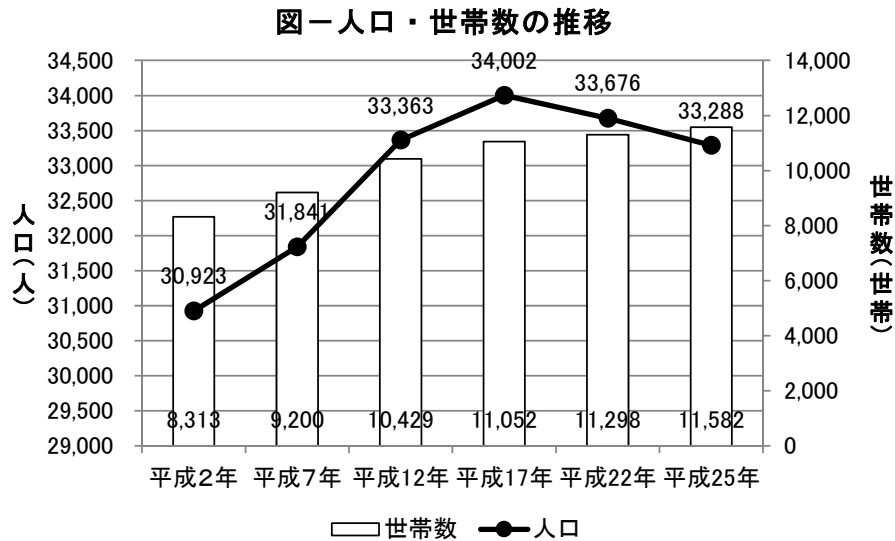
2-4 社会条件

(1) 人口

1) 人口・世帯数の推移

平成25年における滑川市の総人口は33,288人、世帯数は11,582世帯、1世帯当たりの人口は2.87人となっている。平成2年以降の推移を見ると、人口は7.65%増加、世帯数は39.32%増加しているが、世帯数の増加幅が大きく、小世帯化や核家族化が進行しているものと思われる。

また、総人口については、平成17年を境として減少に転じている。



表一人口総数及び増加数の推移

区 域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成2年～平成25年	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	増減数(人)	増減率(%)
行政区域	30,923	31,841	33,363	34,002	33,676	33,288	2,365	7.65
都市計画区域	30,738	31,611	33,174	33,811	33,549			
非線引き用途地域	16,495	13,728	13,696	13,470	12,745			
うちDID地区	10,656	9,676	8,329	7,874	7,465			
非線引き用途白地	14,243	17,883	19,478	20,341	20,804			
都市計画区域外	185	230	189	191	127			

資料：国勢調査（平成2～平成22年）、※参考値：富山県勢要覧（平成25年）

都市計画基礎調査（都市計画区域、非線引き用途地域、非線引き用途白地、都市計画区域外）

表一世帯数の推移

区 域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成2年～平成25年	
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	増減数(世帯)	増減率(%)
行政区域	8,313	9,200	10,429	11,052	11,298	11,582	3,269	39.32

資料：国勢調査（平成2～平成22年）、※参考値：富山県勢要覧（平成25年）

第1章 都市の現状と課題

2) 地区別人口の推移

平成25年から過去10年間における地区別人口の増減率をみると、北加積地区(7.04%)、西加積地区(3.06%)が増加しており、その他の地区は減少している。

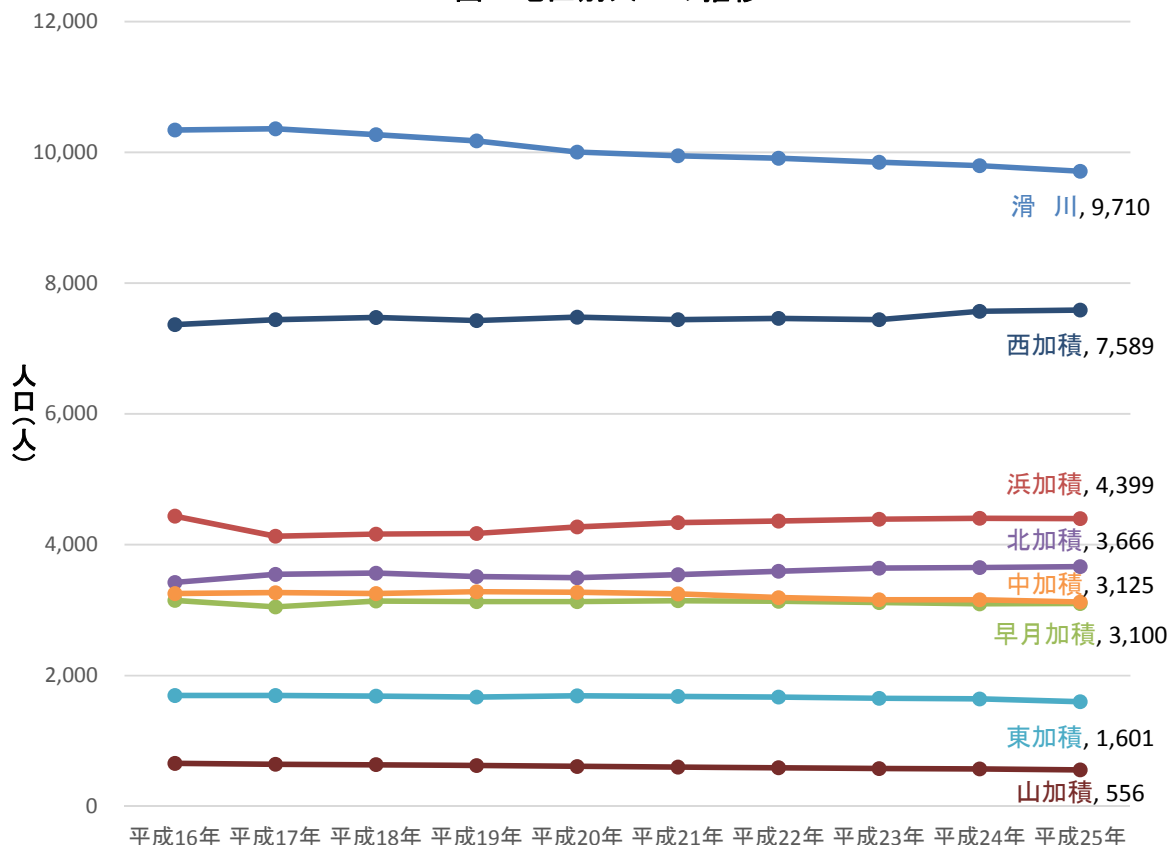
最も減少率が高いのは、山加積地区(-15.37%)であり、滑川地区(-6.09%)、東加積地区(-5.49%)、中加積地区(-3.88%)も滑川市平均(-1.68%)を上回り、減少率が高い。

表一 地区別人口の推移

地区	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成16年~平成25年	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	増減数(人)	増減率(%)
滑川	10,340	10,357	10,269	10,173	10,006	9,945	9,911	9,848	9,797	9,710	-630	-6.09
浜加積	4,439	4,128	4,161	4,170	4,270	4,339	4,360	4,390	4,406	4,399	-40	-0.90
早月加積	3,151	3,050	3,139	3,131	3,130	3,143	3,134	3,114	3,097	3,100	-51	-1.62
北加積	3,425	3,547	3,566	3,512	3,494	3,543	3,592	3,642	3,651	3,666	241	7.04
東加積	1,694	1,697	1,684	1,672	1,688	1,681	1,670	1,653	1,644	1,601	-93	-5.49
中加積	3,251	3,266	3,255	3,280	3,274	3,250	3,193	3,160	3,160	3,125	-126	-3.88
西加積	7,364	7,443	7,474	7,425	7,480	7,440	7,461	7,443	7,571	7,589	225	3.06
山加積	657	642	639	623	612	602	589	579	571	556	-101	-15.37
総数	34,321	34,130	34,187	33,986	33,954	33,943	33,910	33,829	33,897	33,746	-575	-1.68

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図一 地区別人口の推移



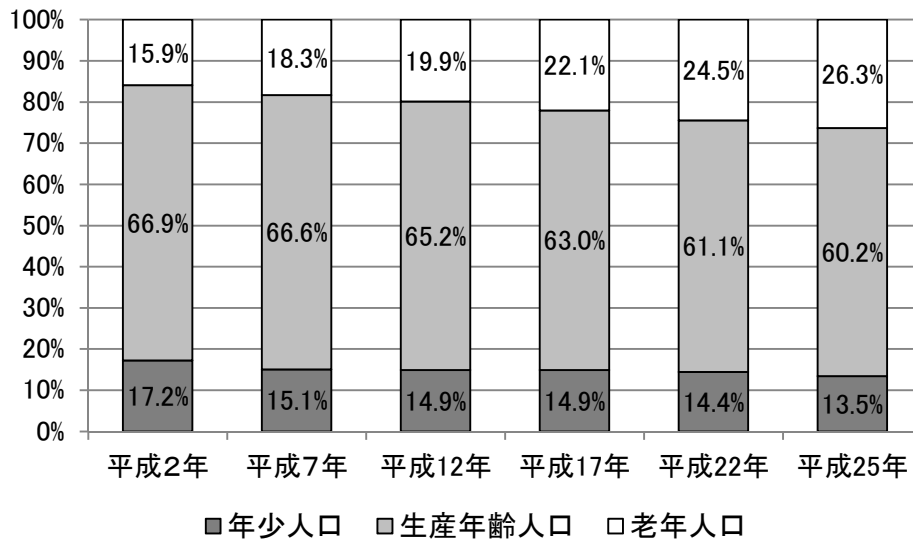
第1章 都市の現状と課題

3) 年齢別人口の推移

滑川市の平成2年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口17.2%(5,324人)、15歳から64歳の生産年齢人口66.9%(20,670人)、65歳以上の老年人口15.9%(4,925人)である。

一方、平成25年における年齢3区分別人口の状況は、年少人口が13.5%(4,540人)、生産年齢人口が60.2%(20,317人)、老年人口が26.3%(8,889人)であり、平成22年と平成2年を比較すると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加(平成22年では約1/4が65歳以上)しており、少子・高齢化が顕著となっている。

図一年齢別人口比率の推移



表一年齢別人口の推移

区分	平成2年	平成2年から 平成7年増減	平成7年	平成7年から 平成12年増減	平成12年	平成12年から 平成17年増減	平成17年	平成17年から 平成22年増減	平成22年	平成22年から 平成25年増減	平成25年
	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)	人口 (人)
年少人口 (15歳未満)	5,324 17.2%	-9.88	4,798 15.1%	3.69	4,975 14.9%	1.55	5,052 14.9%	-3.90	4,855 14.4%	-6.49	4,540 13.5%
生産年齢人口 (15~64歳)	20,670 66.9%	2.59	21,206 66.6%	2.56	21,749 65.2%	-1.37	21,451 63.0%	-4.03	20,586 61.1%	-1.31	20,317 60.2%
老年人口 (65歳以上)	4,925 15.9%	18.52	5,837 18.3%	13.74	6,639 19.9%	12.94	7,498 22.1%	9.83	8,235 24.5%	7.94	8,889 26.3%
総人口	30,919 100.0%	2.98	31,841 100.0%	4.78	33,363 100.0%	1.91	34,001 100.0%	-0.96	33,676 100.0%	0.21	33,746 100.0%

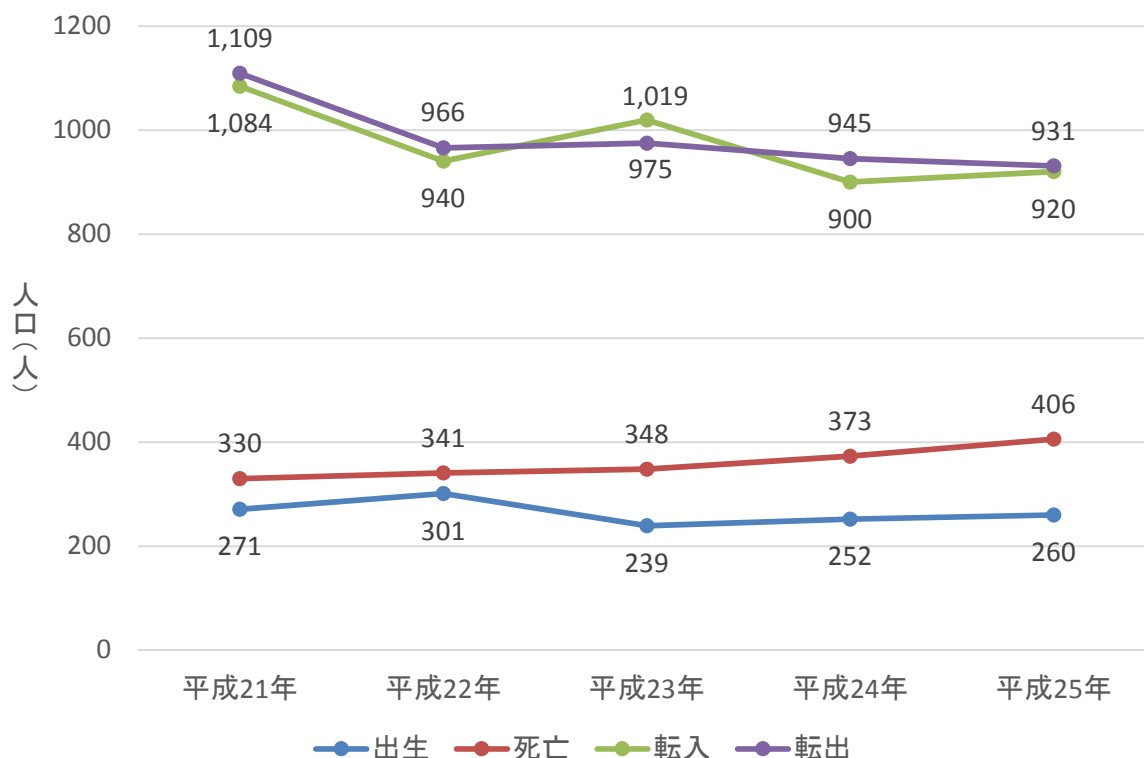
資料：国勢調査（平成2～平成22年）、※参考値：市民課調べ（平成25年）（年齢不詳は含まず）

第1章 都市の現状と課題

4) 人口動態の推移

滑川市の人口動態について、自然動態は、死亡数が出生数を常に上回っており、平成25年では-146人となっている。また、社会動態は、平成23年を除き、転出が転入を上回っており、平成25年では-11人となっている。その結果、平成25年の人口動態の増減数は-157人となっている。

図一 人口動態の推移



表一 人口動態の推移

年次	自然動態			社会動態			増減数
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成21年	271	330	-59	1,084	1,109	-25	-84
平成22年	301	341	-40	940	966	-26	-66
平成23年	239	348	-109	1,019	975	44	-65
平成24年	252	373	-121	900	945	-45	-166
平成25年	260	406	-146	920	931	-11	-157

資料：富山県統計調査課 「富山県の人口」

※各年（各年とも、当該年の前年10月1日から該当年9月30日までの値）

第1章 都市の現状と課題

5) 就業先別人口の推移

滑川市の就業先別人口は、流出率、流入率ともに増加傾向にある。

平成22年において、流出人口の内訳が最も多いのは、富山市への4,592人、次いで魚津市への1,826人、上市町へ889人となっている。一方、流入人口の内訳では、富山市から2,627人、次いで魚津市から1,852人、上市町から915人となっており、流出・流入ともに、富山市、魚津市、上市町との関係性が強い。

表一 流出・流入別人口

年次	常住地による 就業者数 (人)	流出		従業地による 就業者数 (人)	流入		従/常 就業者 数比率 (%)
		就業者数	流出率		就業者数	流入率	
		(人)	(%)		(人)	(%)	
平成12年	18,053	9,102	50.4%	15,000	6,049	40.3%	83.1%
平成17年	17,922	9,103	50.8%	15,904	7,085	44.5%	88.7%
平成22年	16,830	9,004	53.5%	14,933	7,041	47.2%	88.7%

資料：国勢調査

表一 流出先

年次	流出先														
	流出先第1位			流出先第2位			流出先第3位			流出先第4位			流出先第5位		
	市町名	流出者数	流出率	市町名	流出者数	流出率	市町名	流出者数	流出率	市町名	流出者数	流出率	市町名	流出者数	流出率
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(%)
平成12年	富山市	4,603	25.5%	魚津市	1,873	10.4%	上市町	836	4.6%	黒部市	718	4.0%	立山町	248	1.4%
平成17年	富山市	4,663	26.0%	魚津市	1,851	10.3%	上市町	915	5.1%	黒部市	719	4.0%	立山町	273	1.5%
平成22年	富山市	4,592	27.3%	魚津市	1,826	10.8%	上市町	889	5.3%	黒部市	752	4.5%	立山町	307	1.8%

資料：国勢調査

表一 流入先

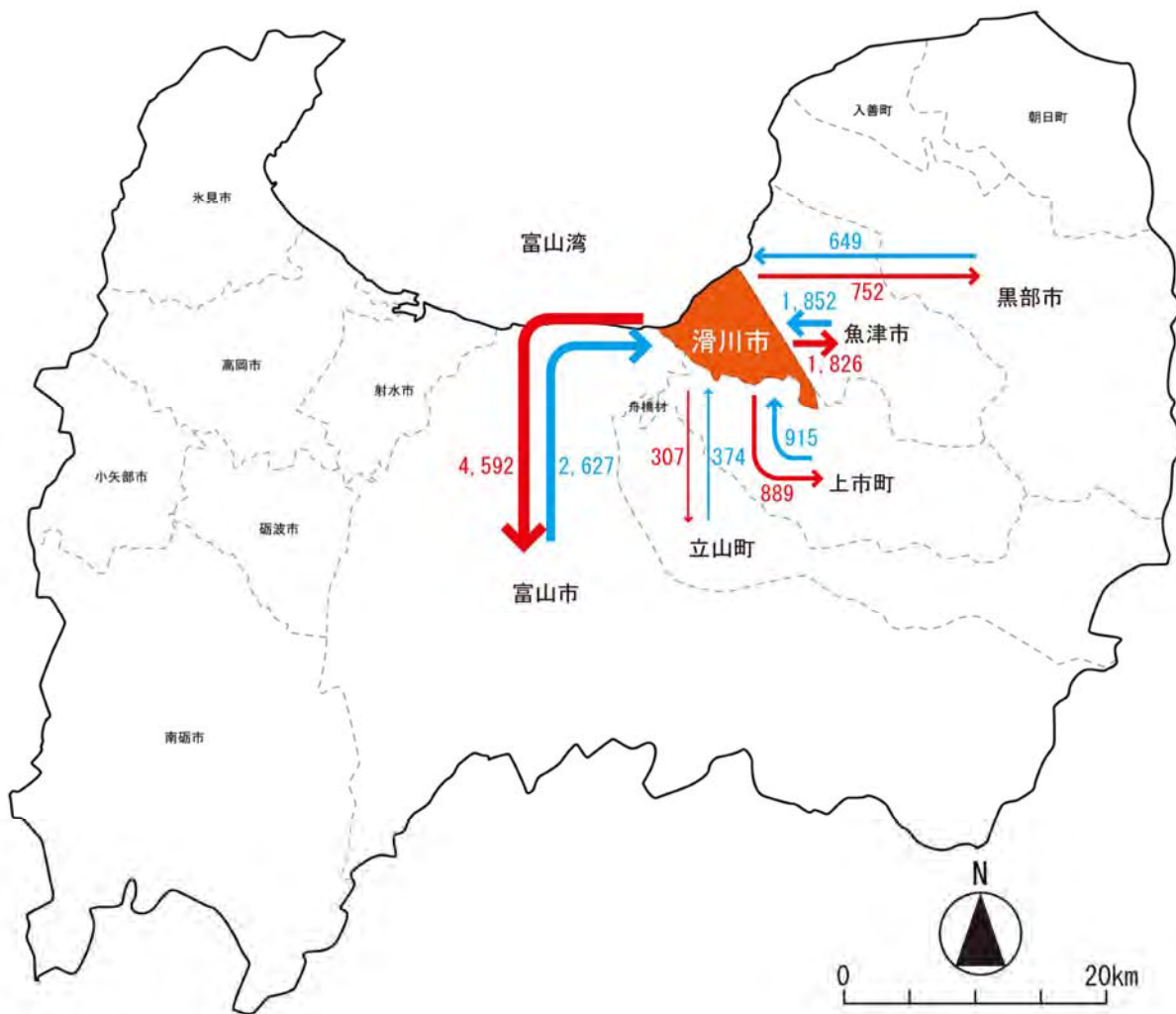
年次	流入先														
	流入先第1位			流入先第2位			流入先第3位			流入先第4位			流入先第5位		
	市町名	流入者数	流入率	市町名	流入者数	流入率	市町名	流入者数	流入率	市町名	流入者数	流入率	市町名	流入者数	流入率
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(%)
平成12年	富山市	2,124	14.2%	魚津市	1,691	11.3%	上市町	880	5.9%	黒部市	549	3.7%	立山町	323	2.2%
平成17年	富山市	2,585	16.3%	魚津市	1,884	11.8%	上市町	909	5.7%	黒部市	661	4.2%	立山町	428	2.7%
平成22年	富山市	2,627	17.6%	魚津市	1,852	12.4%	上市町	915	6.1%	黒部市	649	4.3%	立山町	374	2.5%

資料：国勢調査

- ・常住地による、就業者数とは、当該都市に常住する(夜間人口ベース)就業者数をいう。
- ・従業地による、就業者数とは、当該都市に従業する(昼間人口ベース)就業者数をいう。
- ・流出率 = (流出就業者数) / (常住地による就業者数) × 100
- ・流入率 = (流入就業者数) / (従業地による就業者数) × 100
- ・(従/常) = (従業地による就業者数) / (常住地による就業者数) × 100

第1章 都市の現状と課題

図一平成22年度 就業先別流出・流入状況図



※主な就業先の情報を記載

第1章 都市の現状と課題

(2) 産業

1) 産業分類別就業者構成

平成 22 年の産業分類別就業者人口は、農業等に従事する第 1 次産業就業者人口は 3.6% (600 人)、鉱業、建設業等に従事する第 2 次産業就業者人口は 40.1% (6,733 人)、卸売業、小売業等に従事する第 3 次産業就業者人口は 56.3% (9,454 人) であり、第 3 次産業に従事する人が半数を超えている。

過去 20 年間の構成比の推移は、第 1 次産業、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向が見られ、第 1 次産業については半数近くまで減少している。

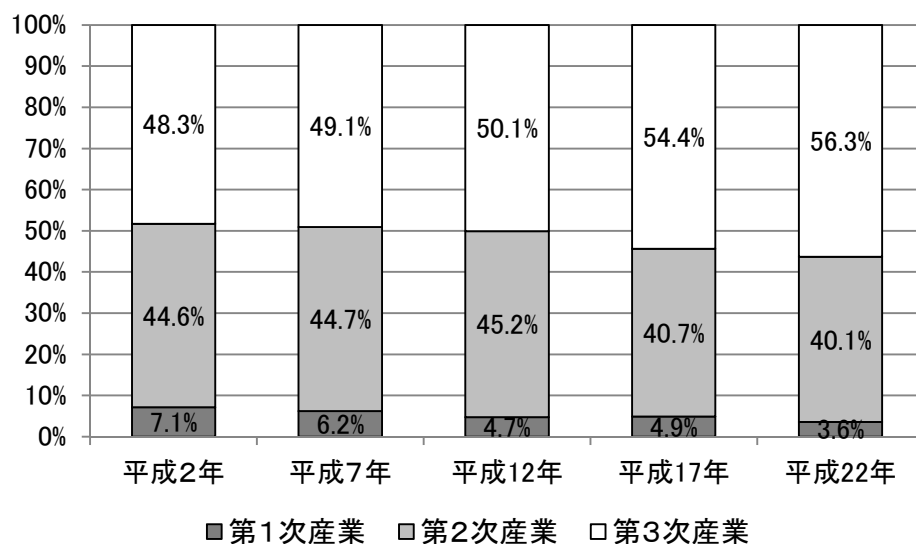
表一 産業分類別就業者構成

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農業	1,080	6.5	1,008	5.7	764	4.3	792	4.4	533	3.2
林業・狩猟業	5	0.0	4	0.0	3	0.0	—	—	6	0.0
漁業・水産業	93	0.6	86	0.5	72	0.4	81	0.5	61	0.4
第 1 次産業合計	1,178	7.1	1,098	6.2	839	4.7	873	4.9	600	3.6
鉱業	32	0.2	38	0.2	22	0.1	16	0.1	12	0.1
建設業	1,408	8.5	1,745	9.8	1,736	9.8	1,607	9.0	1,343	8.0
製造業	5,930	35.9	6,154	34.7	6,235	35.3	5,654	31.7	5,378	32.0
第 2 次産業合計	7,370	44.6	7,937	44.7	7,993	45.2	7,277	40.7	6,733	40.1
卸売業、小売業	3,133	19.0	3,298	18.6	3,367	19.0	2,693	15.1	2,374	14.1
金融、保険業	418	2.5	459	2.6	406	2.3	388	2.2	442	2.6
不動産業	35	0.2	49	0.3	47	0.3	56	0.3	113	0.7
運輸、通信業	827	5.0	873	4.9	856	4.8	889	5.0	909	5.4
電気、ガス、水道業	110	0.7	96	0.5	124	0.7	108	0.6	121	0.7
サービス業	3,044	18.4	3,506	19.8	3,594	20.3	5,148	28.8	5,022	29.9
公務	413	2.5	432	2.4	460	2.6	432	2.4	473	2.8
第 3 次産業合計	7,980	48.3	8,713	49.1	8,854	50.1	9,714	54.4	9,454	56.3
合 計	16,528	100.0	17,748	100.0	17,686	100.0	17,864	100.0	16,787	100.0

資料：国勢調査（分類不能を含まず）

第1章 都市の現状と課題

図一 産業分類別就業者構成比率の推移

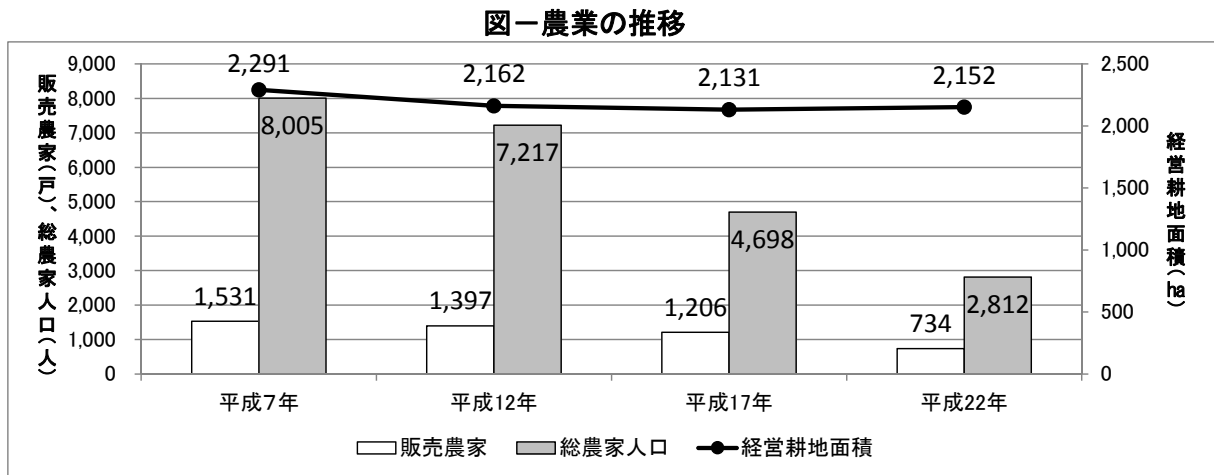


第1章 都市の現状と課題

2) 農業

販売農家数は、平成7年の1,531戸から平成22年の734戸と797戸減少し、また、総農家人口は、平成7年の8,005人から平成22年の2,812人と5,193人減少しており、ともに半数以上も減少している。

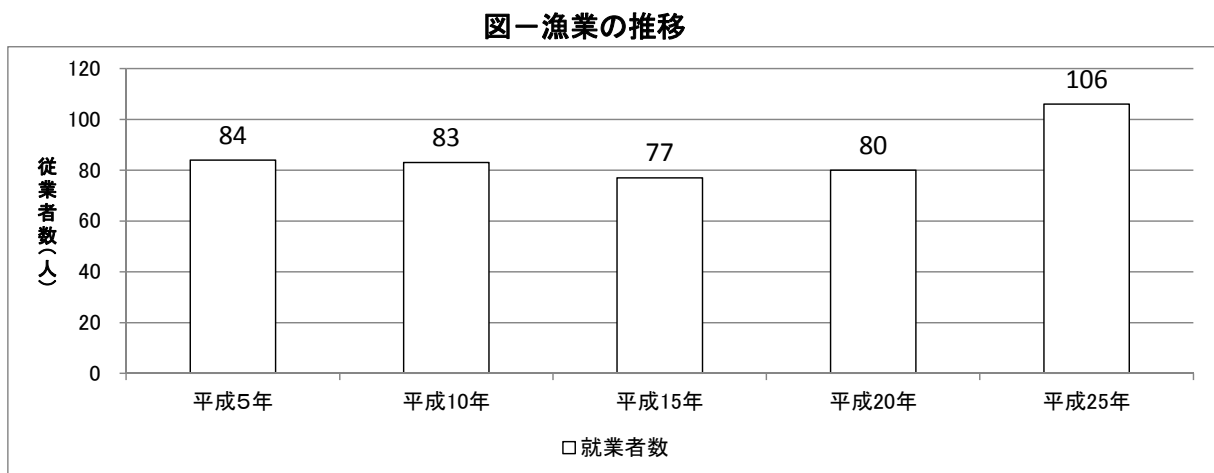
他方、経営耕地面積は、平成7年の2,291haから平成22年には2,152haと横ばいとなっている。



資料：農業センサス、世界農林業センサス、農林業センサス

3) 漁業

平成5年の従業者数は84人であり、平成15年には77人と減少したが、平成25年には106人と増加に転じている。



資料：漁業センサス

第1章 都市の現状と課題

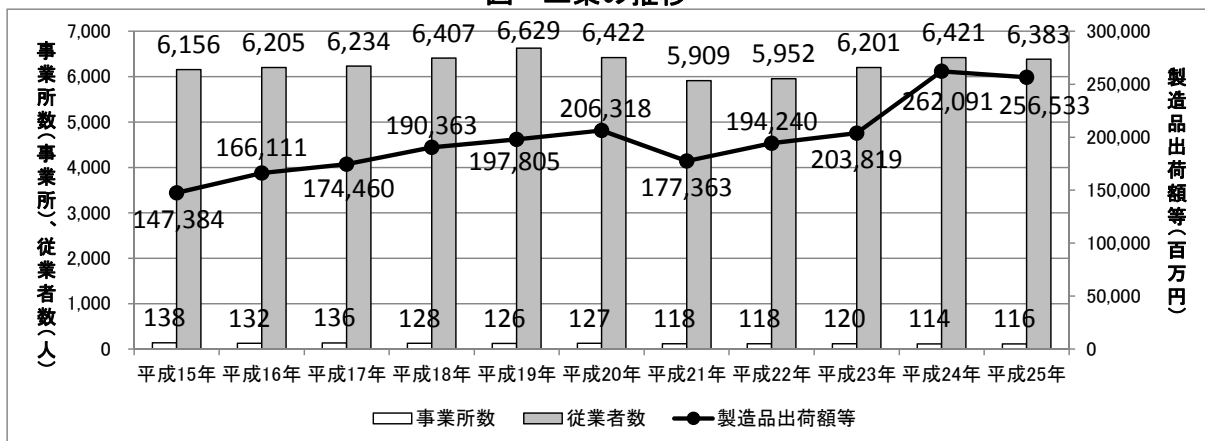
4) 工業

従業員4人以上の事業所数は、減少傾向を示しており、平成25年では116事業所となっている。従業者数は、平成19年までは増加し、その後減少に転じていたが、平成21年を境として再び増加に転じており、平成25年では6,383人となっている。

製造品出荷額等については、平成20年までは増加し、平成21年に大きく落ち込んでいるものの、再び増加に転じ、平成25年では256,533百万円となっている。

平成21年での製造品出荷額等の落ち込みは、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な不況などが影響しているものと推測される。

図一工業の推移



資料：工業統計調査（※従業員4人以上の事業所）、平成25年は速報値

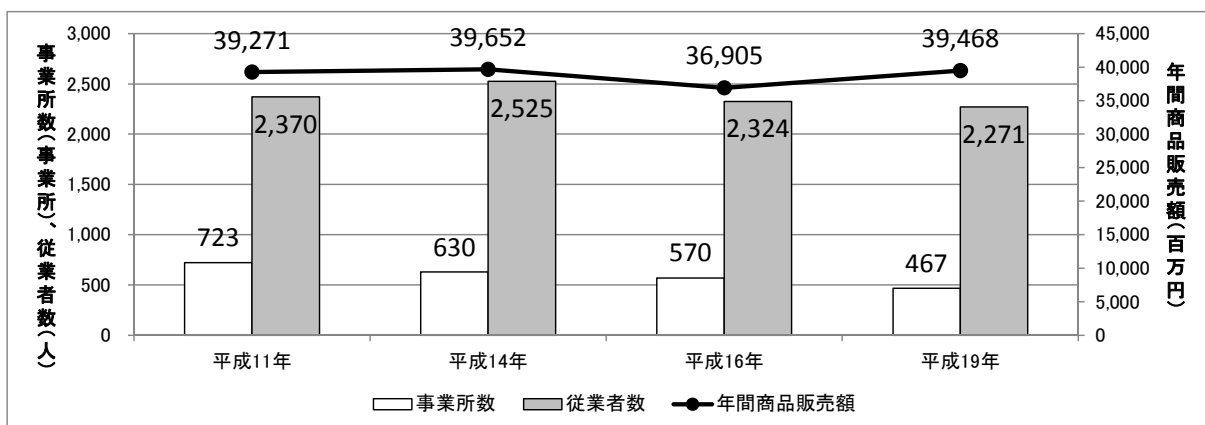
5) 商業

事業所数は、減少傾向を示しており、平成19年では467事業所となっている。

従業者数は平成14年を境として減少に転じており、平成19年では2,271人となっている。

年間商品販売額は増減を繰り返しており、平成19年では39,468百万円となっている。

図一商業の推移



資料：商業統計調査

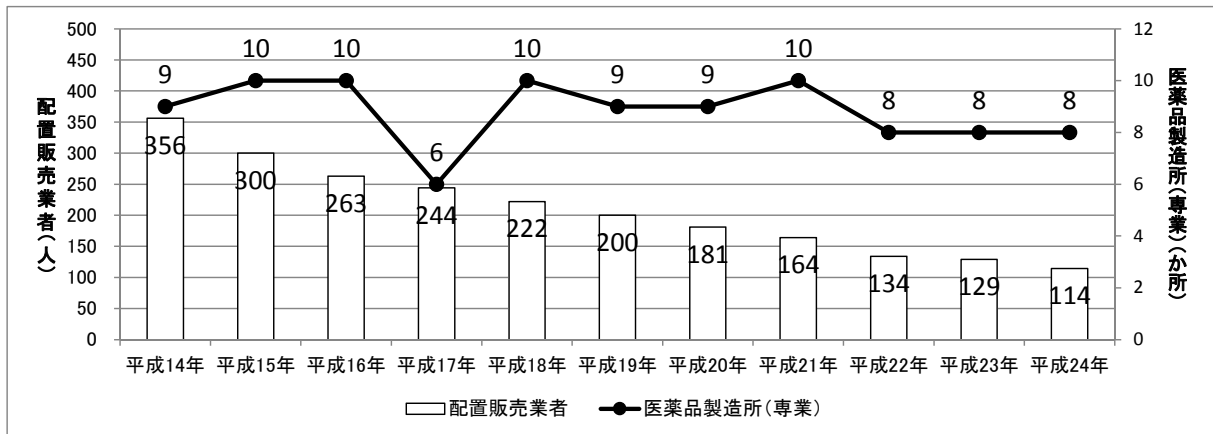
第1章 都市の現状と課題

6) 薬業

配置販売薬業者数は、減少傾向を示しており、平成14年の356人から平成24年の114人と242人減少しており、半数以上も減少している。

医薬品製造所（専業）数は、平成17年に6か所と落ち込んでいるものの、平成21年まで9～10箇所まで推移していたが、平成22年以降は8か所に減少している。

図－薬業の推移



資料：富山県勢要覧

第1章 都市の現状と課題

(3) 法適用状況

1) 都市計画の状況

滑川市では、昭和15年2月12日に滑川都市計画区域が指定(当初)されており、現在、その区域面積は4,601ha(行政区域面積5,461haの84.3%)である。

また、用途地域が指定されており、現在、その区域面積は670.8haである。

用途地域については、住居系用途地域が6地域(第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域)、商業系用途地域が2地域(近隣商業地域、商業地域)、工業系用途地域が3地域(準工業地域、工業地域、工業専用地域)指定されている。

表一 都市計画の法適用状況

地域・地区	指定年月日		面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	根拠法
	当初	最終				
都市計画区域	S15. 2. 12	H24. 6. 22	4,601.0	—	—	都市計画法
第1種低層住居専用地域	S45	H24. 6. 22	42.8	40	60	都市計画法
			6.3	50	80	
第2種低層住居専用地域			—	—	—	
第1種中高層住居専用地域			67.3	60	200	
第2種中高層住居専用地域			32.0	60	200	
第1種住居地域			189.8	60	200	
第2種住居地域			64.5	60	200	
準住居地域			27.0	60	200	
(住居系)			429.7	—	—	
近隣商業地域			28.7	80	200	
			8.6	80	300	
商業地域			23.0	80	400	
(商業系)			60.3	—	—	
準工業地域			61.3	60	200	
工業地域			39.5	60	200	
工業専用地域			80.0	60	200	
(工業系)			180.8	—	—	
用途地域			670.8	—	—	
白地地域(用途地域以外の都市計画区域)			—	H24. 6. 22	3,930.2	

資料：統計なめりかわ2012

第1章 都市の現状と課題

2) その他の法適用状況

その他の法適用状況としては、農振法に基づく農業振興地域が691.16ha、森林法に基づく地域森林計画区域が696.36ha、保安林区域が72.52haなどが指定されている。

表一 その他の法適用状況

地域・地区	名称 ^(注1)	指定年月日		面積 (ha)	指定単位 ^(注2)	根拠法
		当初	最終			
農業振興地域				691.16		農振法
地域森林計画区域		H19.4.1		696.36	神通川地域 森林計画区	森林法
保安林区域				72.52		〃
自然環境保全地域	東福寺自然環境 保全地域	S51.6.1		72		自然環境 保全法
海岸保全区域	海岸線	S33.5.31		7.3		海岸法
	滑川漁港	S35.8.30				〃

資料：都市計画基礎調査（平成19年）

注1）個別に指定されるもの（自然環境保全地域など）につき記入

注2）行政区域単位で指定される場合は行政区域名を、都市計画区域単位で指定される場合は都市計画区域名を記入

3) 条例等

都市計画に関する条例等として、滑川市において公布、決定されたものとして、「滑川都市計画事業滑川駅南土地区画整理事業の施行に関する条例」、「滑川市地区計画等の案の作成手続に関する条例」、「滑川市都市計画審議会条例」、「滑川市まちづくり条例」などがある。

表一 都市計画に関する条例等

決定 主体	条例、要綱等の名称	公布、決定年月日		対 象 範 囲
		当 初	最終変更	
市	滑川都市計画事業滑川駅南土地区画整理事業の施行に関する条例	S60.3.25	H18.6.26	滑川市柳原、野町、米島、法花寺、辰野、中川原、上小泉及び常盤町の各一部
市	滑川市地区計画等の案の作成手続に関する条例	H5.3.31		都市計画区域内
市	滑川市都市計画審議会条例	S44.12.23	H20.4.1	都市計画区域内
市	滑川市まちづくり条例	H11.11.9		都市計画区域内
市	滑川市緑化推進条例	S46.3.26		行政区域内
市	滑川市都市公園条例	S63.3.30	H26.7.1	都市計画区域内
市	滑川市下水道条例	H1.3.28	H26.4.1	管区内
市	滑川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例	S63.12.26	H26.1.1	管区内

資料：庁内資料（平成25年）

第1章 都市の現状と課題

2-5 土地利用状況

(1) 土地利用状況

土地利用状況については、農地（田）の占める割合が46.9%と最も多く、次いで住宅用地が13.4%となっている。また、可住地面積の占める割合は76.8%となっている。

用途地域内では、住宅用地の占める割合が26.1%と最も多く、次いで工業用地が17.2%、道路用地が14.5%となっており、可住地面積の占める割合は76.0%となっている。

他方、自然的土地利用割合は61.5%（用途地域内20.8%、用途地域外68.5%）、都市的土地利用割合は38.5%（用途地域内79.2%、用途地域外31.5%）となっている。

表一 土地利用別面積

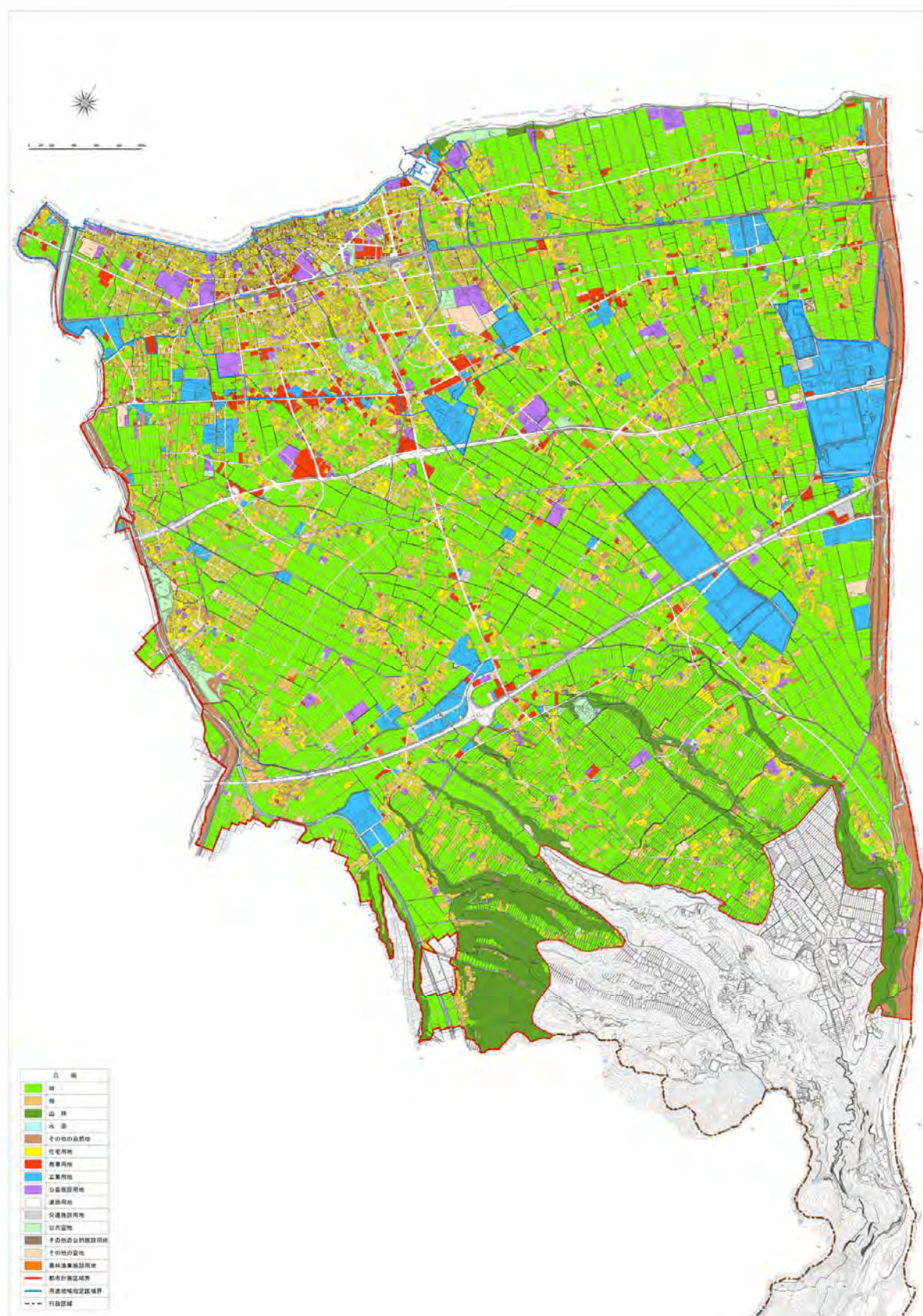
市街地区分		用途地域 指定区域 (ha)	用途地域 指定外区域 (ha)	合計 (ha)	合計 (%)	
自然的土地利用	農地	田	86.8	2071.2	2,158.0	46.9
		畑	19.9	169.4	189.3	4.1
		小計	106.7	2,240.6	2,347.3	51.0
	山林		2.1	218.4	220.5	4.8
	水面		8.6	63.2	71.8	1.6
	その他の自然地		22.2	168.5	190.7	4.1
	小計		139.6	2,690.7	2,830.3	61.5
都市的土地利用	宅地	住宅用地	174.9	442.0	616.9	13.4
		商業用地	33.1	53.7	86.8	1.9
		工業用地	115.3	165.3	280.6	6.1
		小計	323.3	661.0	984.3	21.4
	農林漁業施設用地		0.3	6.0	6.3	0.1
	公益施設用地		46.7	57.6	104.3	2.3
	道路用地		97.4	394.6	492.0	10.7
	交通施設用地		13.3	27.6	40.9	0.9
	公共用地		17.1	36.2	53.3	1.2
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の空地		33.1	56.5	89.6	1.9
小計		531.2	1,239.5	1,770.7	38.5	
合計		670.8	3,930.2	4,601.0	100.0	
可住地		510.1	3,021.7	3,531.8	76.8	
非可住地		160.7	908.5	1,069.2	23.2	

資料：都市計画基礎調査（平成25年）

※非可住地は、「山林」、「水面」、「その他自然地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共空地」、「その他の公的施設用地」、「工業用地（工業専用地域）」とする。

第1章 都市の現状と課題

図一土地利用状況図



第1章 都市の現状と課題

(2) 大規模非可住地状況

都市計画基礎調査（平成19年）によれば、大規模非可住地としては、小学校、中学校、高等学校、商業地以外に、東福寺野自然公園（9.6ha）、有磯海サービスエリア（3.2ha）、浄化センター（3.1ha）、富山県水産試験場（2.4ha）、ほたるいかミュージアム（2.3ha）が見られる。

(3) 農地転用状況

平成19年から平成24年にかけて、農地転用状況については、都市計画区域内401件で約69haであり、件数では住宅用地への転用が最も多く229件で約13.2ha、一方、面積では工業用地への転用が最も多く46件で約30.7haとなっている。

用途地域内での転用は139件で約8.9haであり、用途地域外での転用は261件で約60.0haとなっている。

表一 農地転用状況

区分	住宅用地		商業用地		工業用地		公共施設用地		その他		
	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	
用途地域指定区域	平成19年	18	9,276	3	3,057	0	0	0	0	6	1,983
	平成20年	20	11,170	6	5,577	0	0	1	257	5	3,118
	平成21年	12	2,843	1	358	1	464	1	817	3	842
	平成22年	17	8,315	1	1,390	0	0	3	4,439	1	30
	平成23年	18	8,805	3	5,726	3	3,143	1	3,029	0	0
	平成24年	12	11,791	1	1,918	0	0	2	839	0	0
	合計	97	52,200	15	18,026	4	3,607	8	9,381	15	5,973
用途地域指定外区域	平成19年	47	32,575	4	3,927	9	37,042	5	2,230	14	63,559
	平成20年	24	11,028	4	6,250	11	95,291	2	1,346	8	14,315
	平成21年	16	7,577	3	2,944	8	51,291	3	11,957	16	41,897
	平成22年	19	10,349	1	121	6	42,158	3	1,261	6	50,188
	平成23年	11	3,756	5	7,799	3	28,727	1	250	3	3,906
	平成24年	15	14,798	2	2,377	5	48,505	3	2,271	4	571
	合計	132	80,083	19	23,418	42	303,014	17	19,315	51	174,436
合計	平成19年	65	41,851	7	6,984	9	37,042	5	2,579	20	65,542
	平成20年	44	22,198	10	11,827	11	95,291	3	1,603	13	17,433
	平成21年	28	10,420	4	3,302	9	51,755	4	12,774	19	42,739
	平成22年	36	18,664	2	1,511	6	42,158	6	5,700	7	50,218
	平成23年	29	12,561	8	13,525	6	31,870	2	3,279	3	3,906
	平成24年	27	26,589	3	4,295	5	48,505	5	3,110	4	571
	合計	229	132,283	34	41,444	46	306,621	25	29,045	66	180,409

資料：都市計画基礎調査（平成25年）

第1章 都市の現状と課題

(4) 道路

滑川市の都市計画道路の指定状況は、28路線、計画延長36,590mが都市計画決定されている。

平成25年3月現在の都市計画道路の整備状況は、都市計画決定されている28路線、計画延長36,590mのうち、改良済延長は28,010m、概成済延長は1,567m、未整備延長は7,013mであり、整備率は80.8%（概成済延長を含む）と高い。

表一 都市計画道路の現況

路線番号	名称	幅員	車線数	計画延長	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)	未整備延長 (m)	整備率 (%)	
1	3.2.1	滑川富山8号バイパス線	32	未決定	2,700	2,590	0	110	95.9
2	3.3.1	滑川中央線	25	未決定	1,940	1,940	0	0	100.0
3	3.3.2	滑川駅前線	22	未決定	510	510	0	0	100.0
4	3.3.3	滑川駅国道線	25	未決定	1,090	1,090	0	0	100.0
5	3.3.4	魚津滑川8号バイパス線	28	未決定	4,400	4,370	0	30	99.3
6	3.4.1	滑川富山線	16	2	4,120	4,120	0	0	100.0
7	3.4.2	漁港中野島線	16	未決定	1,580	200	0	1,380	12.7
8	3.4.3	加島町菰原線	16	2	690	0	600	90	87.0
9	3.4.4	滑川駅吾妻町線	18	2	430	430	0	0	100.0
10	3.4.5	市役所線	16	未決定	220	0	0	220	0.0
11	3.4.6	下島中野島線	16	未決定	2,440	2,440	0	0	100.0
12	3.4.7	下島国道線	16	未決定	470	470	0	0	100.0
13	3.5.1	滑川海岸線	12	未決定	3,720	780	0	2,940	21.0
14	3.5.2	橋場国道線	12	未決定	1,670	1,670	0	0	100.0
15	3.5.3	菰原坪川線	12	2	2,790	2,790	230	-230	108.2
16	3.5.5	加島町下島線	12	未決定	350	0	0	350	0.0
17	3.5.6	河端上島線	12	未決定	750	0	737	13	98.3
18	3.5.7	高月魚躬線	12	未決定	280	0	0	280	0.0
19	3.5.8	坪川新柳原線	12	未決定	1,050	650	0	400	61.9
20	3.5.9	柳原環状線	12	未決定	1,380	1,380	0	0	100.0
21	3.5.10	下島上小泉線	14	未決定	730	730	0	0	100.0
22	7.6.1	柳原1号線	8	未決定	220	220	0	0	100.0
23	7.6.2	柳原2号線	8	未決定	150	150	0	0	100.0
24	7.6.3	柳原3号線	8	未決定	430	430	0	0	100.0
25	7.6.4	柳原4号線	8	未決定	320	320	0	0	100.0
26	7.6.5	吾妻町加島町線	9	定めない	1,430	0	0	1,430	0.0
27	8.7.1	中川歩行者専用道路	7	定めない	590	590	0	0	100.0
28	8.7.2	滑川駅地下道線	6	定めない	140	140	0	0	100.0
合計	路線数 28			36,590	28,010	1,567	7,013	80.8	

資料：庁内資料（平成25年3月現在）

※概成済：計画道路と同程度の機能を果たしうる道路を有するもの（おおむね計画幅員の2/3以上）

第1章 都市の現状と課題

(5) 公園

滑川市では、平成26年4月現在、総合公園1箇所、運動公園1箇所、地区公園2箇所、近隣公園1箇所、街区公園18箇所、都市緑地5箇所、特殊公園1ヶ所、合計29箇所（計画決定公園は11箇所）が都市公園となっている。このうち、開設済面積は33.27haである。

都市計画区域内の人口が33,465人（平成25年3月現在）であることから、1人あたりの都市公園面積は9.94㎡（開設面積33.27ha／都市計画区域内人口33,465人）である。

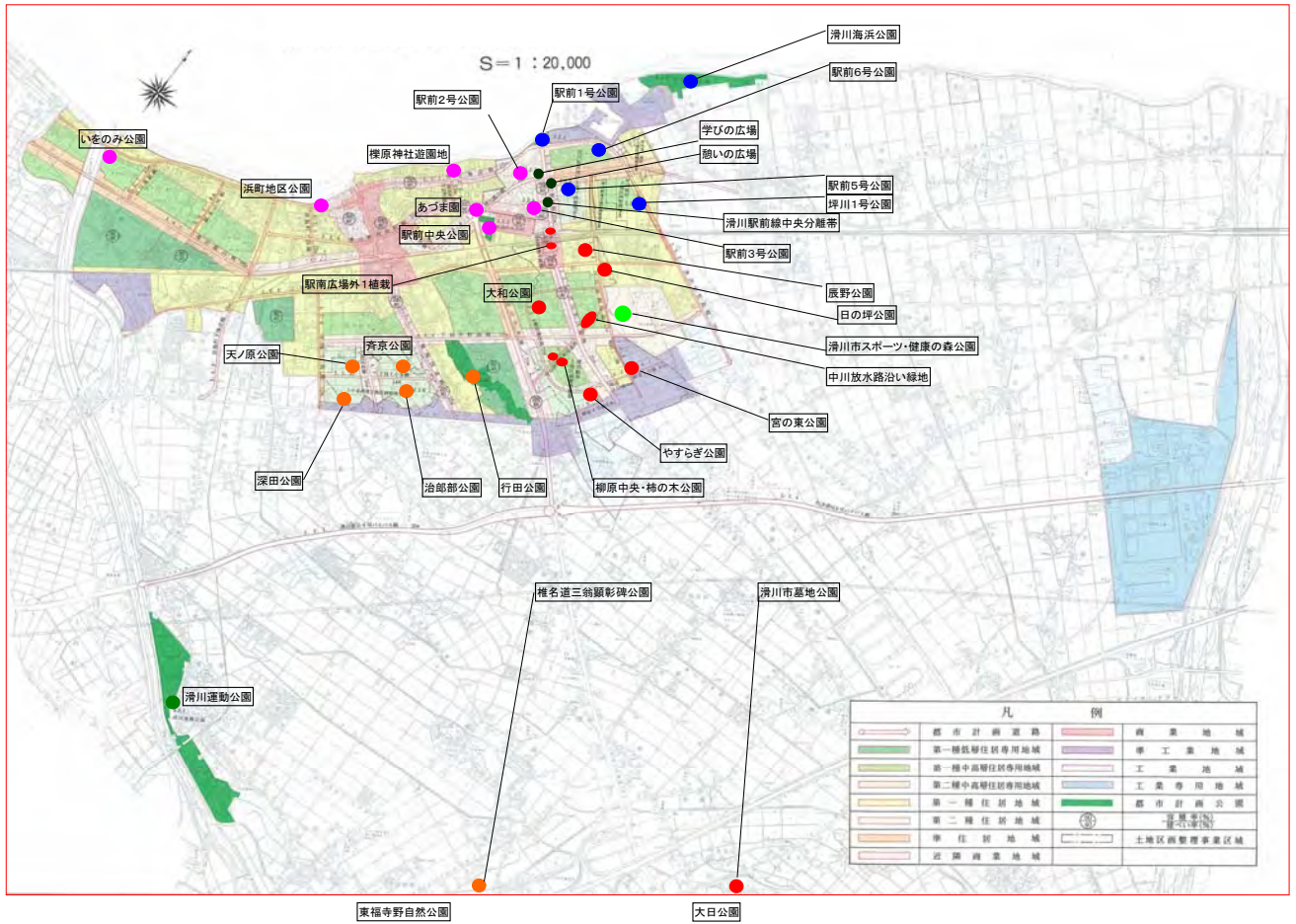
表一 都市公園の整備状況

種別	公園名		計画決定面積(ha)	開設済面積(ha)	備考
総合	5.4.1	滑川市スポーツ・健康の森公園	5.60	5.47	
運動	6.5.1	滑川運動公園	15.30	11.11	
地区	8.4.2	滑川海浜公園	5.10	5.10	
地区	3.4.1	行田公園	6.60	6.60	
近隣	3.3.2	駅前中央公園	1.10	1.10	
街区	2.2.2	駅前1号公園	0.41	0.41	
街区	2.2.3	駅前2号公園	0.20	0.20	
街区	2.2.4	駅前3号公園	0.20	0.20	
街区	2.2.5	駅前5号公園	0.24	0.24	
街区		駅前6号公園		0.09	
街区	2.2.1	坪川1号公園	0.30	0.30	
街区		深田公園		0.15	
街区	2.2.6	治郎部公園	0.20	0.20	
街区		雪嶋地区児童遊園地		0.08	
街区		本陣遊園地		0.08	
街区		櫛原神社遊園地		0.27	
街区		田中町小公園		0.02	
街区		辰野公園		0.15	
街区		大和公園		0.24	
街区		柳原中央公園		0.17	
街区		柿の木公園		0.26	
街区		宮の東公園		0.17	
街区		やすらぎ公園		0.16	
都市緑地		あづま園		0.05	
都市緑地		学びの広場		0.05	
都市緑地		憩いの広場		0.06	
都市緑地		鹿熊田広場		0.08	
都市緑地		日ノ坪広場		0.13	
特殊		椎名道三翁顕彰碑公園		0.13	
計		29ヶ所	35.25	33.27	

資料：庁内資料（平成26年4月現在）

第1章 都市の現状と課題

図一 都市公園位置図



第1章 都市の現状と課題

(6) 上下水道

滑川市の上水道の普及率は、横ばい傾向を示しており、平成23年度では行政区域内人口が33,938人に対し、給水人口が33,111人と普及率97.6%となっている。

一方、下水道の普及率は、漸増しているものの6割に満たず、平成23年度では行政区域内人口が33,938人に対し、処理区域人口が20,214人と普及率59.6%となっている。

また、水洗化率については、平成23年度では処理区域人口が20,214人に対し、水洗化人口が15,771人と水洗化率78.0%となっている。

表一 上水道の状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政区域人口 [a] (人)	34,234	34,192	34,141	34,118	33,938
給水人口 [b] (人)	33,230	33,283	33,233	33,252	33,111
普及率 [b/a] (%)	97.1	97.3	97.3	97.5	97.6

資料：庁内資料

表一 下水道の状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行政区域人口 [a] (人)	34,234	34,192	34,141	34,118	33,938
処理区域内人口 [b] (人)	17,558	18,357	19,236	19,930	20,214
水洗化人口 [c] (人)	12,969	13,859	14,490	15,311	15,771
普及率 [b/a] (%)	51.3	53.7	56.3	58.4	59.6
水洗化率 [c/b] (%)	73.9	75.5	75.3	76.8	78.0

資料：庁内資料

3 上位計画の把握

3-1 富山県都市計画マスタープラン

とやま21都市ビジョン（県全体の基本構想）【平成16年1月：富山県】

富山県では、21世紀の安定・成熟した都市型社会にふさわしい都市計画を実現し、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、「富山県都市計画マスタープラン」を策定している。

富山県都市計画マスタープランは、「とやま21都市ビジョン（県全体の基本構想）」及び都市計画区域ごとの「都市計画区域マスタープラン」から構成されており、「とやま21都市ビジョン（県全体の基本構想）」は、広域的な観点から、概ね20年後を展望し、県全体の都市づくりの目標や将来像等を示すものである。

図一 都市づくりの目標と基本的方向



資料：とやま21都市ビジョン（県全体の基本構想）

第1章 都市の現状と課題

3-2 富山県都市計画マスタープラン

滑川都市計画区域マスタープラン【平成25年3月：富山県】

滑川都市計画区域マスタープランでは、「富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）」のほか、滑川都市計画区域としての「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めている。

(1) 富山県の都市計画の方針（広域的・共通的事項）

●都市計画の基本理念

～みんなで創ろう！人が輝く こし くに 高志の国～

- 快適で活力ある都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

(2) 滑川都市計画区域

●都市計画の目標（都市計画の基本理念）

～ひと・まち・産業が元気なまち 滑川～

- 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり
- 暮らしやすい都市づくり
- 活力ある産業を支える都市づくり

●区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針（区域区分の決定の有無）

滑川都市計画区域では、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対応により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとしている。

●主要な都市計画の決定の方針

優先的におおむね10年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

表一 主要な施設の整備目標（道路）

種別	名称
道路	3・3・4 魚津滑川8号バイパス線
	3・5・5 加島町下島線

表一 主要な施設の整備目標（公園）

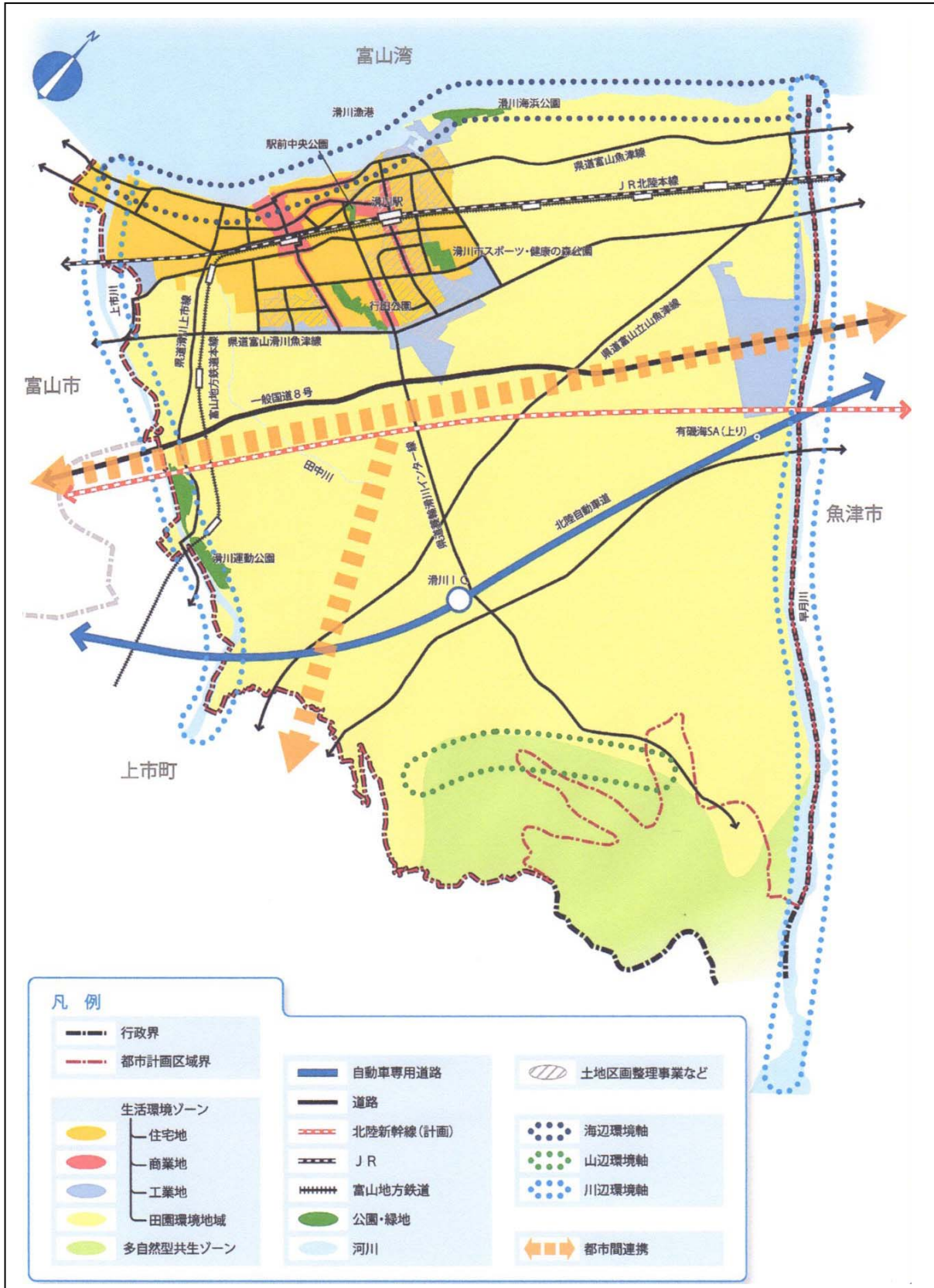
種別	名称
総合公園	5・4・1 滑川市スポーツ・健康の森公園
運動公園	6・5・1 滑川運動公園

表一 主要な施設の整備目標（下水道）

種別	名称
公共下水道	滑川公共下水道

第1章 都市の現状と課題

図一滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針 概要図



資料：滑川都市計画区域マスタープラン

第1章 都市の現状と課題

3-3 滑川市第4次総合計画【平成23年3月：滑川市】

滑川市第4次総合計画は、滑川市が社会経済状況や自然環境の変化に対応しながら持続可能な発展ができるよう、長期的な視点からめざすべき将来像・基本目標を設定し、子育て支援や暮らしやすい環境の創出を中心としたまちづくりを推進するとともに、その実現に向けて市民と行政が、それぞれの責任と役割において推進すべき基本的な取り組みの方向を示している。計画期間は、「基本構想」が平成23年度から平成32年度までの10年間、「前期基本計画」が平成23年度から平成27年度までの5年間としている。

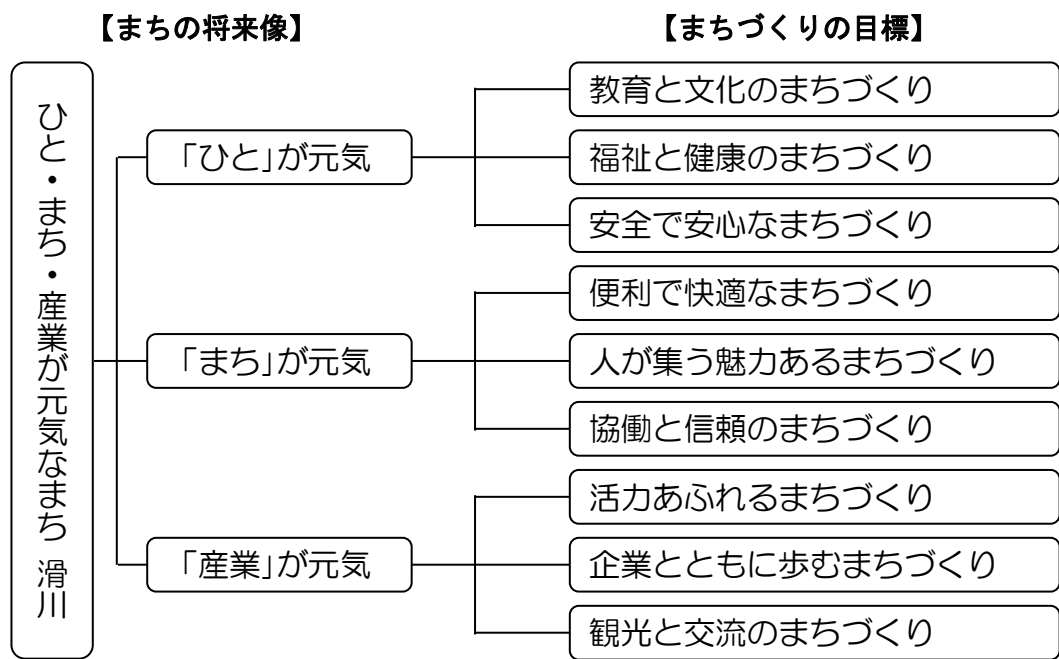
●まちの将来像

『ひと・まち・産業が元気なまち 滑川 ―キラリン 元気計画―』
○「ひと」が元気 ○「まち」が元気 ○「産業」が元気

●まちづくりの基本理念

- 市民参加による自主自律型のまちづくり
- 地域資源を活かした活力あるまちづくり
- 成果志向型の効率的なまちづくり

●まちづくりの目標



●将来人口

目標人口 34,000 人（平成32年）

第1章 都市の現状と課題

●土地利用計画

1 都市地域

①住居地域

既成市街地の周辺部の小中学校付近などにおいて比較的大きな住宅団地が形成され、市外からの転入世帯や既成市街地からの転居世帯の生活の場となっており、既成市街地の空洞化が起きています。そのため、既成市街地においては、防災機能の向上と空き地・空き家対策や街並み整備などによる良好な住環境の整備を図り、安全で快適な住宅地の整備に努めます。また、土地区画整理事業等の面整備を実施した地域については、市外から転入される若者やいわゆる団塊世代の方などの住宅取得を促進するとともに、必要な住宅地の計画的な確保を図ります。

②商業地域

滑川駅・中滑川駅の周辺などの商業地域では、本市の生活の諸機能が集約された個性を活かした賑わいのある商業地づくりを促進し、旧町部の活性化を図ります。

旧国道沿線で商業集積が進んでいる地域では、地域の景観に配慮した商業地域としての整備を促進します。

③工業・流通業務地域

工業地域は、世界的に有名な企業をはじめ多くの大きな企業が工業団地を形成しており、県内で有数の出荷額を誇るなど、目覚ましい発展を遂げてきました。

これからも経済社会情勢を考慮しながら、滑川インターチェンジ周辺のように交通便利性を活かした工業団地の周辺部などにおいて整備を推進するなど、魅力ある就労環境の創出に資する工業・流通業務の基盤の充実を図ります。

2 農業地域

国内でも有数のおいしい米の生産地を誇っている農業地域は、工業地域や商業地域を適正に配置しつつ重要な農業生産の基盤である優良農地の確保を図るとともに、遊休農地の利活用に努めるなど、環境保全を推進します。

3 森林地域

森林地域は、二酸化炭素の吸収、水資源の涵養、保健休養、自然環境の保全など様々な機能を有しており、地球温暖化防止や林業振興の観点から森林や里山の適切な保全・整備を図ります。

4 漁業関連地域

滑川漁港を中心とした地域には、漁業関係の卸売市場、県水産研究所、滑川栽培漁業センター、ほたるいかミュージアム、アクアポケット、ホタルイカやかまぼこの水産加工工場等の漁業関連施設が集積されており、これらの施設の連携強化を図ります。

5 観光・レクリエーション地域

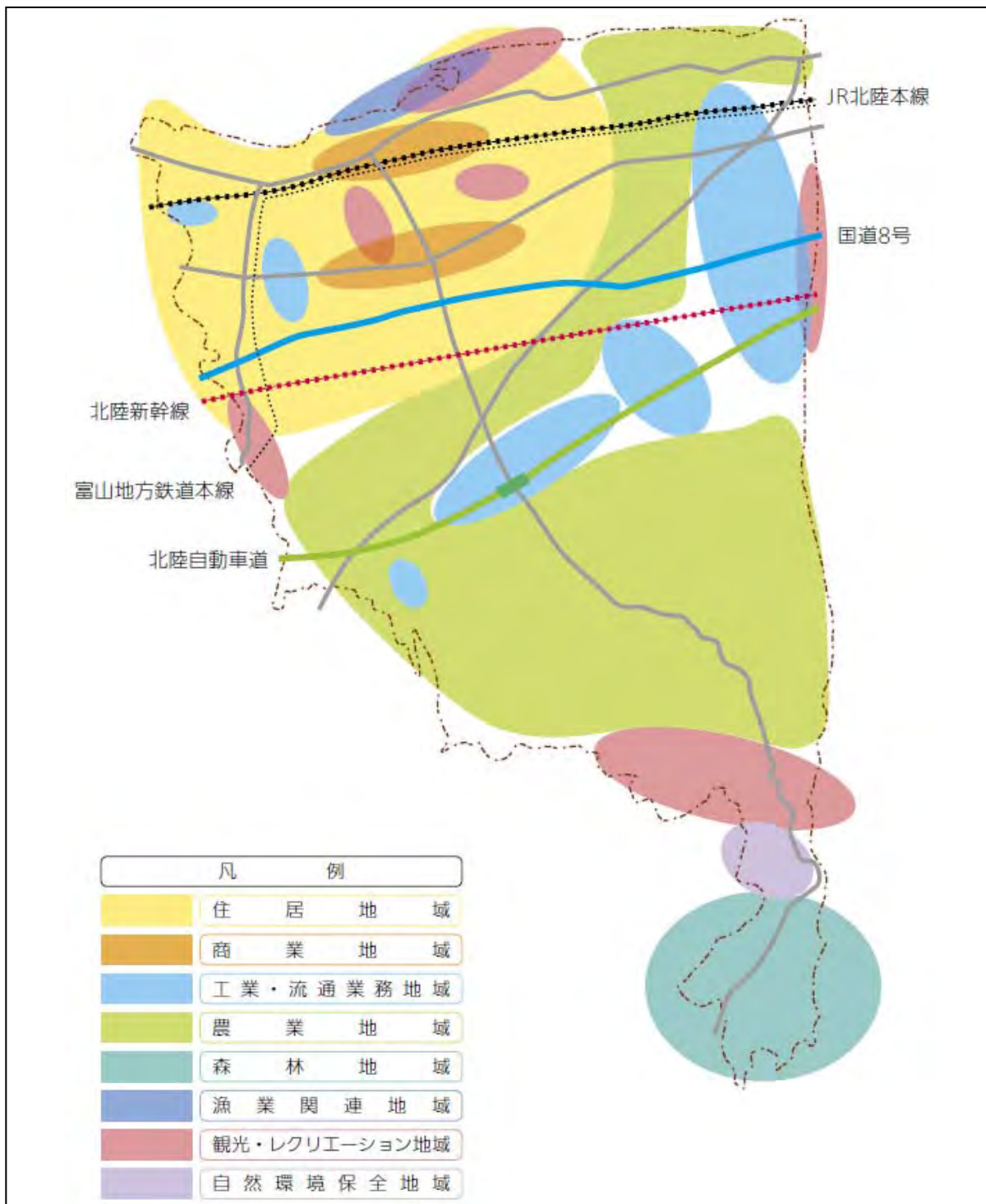
ほたるいかミュージアム・タラソピア・海浜公園などの海浜ゾーン、東福寺野自然公園・大日公園・みのわテニス村などの山間自然休養ゾーン、早月川左岸・上市川右岸などの河川レクリエーションゾーンでは、市民の憩いの場・人々が集まる場としてそれぞれの特性を活かし、新たな施設整備や既存施設の内容の充実を図り、その活性化に努めます。

第1章 都市の現状と課題

6 自然環境保全地域

東福寺自然環境保全地域（東福寺及び菟輪の一部）は、植生、地形、地質などの優れた自然環境を有しており、この地域の自然を守り子孫に引き継ぐとともに、生態系と共生しながら、エコロジーやピオトープなど環境教育を行う場などの適正な利用を図ります。

図ー土地利用計画イメージ図



資料：滑川市第4次総合計画

4 関連計画の把握

4-1 滑川市緑の基本計画【平成10年3月：滑川市】

滑川市は、緑地の保全や緑化の推進に関して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針などを定めた「滑川市緑の基本計画」を策定している。

●緑地の保全及び緑化の目標（緑の基本計画のテーマ、基本方針）

【緑の基本計画のテーマ】

緑の地に 清流かがやく まち なめりかわ

【基本方針】

- ① ふるさとの自然に包まれたまちをつくる
- ② 身近に水や緑に親しめるまちをつくる
- ③ 海・川・山を活かしたまちをつくる
- ④ 市全や緑を守り育てるまちをつくる

●緑地の配置方針（総合的な緑地の配置方針）

本市の緑の骨格となっている緑地軸は、海岸部の海の軸、早月川及び上市川の川の軸、市南部の山の軸により構成されている。

この地域では、都市の骨格を形成している緑地の保全やレクリエーション機能のある大規模な緑地整備が必要である。

将来市街地（用途地域）は、市北西部の滑川地区を中心に周辺に拡大した地域と、早月加積地区の早月川沿いの工業系用途地域の2箇所があり、前者の住居・商業系用途地域及び土地区画整理事業区域については、住区設定（4住区）を行っている。

住区設定に基づいた住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の整備や公共用地及び民間地での積極的な緑化推進が必要である。

北陸自動車道以北の将来市街地を取り囲む田園地域は、部分的に農村集落の発展や団地開発によって宅地化が進み、今後も商業・工業を含んだ開発行為が見込まれる。

この地域では、計画的な道路や生活環境の整備、蚕食的な現況緑地（農地等）の減少を抑止し、田園的な環境を、将来市街地を囲むグリーンベルトとして守る必要がある。

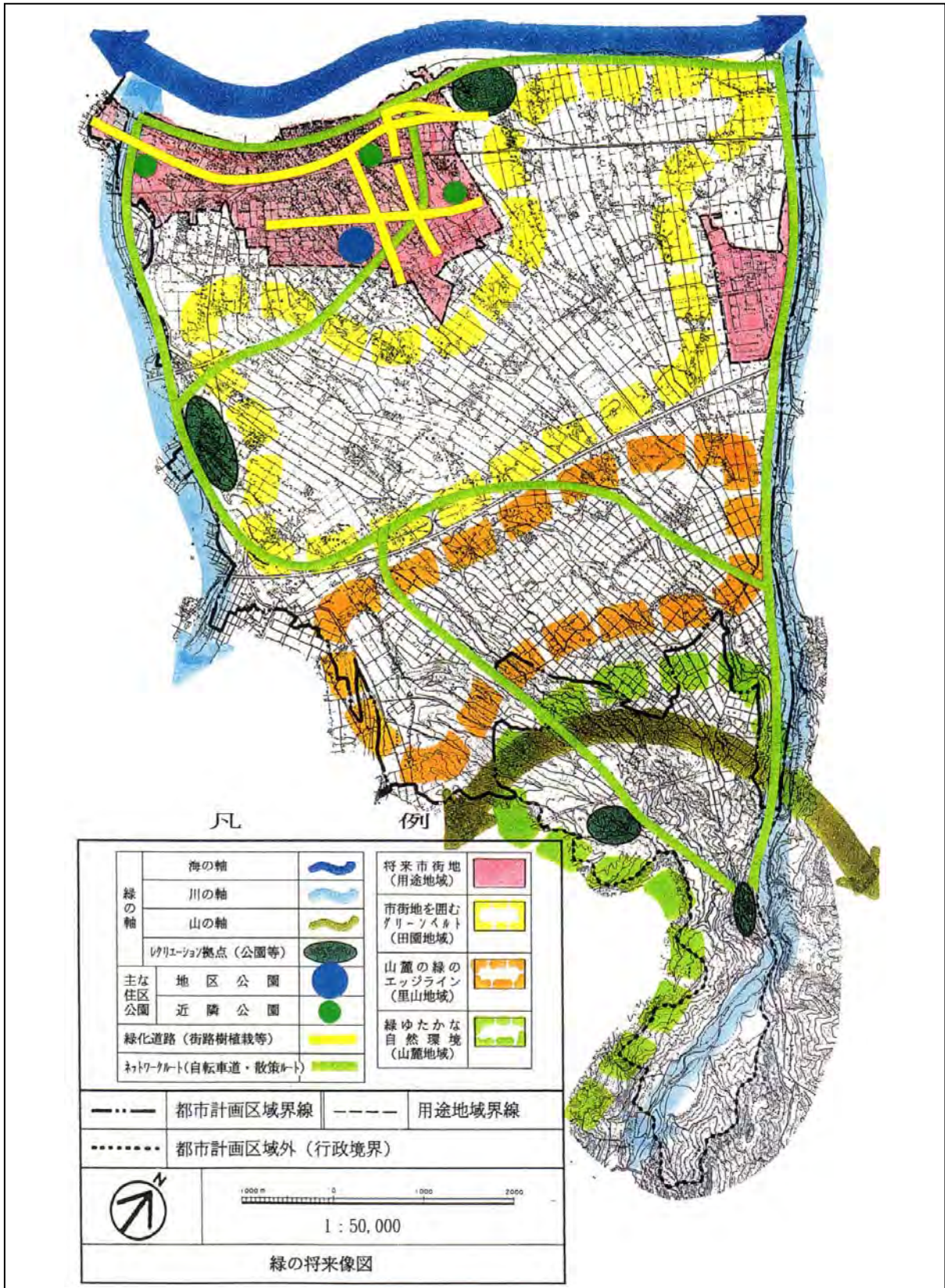
北陸自動車道以南の都市計画区域は、田園地域と市南部の山麓樹林との間の緩衝帯となる里山地域であり、農地と舌状に重なる段丘斜面林が織りなす豊かな景観を、山麓の緑のエッジラインとして守る必要がある。

市南部の都市計画区域外の山麓地域は、市街地から遠望され、遠景となる緑であり、東福寺自然環境保全地域等の豊かな自然環境を守る必要がある。

都市公園やレクリエーション拠点となる海・川・山の緑地軸を、自転車歩行者専用道路、散策ルート、市街地の主要な道路の緑化により、ネットワーク化を図る必要がある。

第1章 都市の現状と課題

図一 緑の将来像図



資料：滑川市緑の基本計画

第1章 都市の現状と課題

4-2 富山地方鉄道沿線地域公共交通総合連携計画

【平成22年3月：富山市、高岡市、射水市、魚津市、滑川市、黒部市、立山町、上市町、舟橋村】

滑川市を含む富山地方鉄道沿線の9市町村では、交通事業者や沿線自治体、地域住民等の関係者が連携し、県内の複数市町村に跨って運行されている富山地方鉄道株式会社の鉄道や路線バスの活性化及び利用促進を図るため、富山地方鉄道沿線地域公共交通活性化協議会を設置するとともに、その基本構想や取り組みを明らかにした「富山地方鉄道沿線地域公共交通総合連携計画」を策定している。

計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間としている。

●連携計画の目標

本計画における目標は以下のとおりとする。

- | |
|---|
| 目標1：シームレスな公共交通ネットワークの実現
目標2：広域公共交通としての利用促進 |
|---|

●連携計画の対象区域

本計画の対象区域は、富山地方鉄道株式会社及び富山地鉄中央バス株式会社が運行する鉄軌道及び路線バスの沿線市町村とする。

富山市、高岡市、射水市、魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町

●公共交通活性化施策

○シームレスな公共交通ネットワークの実現策

①交通結節点の整備

【施策】P & R用駐車場・駐輪場の整備、駅機能の強化、他交通機関との連携強化

②公共交通の接続性の向上

【施策】ICカードの導入、運行ダイヤの調整、乗継案内システムの充実

③広域公共交通としてのサービス強化

【施策】時刻表の充実

○公共交通の利用促進策

①公共交通の快適性の向上

【施策】バリアフリー化の推進、案内設備の充実、駅及びバス停等の関連施設整備

②公共交通の速達性の向上・定時性の確保

【施策】ICカードの導入、PTPSの整備

③公共交通の利用啓発

【施策】モビリティマネジメントの実施、シンポジウム・フォーラムの開催

④地域との連携による利用促進

【施策】サポーター組織の拡充、ICカードの多機能化、ノーマイカーデーの推進・強化

第1章 都市の現状と課題

5 市民意向の把握

5-1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「滑川市都市計画マスタープラン」の見直しにあたって、将来あるべき本市の姿、土地利用の進め方、道路・学校・公園・下水道その他の公共施設の配置や整備の進め方などについて市民の意向を聴取し、よりよい計画づくりの資料とするために、実施したものである。

(2) 調査対象者の抽出、調査方法

調査対象者の抽出：住民基本台帳からの無作為抽出による。

調査方法：郵送調査法による。

(3) 調査期間

発 送	平成 24 年 10 月 12 日
回 収	平成 24 年 11 月 10 日

(4) 回収結果

発 送	989 通
未 到 着 数	3 通
有 効 回 答 数	496 通
有 効 回 収 率	50.3%

(5) 集計方法

調査票の質問の流れに沿って単純集計を行い、問によっては地区別または年齢別のクロス集計分析を実施した。

集計結果は、回答数と回答数全体に占める構成比によって表示しているが、本調査においては複数の回答を許す設問も多く、この場合には基本的に各構成比の合計は 100%にならない。

また、単純集計結果においても、四捨五入による誤差のため、構成比の合計は必ずしも 100%にはならない。

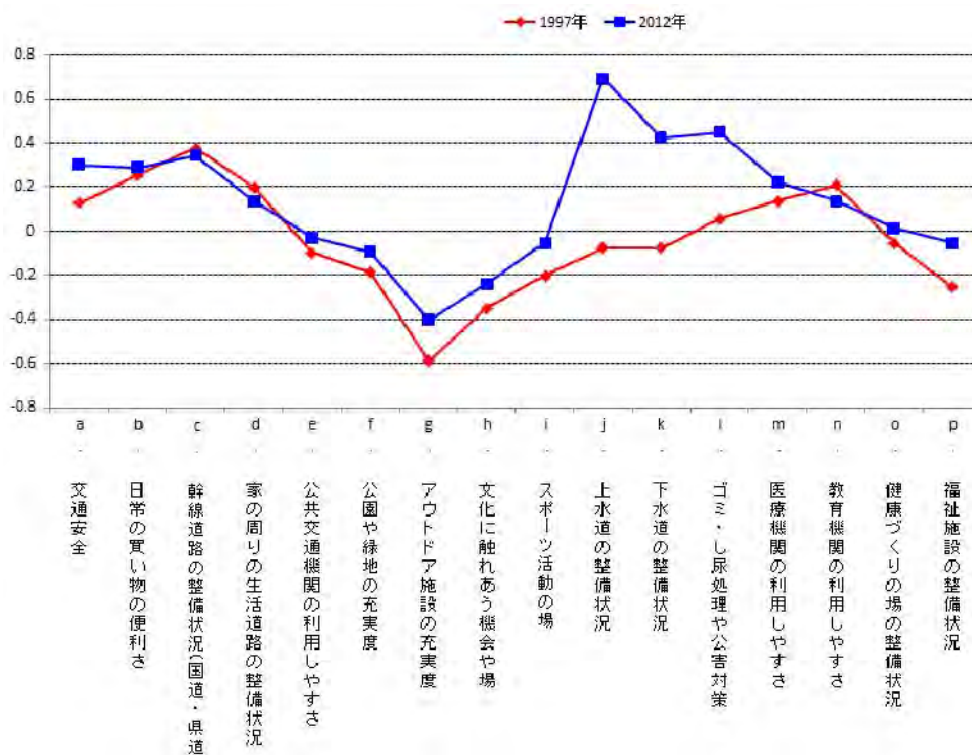
第1章 都市の現状と課題

5-2 アンケート調査結果の概要

アンケート調査結果の概要を以下に整理する。

● あなたのお住まいの地区についてお尋ねします。

(1) 問.16 あなたの住んでいる地区の生活環境についてどう思いますか。次のそれぞれの項目について、あてはまる評価を1つ選んで○印をつけてください。



【全体】

1997年調査(以下、前回調査)から見ると、2012年調査(以下、今回調査)では上・下水道、ゴミ・し尿処理や公害対策などの衛生面が大きく改善されているのに対し、文化に触れる機会や場については、依然として充実していないことが推測される。

満足度が低い文化に触れる機会や場を充実していくことが必要である。

- ・今回調査によれば、前回調査から大きくポイントを上げ、「上水道の整備状況」、「ゴミ・し尿処理や公害対策」、「下水道の整備状況」の満足度が高くなっている。
- ・一方、前回・今回調査ともに、「アウトドア施設の充実度」、「文化に触れあう機会や場」の満足度は低くなっている。

第1章 都市の現状と課題

【地区別】

今回調査について、滑川東部では、全般的に満足度が高いのに対して、早月加積・東加積・山加積では、満足度が低い結果となっている。

早月加積・東加積・山加積の全地区において、「日常の買い物の便利さ」が平均を大きく下回っているほか、早月加積・山加積では、「下水道の整備状況」が平均を大きく下回っていることが特筆される。

地区別の項目ごとの満足度を把握し、適正な改善策を検討するとともに、**早月加積・東加積・山加積については、「日常の買い物の便利さ」などの満足度を高める対策を講じていくことが必要である。**

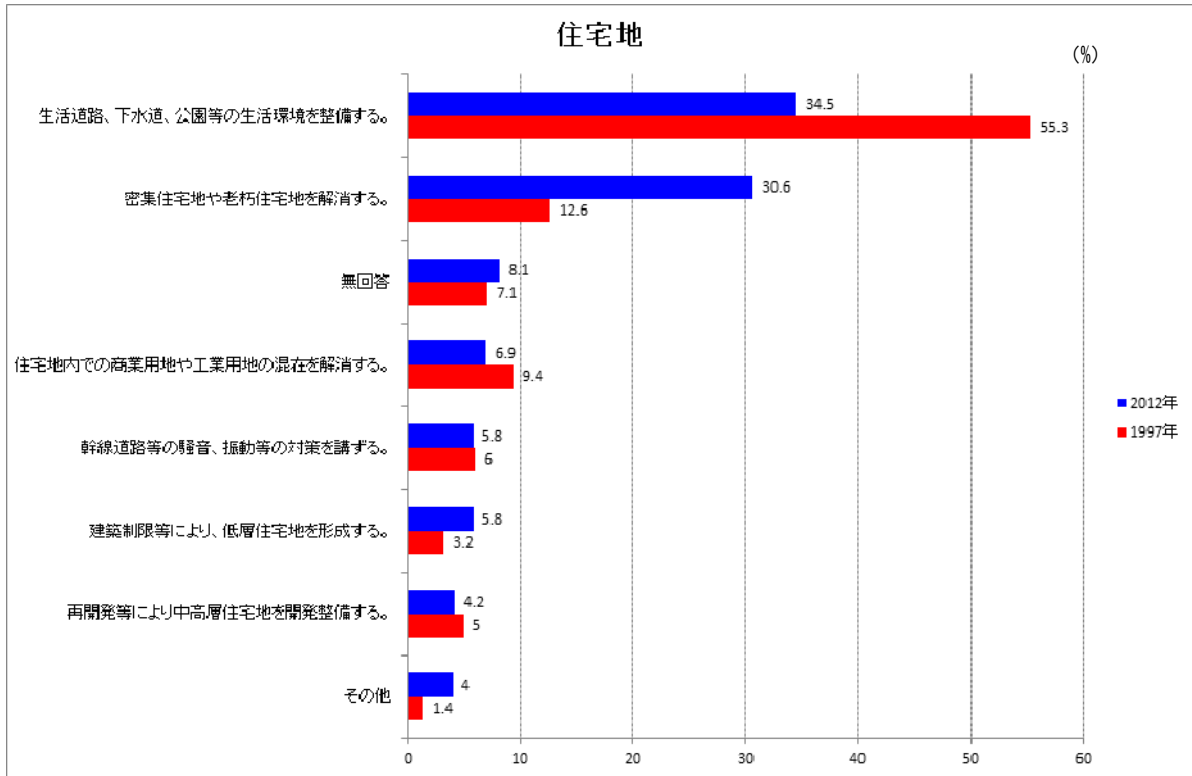
- ・今回調査について、全体平均と比較した場合、各地区の傾向は以下のとおりである。
- ・滑川東部では、全16項目において平均を上回っており、特に「公共交通機関の利用しやすさ」、「公園や緑地の充実度」、「日常の買い物の便利さ」が平均を大きく上回っている。
- ・滑川西部では、7項目が平均を上回っており、特に「日常の買い物の便利さ」、「下水道の整備状況」が平均を大きく上回っている。対して、「公園や緑地の充実度」、「家の周りの生活道路の整備状況」、「スポーツ活動の場」が平均を大きく下回っている。
- ・浜加積では、8項目が平均を上回っており、特に「家の周りの生活道路の整備状況」、「交通安全」が平均を大きく上回っている。対して、「日常の買い物の便利さ」、「公共交通機関の利用しやすさ」が平均を大きく下回っている。
- ・早月加積では、全16項目において平均を下回っており、特に「日常の買い物の便利さ」、「下水道の整備状況」が平均を大きく下回っている。
- ・北加積では、6項目が平均を上回っており、特に「スポーツ活動の場」が平均を大きく上回っている。対して、「交通安全」、「医療機関の利用しやすさ」、「日常の買い物の便利さ」、「公共交通機関の利用しやすさ」が平均を大きく下回っている。
- ・東加積では、3項目が平均を上回っており、特に「下水道の整備状況」が平均を大きく上回っている。対して、「日常の買い物の便利さ」、「医療機関の利用しやすさ」が平均を大きく下回っている。
- ・中加積では、6項目が平均を上回っており、特に「交通安全」、「福祉施設の整備状況」が平均を大きく上回っている。対して、「下水道の整備状況」、「日常の買い物の便利さ」が平均を大きく下回っている。
- ・西加積では、7項目が平均を上回っており、特に「日常の買い物の便利さ」、「家の周りの生活道路の整備状況」、「アウトドア施設の充実度」、「福祉施設の整備状況」が平均を大きく上回っている。対して、「公共交通機関の利用しやすさ」、「文化に触れあう機会や場」が平均を大きく下回っている。
- ・山加積では、3項目が平均を上回っており、特に「交通安全」が平均を大きく上回っている。対して、「下水道の整備状況」、「日常の買い物の便利さ」が平均を大きく下回っている。

第1章 都市の現状と課題

● 市全体のまちづくりについてお尋ねします。

(2) 問.17 今後の土地利用を検討していく上で、最も重要と思われるものについて、それぞれお答えください。

1) 住宅地について、あてはまる項目を1つ選んでください。



前回調査から見ると、重要性は低下しているものの、依然として「生活道路、下水道、公園等の生活環境の整備」に関する要望が強いほか、「密集住宅地や老朽住宅地の解消」について緊急性が高まっているものと推測される。

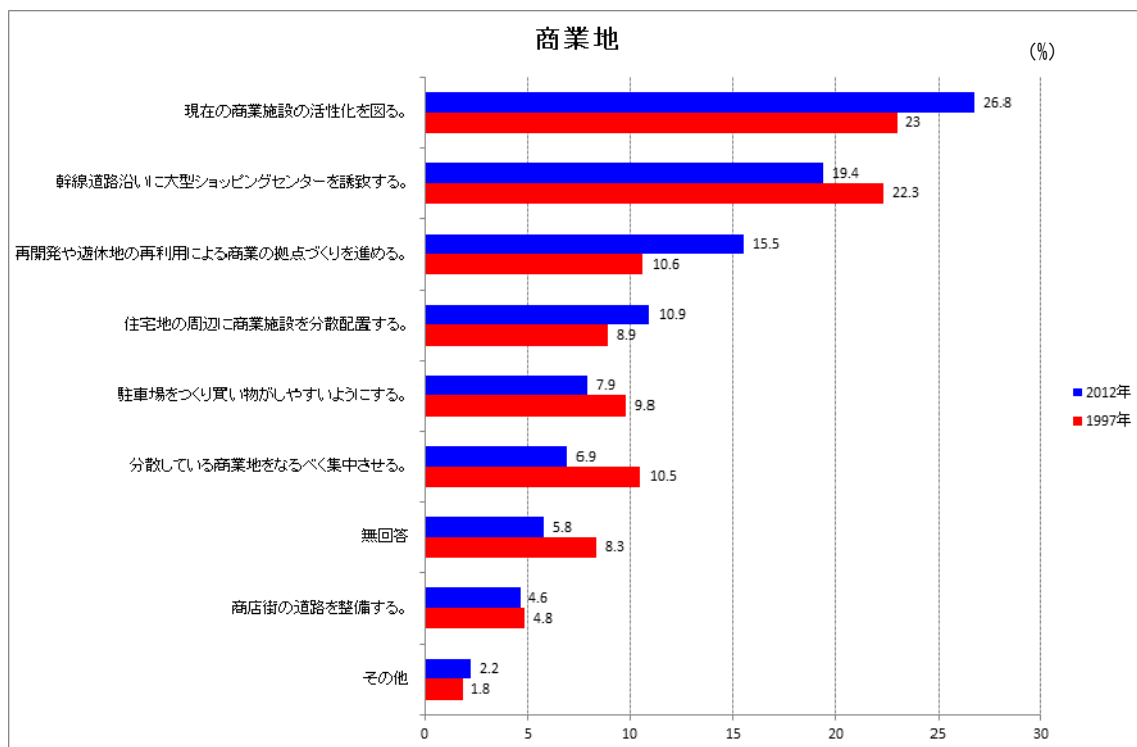
また、本市の中心市街地である滑川西部・滑川東部で「密集住宅地や老朽住宅地の解消」に関する要望が強いことが特筆される。

中心市街地などでの「密集住宅地や老朽住宅地の解消」に関する対策を優先的に取り組んでいくとともに、要望の強い地区を中心として「生活道路、下水道、公園等の生活環境の整備」を継続的に進めていくことが必要である。

- ・ 前回調査から大きくポイントを下げているものの、今回調査でも「生活道路、下水道、公園等の生活環境を整備する」との回答が最も多い。
- ・ 次いで、「密集住宅地や老朽住宅地を解消する」との回答が多く、前回調査からも大きくポイントを上げている。
- ・ 地区別では、中加積・浜加積で「生活道路、下水道、公園等の生活環境の整備」、滑川西部・滑川東部で「密集住宅地や老朽住宅地の解消」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「生活道路、下水道、公園等の生活環境の整備」)

第1章 都市の現状と課題

2) 商業地について、あてはまる項目を1つ選んでください。



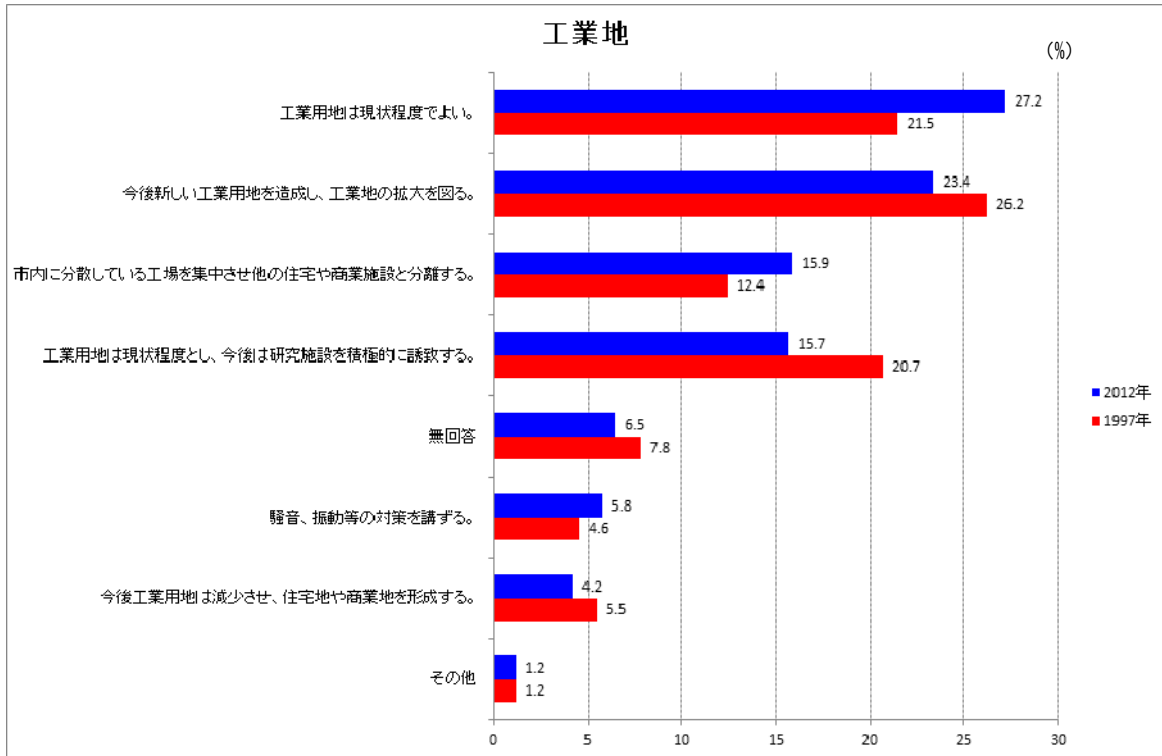
前回調査から見ると、未だに「幹線道路沿いに大型ショッピングセンターの誘致」に関する要望は強いと思われるが、「現在の商業施設の活性化」を最優先とする指向が強まっていると判断される。

「現在の商業施設の活性化」に関する対策を優先的に取り組んでいくとともに、現在の商業施設との共存を図ることができる「幹線道路沿いに大型ショッピングセンターの誘致」の可能性を検討していくことが必要である。

- 前回調査同様に「現在の商業施設の活性化を図る」との回答が最も多く、今回調査で、さらにポイントを上げている。
- 次いで、「幹線道路沿いに大型ショッピングセンターを誘致する」との回答が多いものの、前回調査からポイントを下げている。
- 地区別では、早月加積・中加積で「現在の商業施設の活性化」、西加積・滑川東部で「幹線道路沿いに大型ショッピングセンターの誘致」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「現在の商業施設の活性化」。)

第1章 都市の現状と課題

3) 工業地について、あてはまる項目を1つ選んでください。



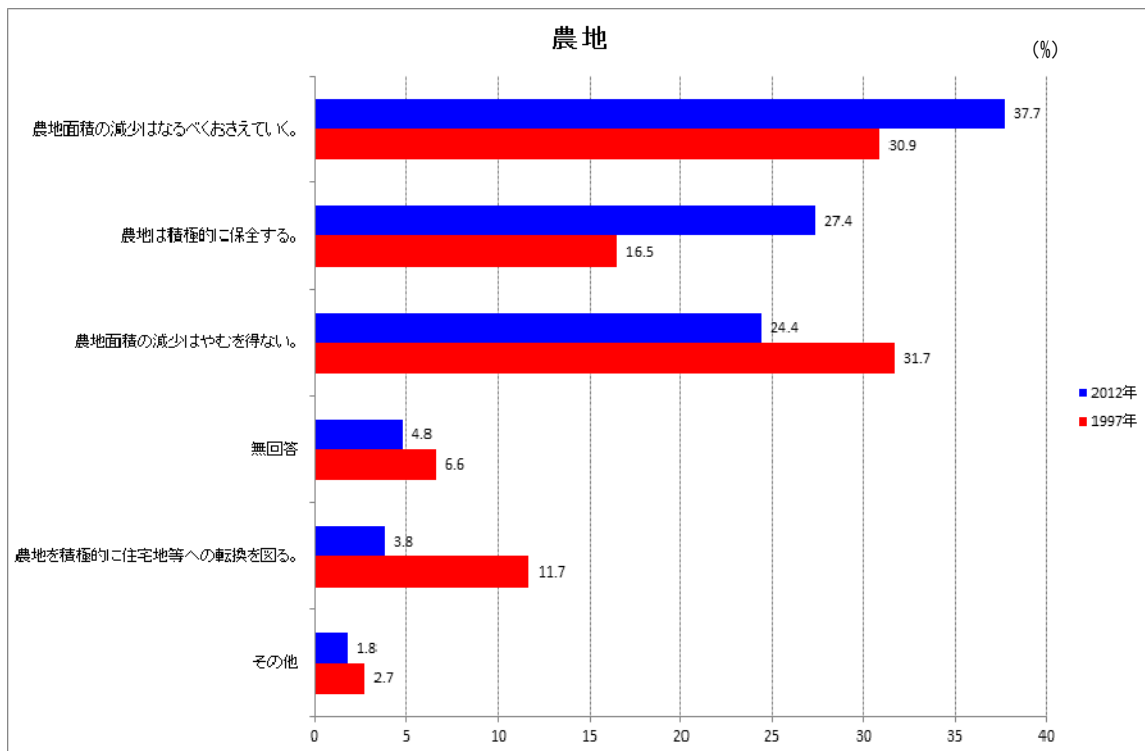
前回調査から見ると、工業用地は現状維持との指向が強まっていると推測される一方で、用地造成に関わらず、住宅や商業施設と分離させるための工場用地の集積に対する要望が強まっている。

住宅地・商業地および工業地の適正なゾーニングを推進していくことが必要である。

- 前回調査で最も回答の多かった「今後新しい工業用地を造成し、工業地の拡大を図る」を上回り、今回調査では「工業用地は現状程度でよい」との回答が最も多い。
- 次いで、「今後新しい工業用地を造成し、工業地の拡大を図る」（前回調査からポイント低下）、「市内に分散している工場を集中させ他の住宅や商業施設と分離する」（前回調査からポイント上昇）との回答が多くなっている。
- 地区別では、浜加積・早月加積で「工業用地は現状程度でよい」、北加積・滑川西部で「今後新しい工業用地を造成し、工業地の拡大を図る」、中加積・滑川西部で「市内に分散している工場を集中させ他の住宅や商業施設と分離する」に関する要望が強い。（ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「今後新しい工業用地を造成し、工業地の拡大を図る」。）

第1章 都市の現状と課題

4) 農地について、あてはまる項目を1つ選んでください。



前回調査から見ると、住宅地等の拡大を抑制してでも、積極的に農地を保全する指向が強まっていると推測される。

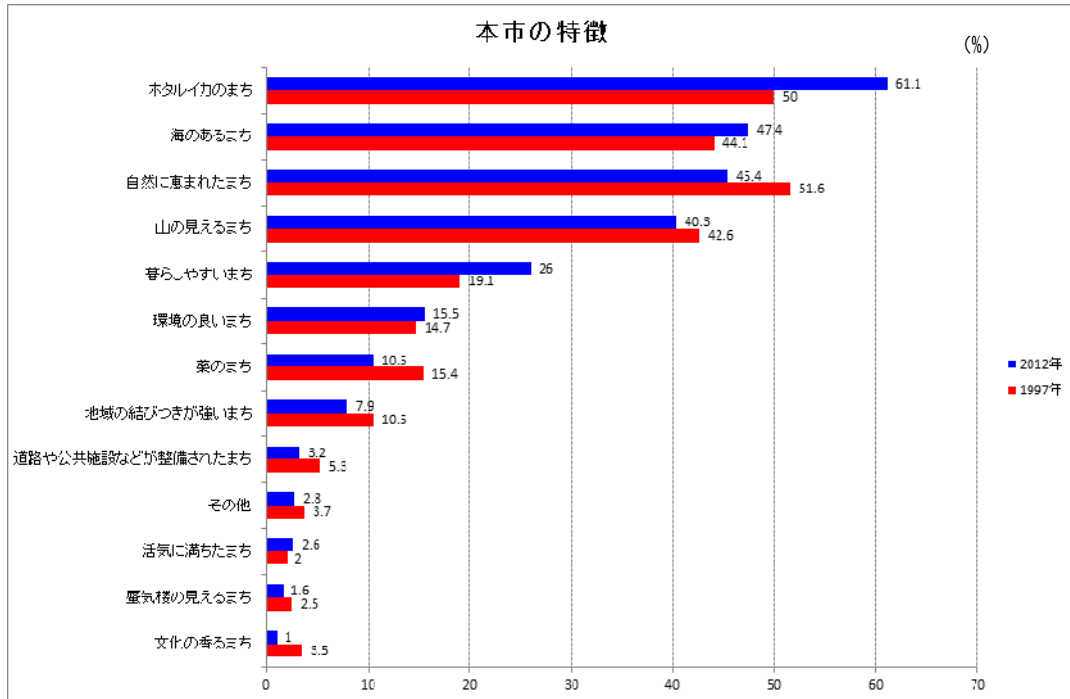
農業生産性の維持だけでなく、都市を取り巻く自然環境の保全や良好な景観形成の側面も踏まえ、**優良農地については、積極的な農地保全を検討**していくことが必要である。

- 前回調査からポイントを上げて「農地面積の減少はなるべくおさえていく」、「農地は積極的に保全する」との回答が上位を占めている。
- 「農地を積極的に住宅地等への転換を図る」は前回調査から大きくポイントを下げている。
- 地区別では、早月加積・北加積で「農地面積の減少はなるべくおさえていく」、西加積・北加積で「農地は積極的に保全する」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「農地は積極的に保全する」「農地面積の減少はなるべくおさえていく」。)

第1章 都市の現状と課題

● 本市についてのご意見をお尋ねします。

(3) 問.18 本市はどのような特徴のあるまちだとお考えですか。あてはまる項目を3つまで選んでください。

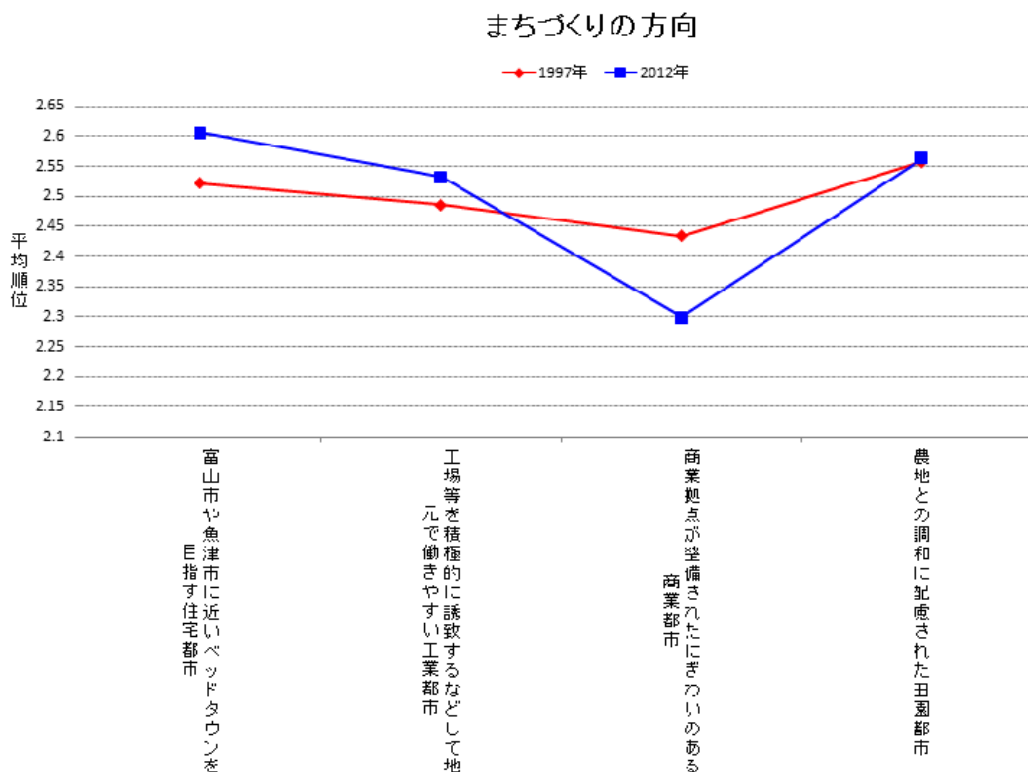


全国的に知名度の高い「ホテルイカ」は、市民にとっても本市の代表的な特徴であるほか、海をはじめとする自然に恵まれた環境が、本市の特徴として位置付けられている。
また、若い世代ほど、「ホテルイカのまち」、「海のあるまち」としてのイメージが強い。
ホテルイカ（生息環境）・海・恵まれた自然は、本市の代表的な特徴であり、今後も保全していくことが必要である。

- ・前回・今回調査ともに、「ホテルイカのまち」「海のあるまち」「自然に恵まれたまち」との回答が上位を占めている。
- ・前回調査では、「自然に恵まれたまち」の回答が最多であったが、今回調査では「ホテルイカのまち」が大きくポイントを上げ、最多となっている。
- ・年代別では、20歳代・30歳代で「ホテルイカのまち」、20歳代・40歳代で「海のあるまち」、50歳代・60歳代で「自然に恵まれたまち」との回答が多くなっている。

第1章 都市の現状と課題

(4) 問.19 本市ではどのようなまちをめざすべきでしょうか。重要性の高いものから順に1から4の番号を の中に記入してください。



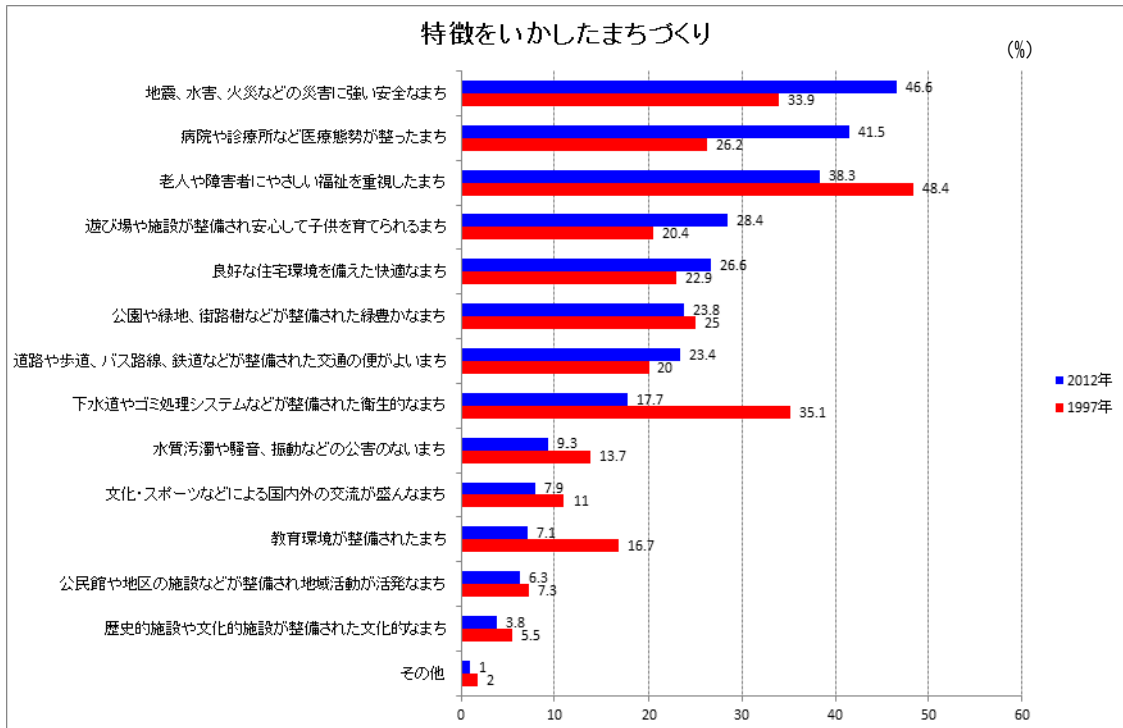
前回調査から見ると、「隣接市町に依存する住宅都市（ベッドタウン）」ではなく、本市独自の「にぎわいのある商業都市」を目指したまちづくりの指向が強まっていると推測される。

本市の土地利用状況や既述の商業地に関する要望を踏まえながら、「商業拠点が整備されたにぎわいのある商業都市」の形成を検討することが必要である。

- 平均順位によれば、前回・今回調査ともに、「商業拠点が整備されたにぎわいのある商業都市」を目指す要望が強く、今回調査ではポイントが上昇している。
- 対して、「富山市や魚津市に近いベッドタウンを目指す住宅都市」は前回調査からポイントを下げ、最下位となっている。

第1章 都市の現状と課題

(5) 問.20 本市はどのような特徴を活かしたまちづくりを進めるべきでしょうか。あてはまる項目を3つまで選んでください。



前回調査から見ると、近年、相次ぐ自然災害や少子高齢社会の進展を背景とし、防災や医療を重視するニーズが高まるとともに、重要度は低下しつつも、福祉を重視するニーズは根強く存在していることがうかがえる。

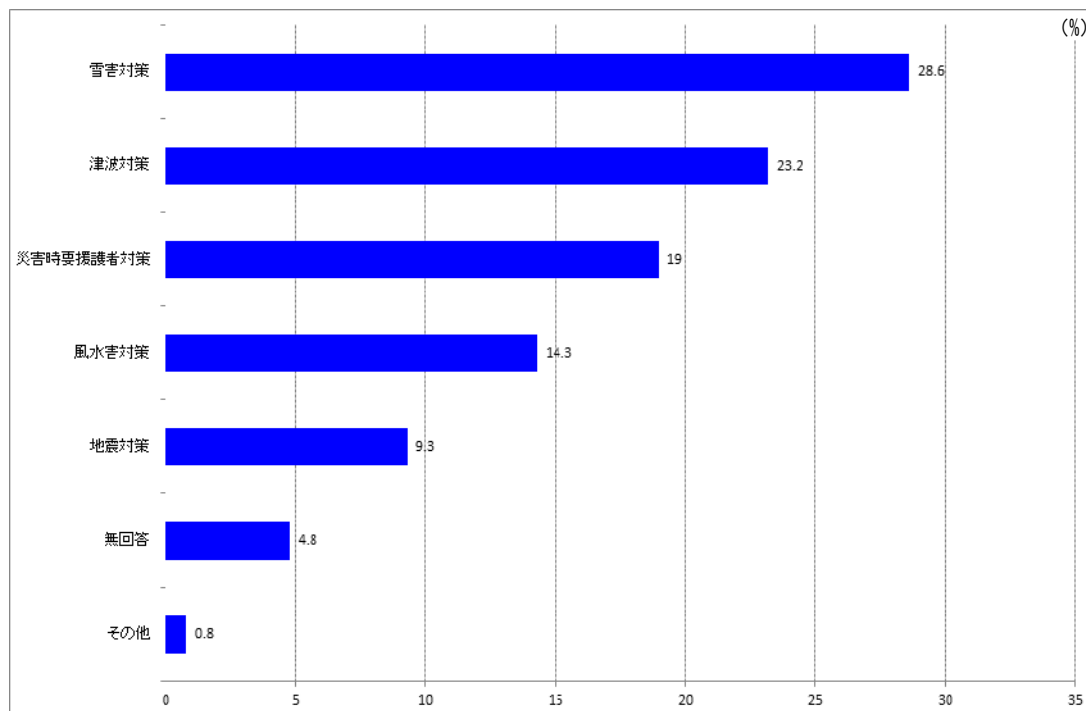
また、若い世代（出産・子育て）ほど医療を重視するニーズ、高齢者世代ほど防災や福祉を重視するニーズが強い。

災害に強い安全なまちづくりをはじめ、**都市計画の側面から医療・福祉分野の充実**を図っていくことが必要である。

- ・今回調査では、「地震、水害、火災などの災害に強い安全なまち」、「病院や診療所など医療態勢が整ったまち」、「老人や障害者にやさしい福祉を重視したまち」との回答が上位を占めている。
- ・前回調査で回答が多かった「下水道やゴミ処理システムなどが整備された衛生的なまち」、「老人や障害者にやさしい福祉を重視したまち」は大きくポイントを下げている。
- ・年代別では、70歳以上・60歳代で「災害に強い安全なまち」、40歳代・30歳代で「医療態勢が整ったまち」、70歳以上・50歳代で「福祉を重視したまち」との回答が多くなっている。

第1章 都市の現状と課題

(6) 問.21 防災対策について、おたずねします。安心して住むために特に重視すべき内容は何ですか。最も重要と思われる項目を1つ選んでください。



平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などを教訓とし、全国的に地震対策への意識が高まる中、本市を含む富山県では、地震災害が比較的少ないため、「地震対策」との回答が少ないものと推測される。むしろ、過去に幾度かの大雪を経験し、日本海に面する本市では、「雪害対策」、「津波対策」などへの意識が高いものと推測される。

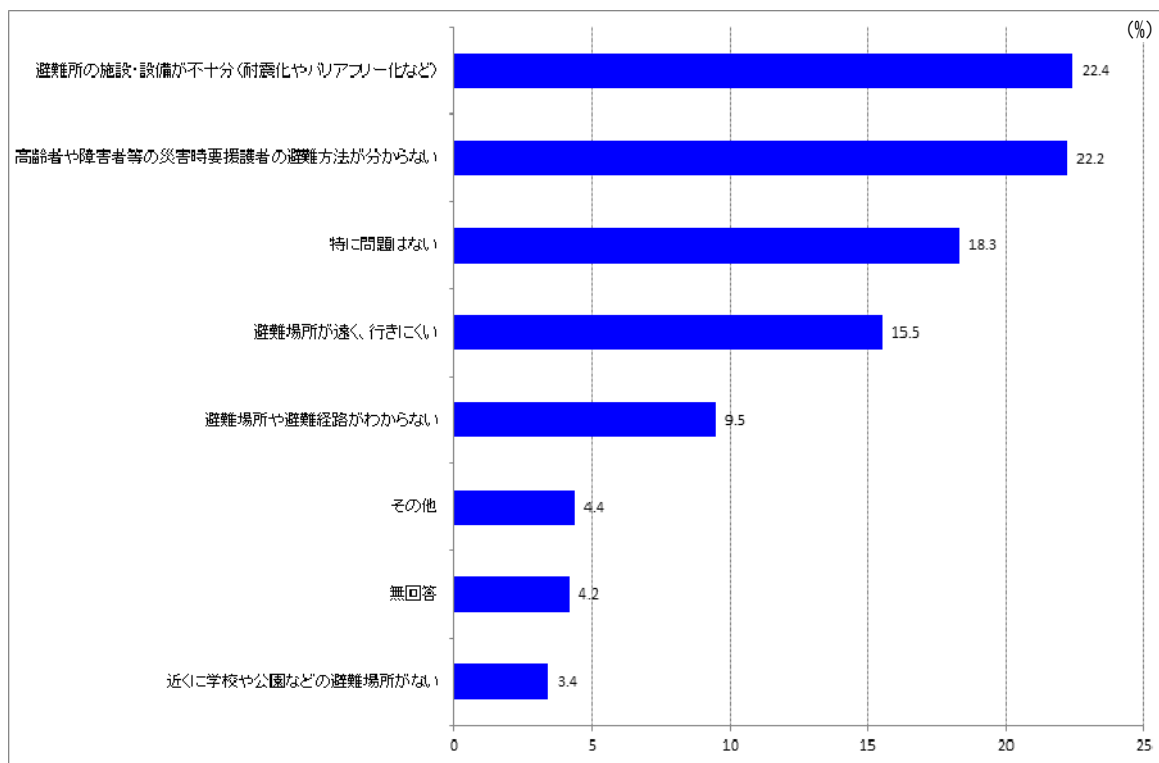
また、本市の中心市街地であって、日本海に面する滑川西部・滑川東部で「津波対策」に関する要望が強いことが特筆される。

市民の要望が強い「雪害対策」、「津波対策」、「災害時要援護者対策」をはじめ、十分な防災対策を講じていくとともに、過去の災害発生状況などを踏まえ、地区に応じた防災対策を講じていくことが必要である。

- ・「雪害対策」との回答が最も多く、次いで「津波対策」、「災害時要援護者対策」と続く。
- ・「その他」を除けば「地震対策」が最も回答が少ない。
- ・地区別では、北加積・西加積で「雪害対策」、滑川東部・滑川西部で「津波対策」、早月加積・中加積で「災害時要援護者対策」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「災害時要援護者対策」。)

第1章 都市の現状と課題

(7) 問.22 避難体制について、おたずねします。災害が起きた際の問題点は何ですか。あてはまる項目を1つ選んでください。

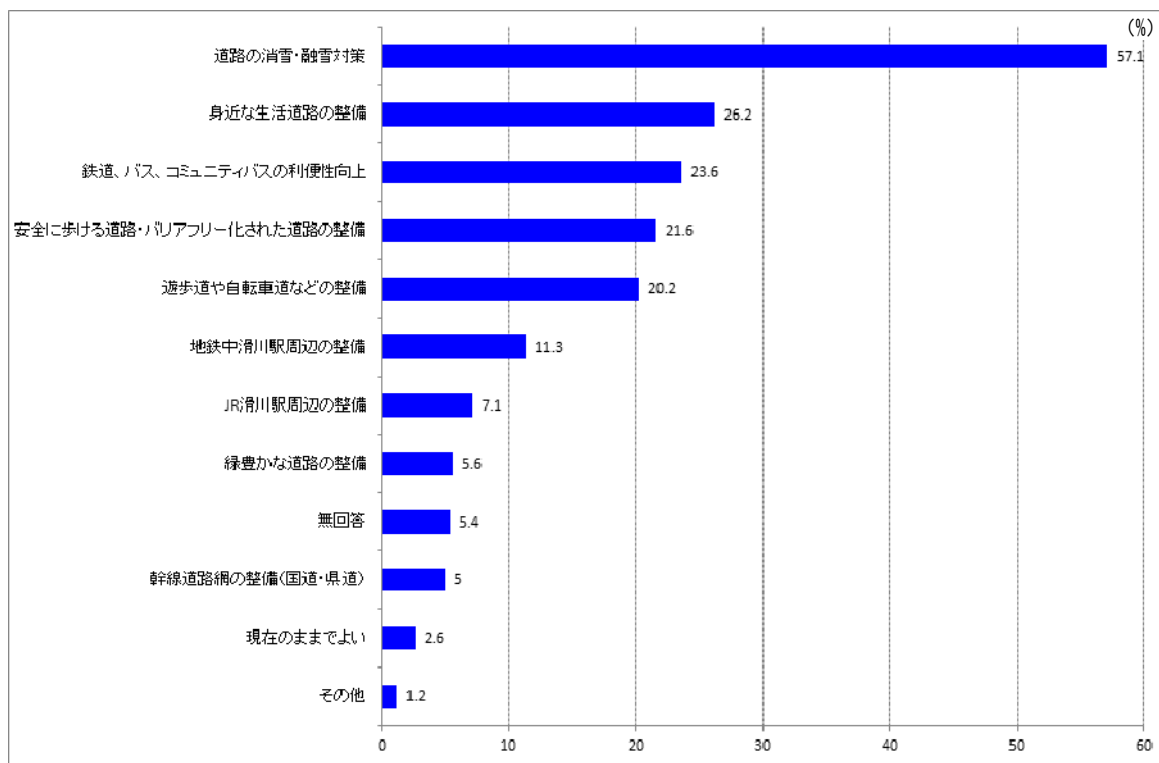


「避難所の施設・設備」、「災害時要援護者の避難方法」に関する回答が多く見られる一方、「特に問題はない」との回答も比較的多く、避難に対する意識がやや低いものと予測される。また、西加積・東加積で「特に問題はない」との回答が多くなっていることが特筆される。**避難所の施設・設備の点検・改善、災害時要援護者の避難方法の周知徹底**などを進めながら、まずは**市民の避難に対する意識を高める**ことが必要である。

- 「避難所の施設・設備が不十分(耐震化やバリアフリー化など)」との回答が最も多く、次いで「高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難方法が分からない」、「特に問題はない」と続く。
- 地区別では、滑川西部・滑川東部で「避難所の施設・設備が不十分(耐震化やバリアフリー化など)」、滑川西部・浜加積・早月加積で「高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難方法が分からない」に関する要望が強く、西加積・東加積で「特に問題はない」との回答が多くなっている。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難方法が分からない」。)

第1章 都市の現状と課題

(8) 問.23 道路や公共交通について、おたずねします。最も重要とお考えの項目を2つまで選んで下さい。



防災対策でも「雪害対策」に対する要望が最も強くなっていたが、道路・公共交通面からも雪対策への関心が強いことがうかがえる。そのほか、普段の生活に直結した「身近な生活道路」や「公共交通の利便性」に対する要望が強い。

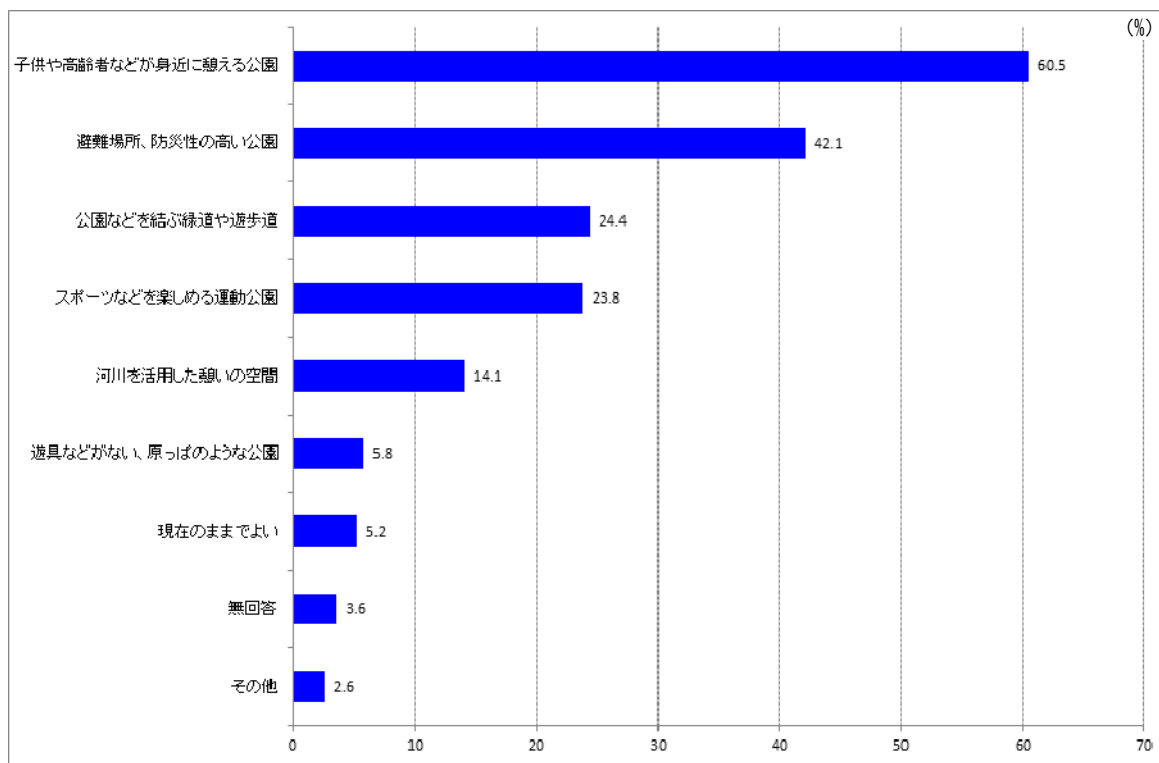
また、本市東部の浜加積・東加積・早月加積で上記の要望が強いことが特筆される。

本市東部を中心として「道路の消雪・融雪対策」をはじめ、市民の生活に直結する道路・公共交通に関する施策を推進していくことが必要である。

- ・「道路の消雪・融雪対策」との回答が過半数を占めて最も多く、次いで「身近な生活道路の整備」、「鉄道、バス、コミュニティバスの利便性向上」と続く。
- ・地区別では、浜加積・東加積で「道路の消雪・融雪対策」、東加積・浜加積で「身近な生活道路の整備」、東加積・早月加積で「鉄道、バス、コミュニティバスの利便性向上」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「道路の消雪・融雪対策」。)

第1章 都市の現状と課題

(9) 問. 24 公園や緑地について、おたずねします。今後どのような公園・緑地を整備・充実させるべきだとお考えですか。最も重要とお考えの項目を2つまで選んで下さい。



「大規模な公園」や「設備の充実した公園」よりも、日常的に利用できる「身近な公園」や緊急時に備えた「防災性の高い公園」に関する要望が強い。

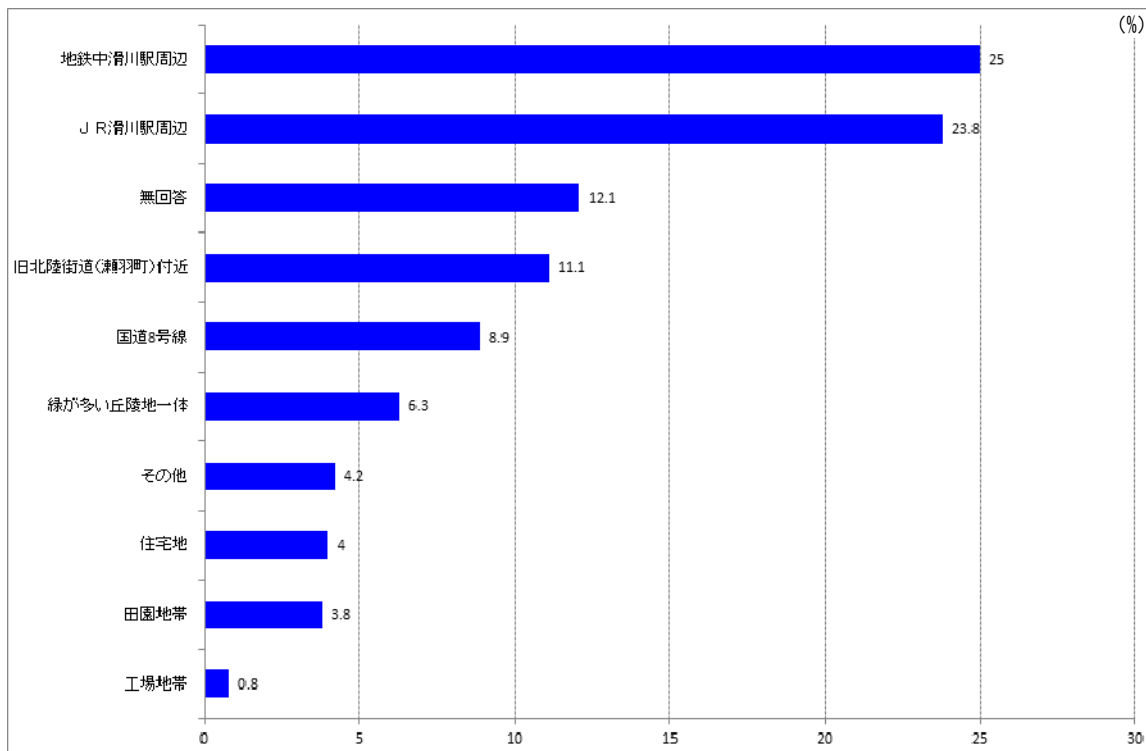
身近な公園を適切に配置していくとともに、防災性の高い公園の充実を推進していくことが必要である。

- ・「子供や高齢者などが身近に憩える公園」との回答が過半数を占めて最も多く、次いで「避難場所、防災性の高い公園」と続く。
- ・地区別では、西加積・東加積で「子供や高齢者などが身近に憩える公園」、北加積・滑川西部で「避難場所、防災性の高い公園」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「避難場所、防災性の高い公園」。)

第1章 都市の現状と課題

(10) 問. 25 景観整備の方向性について、おたずねします。

1) 滑川市内で特に景観整備の必要性があるとお考えの地区はどこですか。あてはまるもの1つに○を付けて下さい。



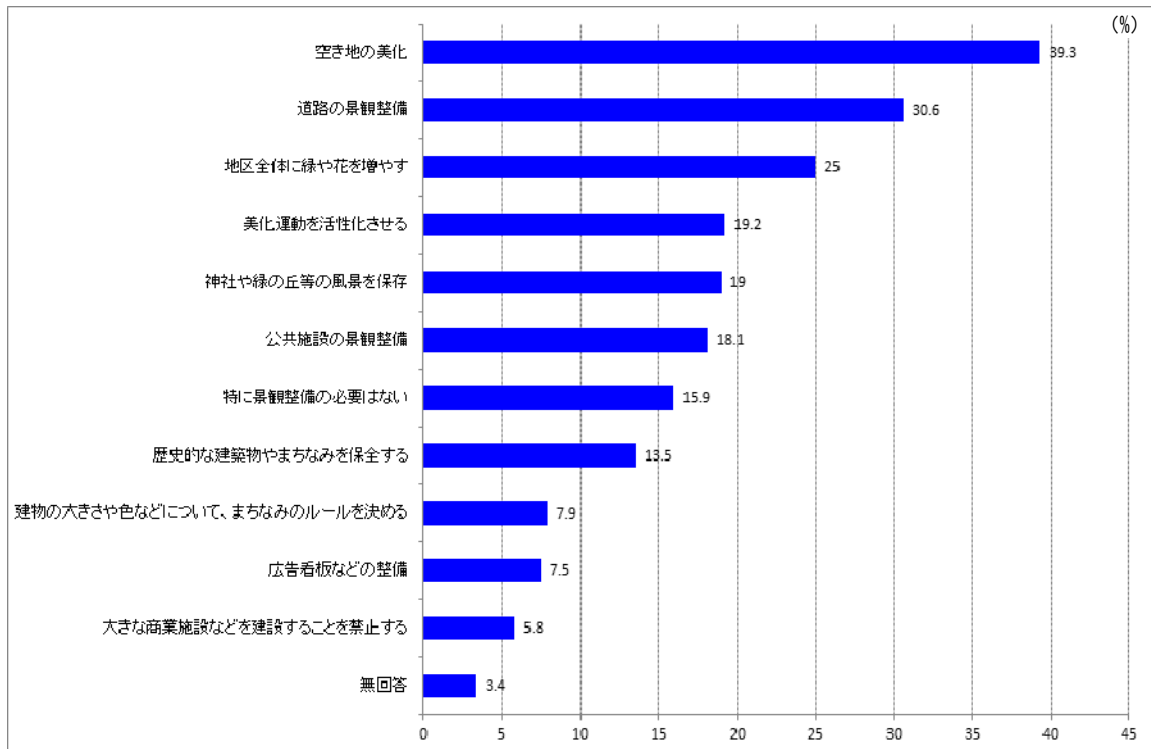
本市の玄関口となる駅を核とした景観整備や歴史的な旧街道の景観整備が必要とされている。

本市の玄関口となる「地鉄中滑川駅周辺」、「JR滑川駅周辺（現あいの風とやま鉄道滑川駅）」、歴史的な「旧北陸街道（瀬羽町）付近」の景観整備を推進することが必要である。

- 「地鉄中滑川駅周辺」との回答が最も多く、次いで「JR滑川駅（現あいの風とやま鉄道滑川駅）周辺」、「旧北陸街道（瀬羽町）付近」と続く。
- 地区別では、滑川西部・東加積で「地鉄中滑川駅周辺」、浜加積・北加積で「JR滑川駅周辺（現あいの風とやま鉄道滑川駅）」、滑川西部・滑川東部で「旧北陸街道（瀬羽町）付近」に関する要望が強い。（ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「地鉄中滑川駅周辺」。）

第1章 都市の現状と課題

2) お住まいの地区での景観整備について、必要とお考えの項目3つ以内に○を付けて下さい。



管理が難しい「空き地の美化」の景観整備が必要とされているほか、「道路の景観整備」、「地区全体に緑や花を増やす」が求められている。

空き地の美化、道路の景観整備、地区全体の緑化などの景観整備を推進することが必要である。

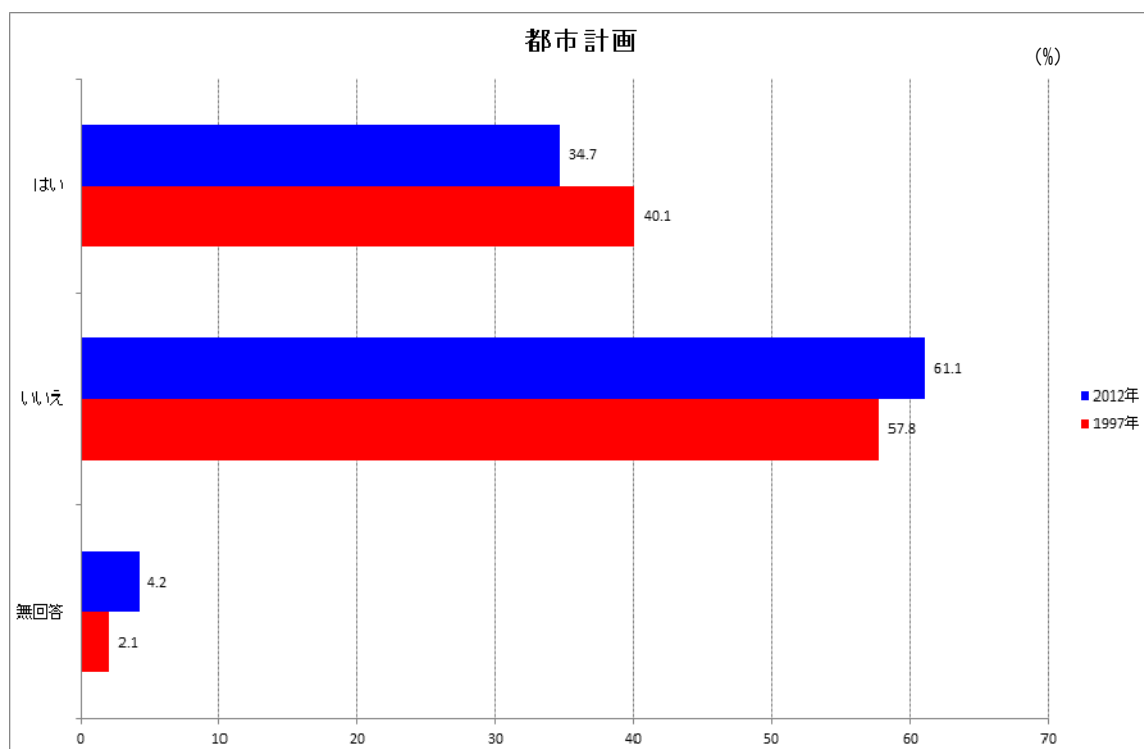
- 「空き地の美化」との回答が最も多く、次いで「道路の景観整備」、「地区全体に緑や花を増やす」と続く。
- 地区別では、滑川東部・西加積で「空き地の美化」、早月加積・西加積で「道路の景観整備」、滑川西部・浜加積で「地区全体に緑や花を増やす」に関する要望が強い。(ただし、回答者数が少ない山加積は除く。山加積での最多は「特に景観整備の必要はない」。)

第1章 都市の現状と課題

● 都市計画についてお尋ねします。

(11) 問. 26 市が広い視野で市内の土地利用のあり方や道路整備を進めていく際の基本となる法律を「都市計画法」といいます。この法律に基づいて、市内のそれぞれの場所について、その場所にふさわしい土地利用のあり方を定め、これに基づいて各種の開発が規制・誘導されています。

あなたは、このことについてご存じでしたか。

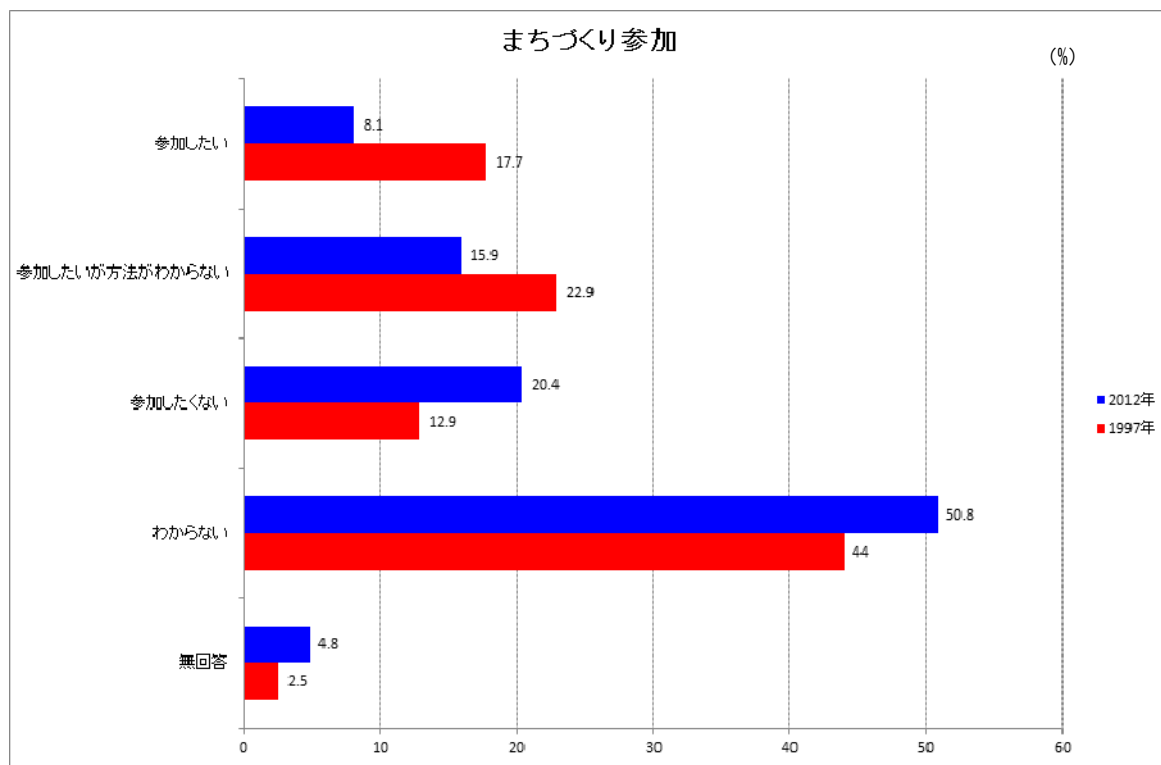


近年、都市計画法の認知度が低下していることがうかがえる。
また、若い世代では、都市計画法に関わる機会が少ないことから、認知度が低いことが推測される。
若い世代を中心として、都市計画法の役割を分かりやすく周知していくことが必要である。

- ・都市計画法の認知度（都市計画法に基づき各種の開発が規制・誘導されていること）については、前回・今回調査ともに、知らない市民が上回っている。
- ・また、知っている市民は、今回調査でやや減少している。
- ・年代別では、知っている市民が70歳以上・50歳代と高齢者世代で多く、また知らない市民は、20歳代・30歳代と若い世代で多くなっている。

第1章 都市の現状と課題

(12) 問.27 あなたは、市の計画づくりやまちづくりに参加したいとお考えですか。あてはまる項目を1つ選んでください。



近年、まちづくりへの参加意向は低下しており、その要因の一つが、まちづくりへの参加方法が分からないことにあることがうかがえる。

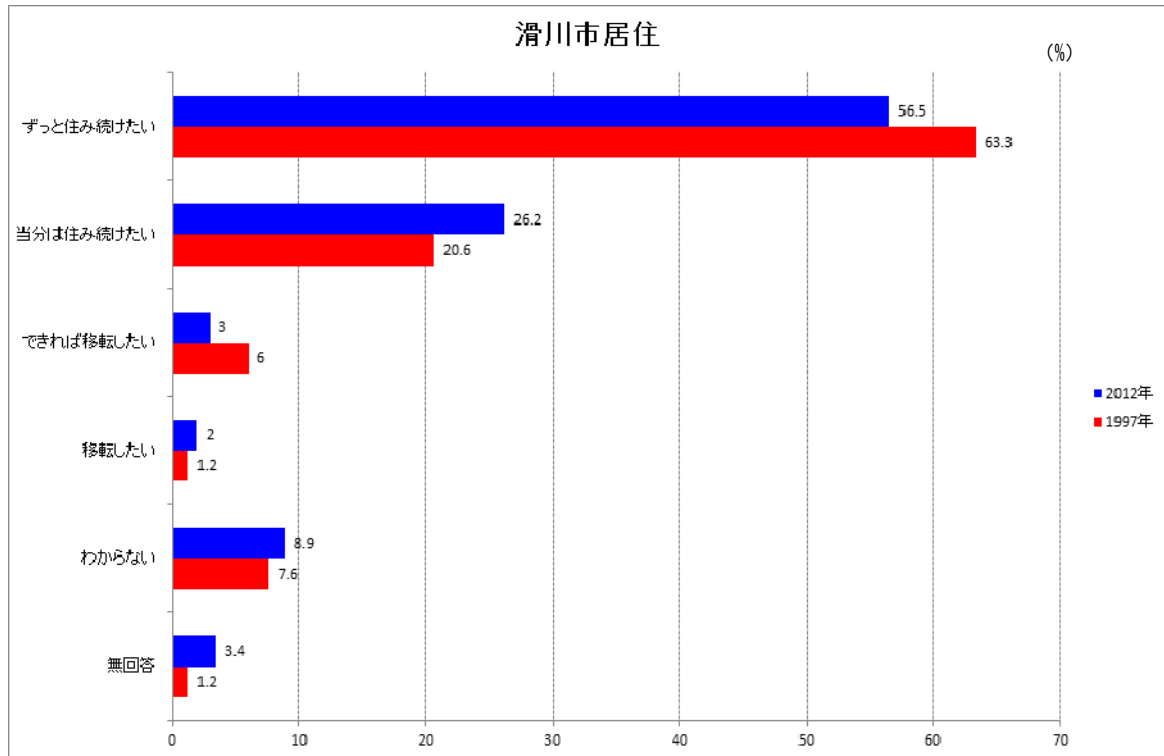
幅広い年代に対して、まちづくりへの参加方法を分かりやすく周知していくことが必要である。

- まちづくりへの参加意向については、前回・今回調査ともに「わからない」との回答が最も多くなっている。
- 前回調査では、「参加したい」が「参加したくない」を上回っていたが、今回調査では、「参加したくない」が「参加したい」を上回っている。
- しかし、今回調査では「参加したい」、「参加したいが方法がわからない」の合計では約24%と「参加したくない」(約20%)を上回り、市民がなんらかの形で参加したいとする意向もうかがえる。
- 年代別では、参加したくない市民が20歳代・50歳代で多く、参加したい市民は、30歳代で多くなっている。また、参加したいが方法が分からない市民は、参加したくない市民同様に20歳代・50歳代で多くなっている。

第1章 都市の現状と課題

● 最後にお尋ねします。

(13) 問. 28 これからも滑川市に住み続けたいですか。あてはまる項目を1つ選んでください。



市民の定住意向は、根強いものがある。

市民意向を反映した住みよいまちづくりを進め、**市民の定住意識を高めていく**ことが必要である。

- 定住意向については、前回・今回調査ともに「ずっと住み続けたい」との回答が最も多く、次いで「当分は住み続けたい」と続いている。
- 今回調査では、「ずっと住み続けたい」、「当分は住み続けたい」の合計で8割以上が住み続けたいと考えている。
- 年齢別では、70歳以上・60歳代で「ずっと住み続けたい」、20歳代・30歳代で「当分は住み続けたい」との回答が多く、高齢者世代ほど、定住意向が根強い。

第1章 都市の現状と課題

5-3 市民のご意見を聞く会の概要

(1) 目的

「市民のご意見を聞く会」は、様々な社会情勢の変化を踏まえた都市計画マスタープランの見直しにあたって、まちづくりに関する課題について市民から意見を聞き、計画に反映するため、実施したものである。

(2) 開催日時・場所

- ・平成26年8月21日（木） 午後7時30分～午後9時
西地区コミュニティセンター（西地区公民館新研修室）
- ・平成26年8月22日（金） 午後7時30分～午後9時
市役所東別館（旧市民会館）3階大会議室

5-4 市民のご意見を聞く会の議事概要

議事概要については、時代の潮流や滑川市の現況などを踏まえるとともに、「全体構想」としての位置づけから、都市全体を総合的に捉え、優先的に計画への反映が望ましい意見を抽出し、以下に整理する。

■若者定住や交流人口の増加対策

- ・人口を増やすためには、流入人口を増やす必要がある。
- ・滑川に若い人をどのように呼び込むかをしっかり考える。また、若い人が欲しがる基盤や住みやすい街を考えるべきである。
- ・若い人を市へ呼び込むために努力できることを考えたい。また、交流人口、若者定住も見据えて欲しい。

■海岸の整備促進

- ・海の現況状態が悪い。
- ・他都市へ自慢できる海にして欲しい。
- ・海を生活の一つとして捉え、海を整備して欲しい。
- ・県や国に働きかけて、海の問題に取り組み本来の姿を取り戻して欲しい。
- ・滑川市の海岸は波が強いため、堤防の状態を確認して欲しい。

■空き家対策

- ・空き家の対策を最優先で行って欲しい。条例を改正する等の強化を行う必要がある。
- ・建築基準改正前の空き家をどのように対処するか決めなければならない。
- ・現況の空き家寄付条件を緩和する必要がある。

第1章 都市の現状と課題

■観光施策の改善

- ・ホタルイカ観光で不平不満を漏らす県外の人も多い。そのため、現況で満足するのではなく、観光内容を見直す必要があると感じる。
- ・市の観光行政は弱いため、今後強化していく必要がある。

■既存ストックの活用やハード・ソフト両面からのまちづくり

- ・ハード面によるインフラ整備だけが都市計画プランでなく、ソフト面も考慮して都市計画プランの概念を変えていくべきである。
- ・道路や施設を新設するのではなく、現存するものを工夫して良くする発想が必要である。
- ・街を綺麗にするというテーマを持ち、マスタープランを作成して欲しい。

■市民と行政の協働によるまちづくり

- ・市民と行政が一体となって、町をよくするようにしたい。
- ・市民が行政と一緒に頑張れるような雰囲気づくりをお願いしたい。

6 都市の現状から見た課題の整理

都市の現状（概要）

■時代の潮流⑥

- ・人口減少・少子高齢化時代への対応
- ・安全・安心な社会づくりへの対応
- ・多様化する市民ニーズへの対応
- ・交流人口の拡大への対応
- ・環境共生型社会に向けた対応
- ・地域主権、協働によるまちづくりへの対応

■現況特性

【位置・自然条件】⑥

- ・富山県の中央部からやや東北寄りに位置、北西は富山湾に面する
- ・冬季の降水量が多い日本海側気候に属し、近年では大雪も観測
- ・東は早月川、南西側は郷川及び上市川を境界とし、南東にある尻高山の中腹地点を要として、富山湾に向かいゆるやかに広がる扇状地を形成

【歴史・文化】⑥

- ・旧石器時代からの遺物が出土するなど、長い歴史を有する
- ・江戸時代には、北陸街道沿いの宿駅（滑川町）、物資集散の地として発展

【社会条件】④

- ・人口は平成17年を境に増加から減少へ、世帯数は増加傾向、山加積地区などの人口が大幅に減少
- ・年少人口及び生産年齢人口が減少、老年人口が増加
- ・人口動態では、死亡数が出生数を超過、転出が転入を超過して減少傾向
- ・就業先別流出・流入人口では富山市、魚津市、上市町との関係性が強い
- ・平成17年以降、第3次産業就業者人口が過半数
- ・農家人口、漁業や商業従業者数、配置販売業者数は減少傾向、工業従業者数は増加傾向
- ・製造品出荷額等は増加傾向、年間商品販売額は横ばい
- ・滑川都市計画区域は4,601ha（行政区域面積の84.3%）、用途地域は670.8ha

【土地利用・社会基盤】④

- ・土地利用は農地（田）が46.9%と最多、次いで住宅用地が13.4%
- ・工業用地や住宅用地への農地転用が多い
- ・都市計画道路28路線、整備率は80.8%（概成済延長を含む）
- ・スポーツ・健康の森公園、いのみ公園の整備など、都市公園は11箇所、開設率は77.2%
- ・上下水道の普及率97.6%、下水道の普及率59.6%、水洗化率78.0%

■上位・関連計画④

【富山県都市計画マスタープラン とやま21都市ビジョン（県全体の基本構想）】

- ・都市づくりの基本目標：水と緑といのちが輝く 元気とやまの都市づくり

【富山県都市計画マスタープラン 滑川都市計画区域マスタープラン】

- ・都市計画の目標：ひと・まち・産業が元気なまち 滑川

【滑川市第4次総合計画】

- ・まちの将来像：ひと・まち・産業が元気なまち 滑川 -キラリン 元気計画-

【滑川市緑の基本計画】

- ・緑の基本計画のテーマ：緑の地に 清流ながやく まち なめりかわ

【富山地方鉄道沿線地域公共交通総合連携計画】

- ・連携計画の目標：目標1 シームレスな公共交通ネットワークの実現
目標2 広域公共交通としての利用促進

■市民意向④

◎アンケート調査

【地区の生活環境】

- ・満足度が低い文化に触れる機会や場の充実
- ・早月加積・東加積・山加積地区は、「日常の買い物の便利さ」などの満足度を高める対策

【今後の土地利用】

- ・中心市街地などでの「密集住宅地や老朽住宅地の解消」に関する対策、要望の強い地区を中心として「生活道路、下水道、公園等の生活環境の整備」を継続的に推進

【商業地について】

- ・「現在の商業施設の活性化」に関する対策を優先しつつ、現在の商業施設との共存を図ることができる「幹線道路沿いに大型ショッピングセンターの誘致」の可能性を検討

【工業地について】

- ・住宅地・商業地および工業地の適正なゾーニングの推進

【農地について】

- ・優良農地については、積極的な農地保全を検討

【本市の特徴】

- ・ホタルイカ（生息環境）・海・恵まれた自然は、本市の代表的な特徴であり、今後も保全

【本市のめざすべき方向性】

- ・「商業拠点整備されたにぎわいのある商業都市」の形成を検討

【本市の特徴を活かしたまちづくり】

- ・災害に強い安全なまちづくりをはじめ、都市計画の側面から医療・福祉分野の充実

【防災対策について】

- ・「雪害対策」、「津波対策」、「災害時要援護者対策」をはじめ、十分な防災対策や、過去の災害発生状況などを踏まえ、地区に応じた防災対策

【避難体制について】

- ・避難所の施設・設備の点検・改善、災害時要援護者の避難方法の周知徹底などを進めながら、まずは市民の避難に対する意識醸成

【道路や公共交通について】

- ・本市東部を中心として「道路の消雪・融雪対策」をはじめ、市民の生活に直結する道路・公共交通に関する施策の推進

【公園や緑地について】

- ・身近な公園を適切に配置していくとともに、防災性の高い公園の充実

【景観整備の必要性がある地区】

- ・本市の玄関口となる「地鉄中滑川駅周辺」、「滑川駅周辺」、歴史的な「旧北陸街道（瀬羽町）付近」の景観整備の推進

【景観整備について】

- ・空き地の美化、道路の景観整備、地区全体の緑化などの景観整備の推進

【都市計画法の認知度】

- ・若い世代を中心として、都市計画法の役割を分かりやすく周知

【市の計画づくりやまちづくりへの参加意欲】

- ・幅広い年代に対して、まちづくりへの参加方法を分かりやすく周知

【定住意向】

- ・市民意向を反映した住みよいまちづくりを進め、市民の定住意識の醸成

◎市民のご意見を聞く会

- ・若者定住や交流人口の増加対策
- ・観光施策の改善
- ・市民と行政の協働によるまちづくり
- ・海岸の整備促進
- ・空き家対策
- ・既存ストックの活用やハード・ソフト両面からのまちづくり

課題の整理

課題1：快適に暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり

- ・人口減少に対応し、中心市街地では、既存ストックを有効に活用したコンパクトなまちづくり(時社土市)
- ・適正な土地利用や道路・公共交通に関する施策の推進により、快適に暮らし続けることができる環境づくり(土上市)
- ・道路基盤や上下水道等の生活環境の整備により、市民の生活利便性の維持(土市)
- ・市民等が自然や文化とふれあう機会や場を創出できるまちづくり(時市)

課題2：誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・密集住宅地や老朽住宅地の解消、空き地・空き家対策、ライフラインの安全対策、避難所の防災機能の向上、雪害や津波対策など、防災対策の強化により、災害に強いまちづくり(時土市)
- ・都市計画の側面から医療・福祉施設の充実により、誰もが安心して暮らせるまちづくり(時社土市)

課題3：産業が盛んで賑わいのあるまちづくり

- ・豊かな自然環境、歴史・文化などの地域固有の資源を活かした個性あるまちづくりと交流の促進(時歴土市)
- ・現在の商業施設の活性化などによる商業拠点の形成と賑わいのあるまちづくり(時社土市)
- ・地場産業の振興、雇用の場の充実など、若者などの定住人口の増加につながるまちづくり(社土市)

課題4：自然環境と都市が共生したまちづくり

- ・海などの滑川市の特徴的な自然環境と共生したまちづくり(時自土市)
- ・優良農地の保全、玄関口となる鉄道駅周辺や歴史的な街道の景観整備による美しいまちづくり(土市)
- ・空き地の美化、道路の景観整備、地区全体の緑化などによる良好な景観の形成(土市)

課題5：市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

- ・幅広い年代の市民、事業者などが、まちづくりに参加しやすい環境づくり(時市)
- ・まちづくり（制度を含む）に対する市民や事業者の意識醸成、市民、事業者、行政の協働によるまちづくり(時土市)

※課題の整理について、(時)：時代の潮流、(自)：位置・自然条件、(歴)：歴史・文化、(社)：社会条件、(土)：土地利用・社会基盤、(上)：上位・関連計画 (時)：市民の意向 に関する課題

第2章 都市の将来像

第2章 都市の将来像

1 都市計画の目標

1-1 都市計画の目標

本計画では、「第4次滑川市総合計画」に示されるまちづくりの将来像を踏襲し、次のように設定する。

【都市計画の目標】

ひと・まち・産業が元気なまち 滑川
— キラリン元気計画 —

「第4次滑川市総合計画」では、「元気な滑川」をキーワードとした“ひと”、“まち”、“産業”の活性化という視点でまちづくりを行っていくこととし、以下の考え方から『ひと・まち・産業が元気なまち 滑川』をまちの将来像としている。

「ひとが元気」であるためには、教育が充実し健康で生きがいやゆとりをもって安心して生活ができることが重要である。そして、元気なひとの周りにはもっと元気なひとや多くのひとが交流することによって、まちに賑わいと活気をもたらす。

「まちが元気」であるためには、環境に配慮した便利で快適な暮らしやすい生活を送れることが重要である。また、その持続のためには経済的な活力が欠かせない。働く場の充実を図り、地域の基幹となる産業の活性化へと繋がっていく。

「産業が元気」であるためには、農業・漁業・薬業・商業などの各産業の活性化とともに、多種多様な業種で県下有数の出荷額を誇る工業との調和がとれた発展を図っていくことが重要である。

本計画は、この「第4次滑川市総合計画」の考え方を踏まえ、“安心した生活”、“交流による賑わいと活気”、“環境に配慮した便利で快適な暮らし”、“各産業の活性化、調和による発展”をキーワードとして、都市計画の目標を掲げるとともに、都市計画の基本方針を設定する。

第2章 都市の将来像

1-2 都市計画の基本方針

都市計画の目標を実現するため、「第4次滑川市総合計画」のまちの将来像の考え方および都市の現状から見た課題を踏まえ、都市計画の基本方針を次のように設定する。

基本方針1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 滑川

- ・道路や下水道等の生活環境の整備により、市民の生活利便性を維持しながら、適正な土地利用と既存ストックの有効活用によりコンパクトなまちづくりを推進し、市内はもとより市外からの定住化に向けた住みよいまちづくりを推進する。
- ・北陸新幹線開業と並行在来線の運営転換などの変革にあわせた道路・交通網の整備によって、人や物の交流を推進する。
- ・市街地の空き地・空き家対策、雪害や津波対策などの防災対策の強化により、誰もが安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。
- ・身近な公園や緑地等の拡充、医療や福祉環境を充実することにより、子どもから高齢者までが安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。

基本方針2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 滑川

- ・ホタルイカが生息する富山湾をはじめ、東福寺野周辺の豊かな緑、扇状地に広がる優良な農地などは、滑川市の優れた自然環境として保全する。
- ・旧石器時代からの長い歴史の中であって、北陸街道沿いの宿駅としての名残りなど、積み重ねられてきた歴史・文化を受け継いでいく都市環境を創出する。
- ・都市を取り巻く豊かな自然環境と共生し、静かな環境のなか心豊かに暮らせるとともに、長く積み重ねられてきた歴史・文化を土台とした美しい都市環境を創出する。

基本方針3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 滑川

- ・農林水産業、工業、商業、薬業など滑川市の多様な産業が調和して発展できる環境を整えるとともに、市民などが元気に働くことができる雇用の場を創出する。
- ・滑川市の中心市街地などにおいて、市内外の人々が交流できる賑わいのある商業拠点を形成する。
- ・豊かな自然環境、歴史・文化などの地域固有の資源を活かしながら、時代の潮流を踏まえた観光産業や新たな産業の育成を図る。



基本方針4：市民・事業者・行政が協働して創るまち 滑川

- ・幅広い年代の市民や事業者などが、まちづくりについて計画段階から参加できるとともに、市民・事業者・行政が協働して創るまちづくりを継続できる体制を構築する。
- ・市民や事業者に対し、まちづくりに関する情報を発信し、まちづくり（制度を含む）に対する市民や事業者の意識醸成を図る。
- ・まちづくりに対する市民や事業者ニーズを都市計画マスタープランのほか、都市計画に関わる計画・事業に反映する。

第2章 都市の将来像

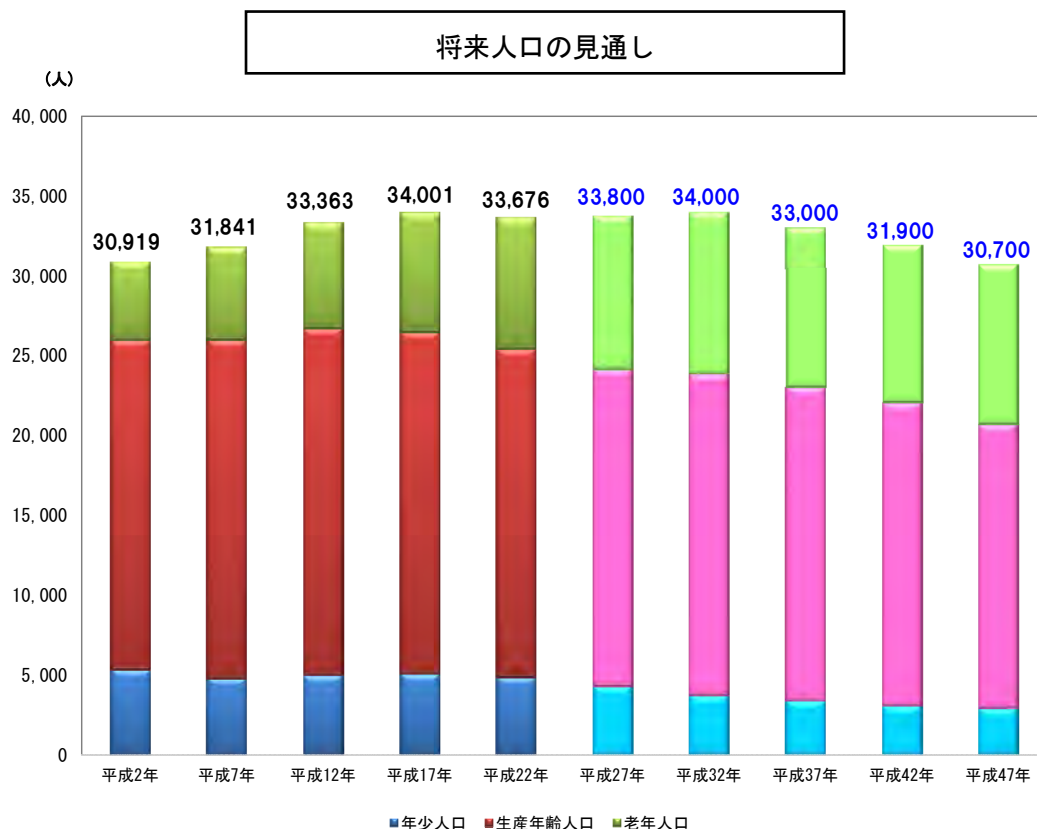
1-3 将来目標（将来の見通し）

都市づくりの方向性を検討するにあたり、20年後の滑川市の人口や世帯数の見通しを以下のように設定する。

（1）総人口

将来人口については、定住人口増加施策や既に取り組んでいる子育て支援施策（中学生以下の医療費無料化・インフルエンザ予防接種費の一部助成、第3子以降の保育料無料化等）等を拡充することにより、滑川市第4次総合計画に掲げる平成32年の人口目標と同様の数値に設定するものとする（34,000人）。

以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく自然減に転じるものとし、平成47年の将来人口を30,700人と設定する。



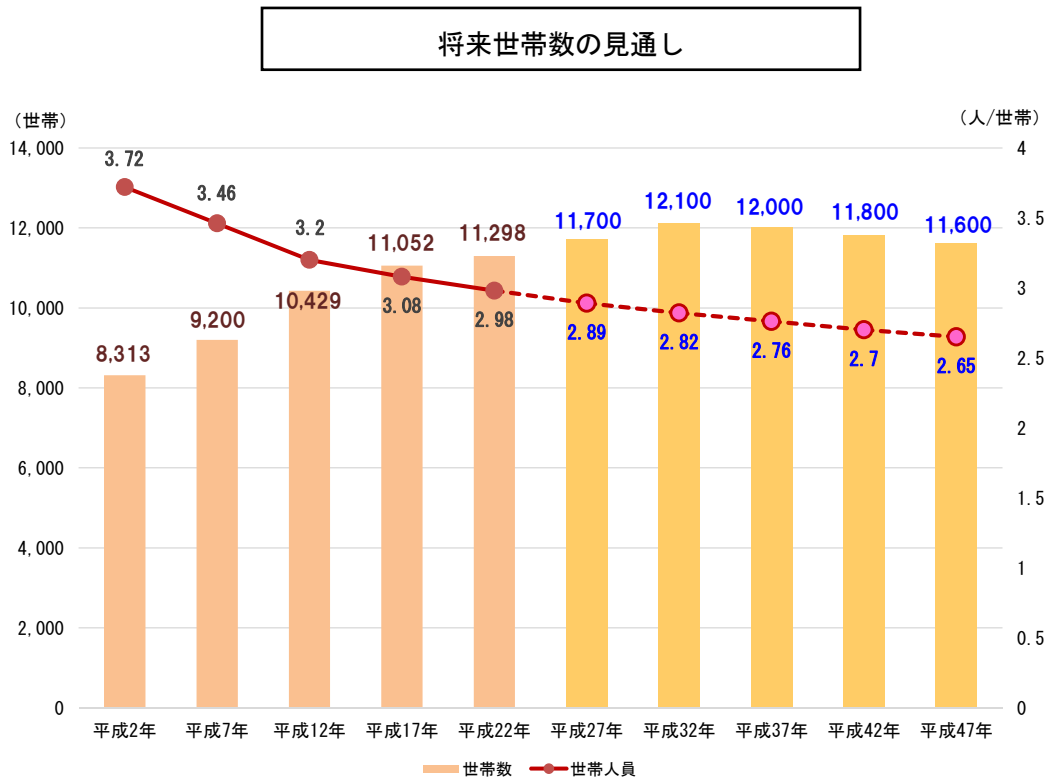
将来人口推計の考え方

- ※第4次総合計画では、将来の目標として平成27年に33,800人、平成32年に34,000人を掲げている。これを踏まえ、各種施策によりこの目標を目指すものと設定した。
- ※平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所が推計する封鎖型の人口予測（自然増減のみを加味して推計したもの）結果に基づく年度別の減少率を乗じて将来の人口予測を推計した。

第2章 都市の将来像

(2) 世帯数

将来の世帯数については、将来の総人口の見込み数と世帯あたり人口の推計結果を用いて予測を行い、平成32年に12,100世帯まで増加し、以降は横ばい傾向に推移するものとし、平成47年の総世帯数を11,600世帯と設定する。



将来世帯数の推計の考え方

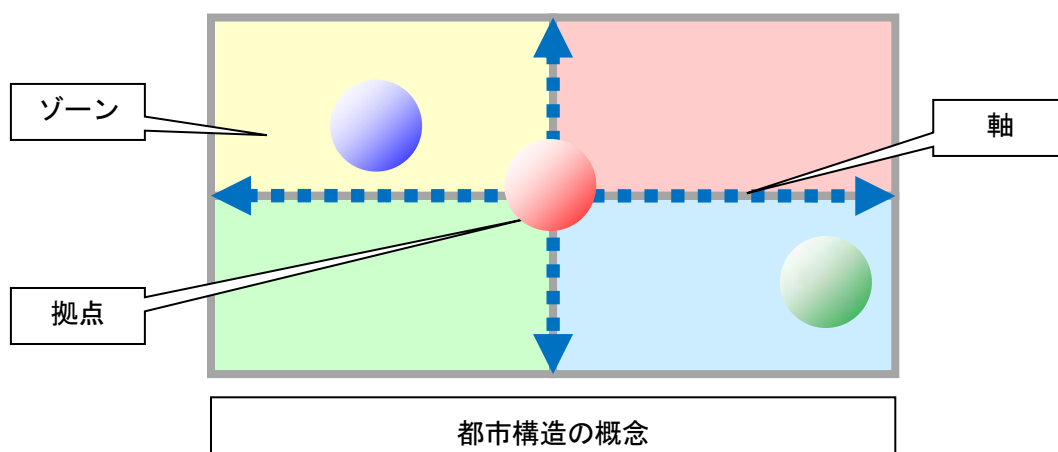
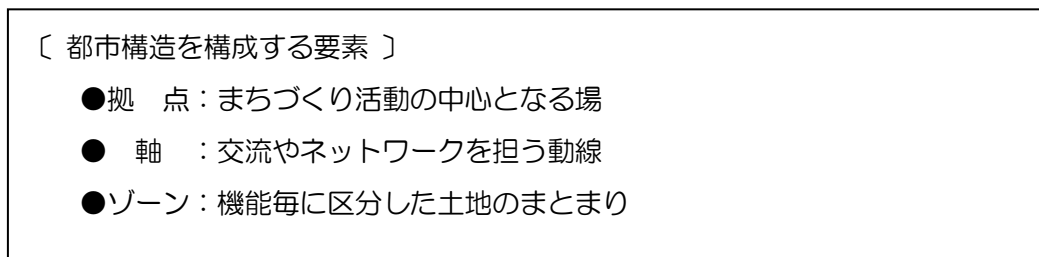
- ※滑川市における平成2年から平成22年までの世帯人員の推移から、将来値のトレンド推計を行った。
- ※トレンド推計のうち、最も相関係数が高い（推計結果の妥当性が高い）対数回帰式による世帯人員を採用し、設定した将来の総人口を割り返し、将来の世帯数を推計した。

第2章 都市の将来像

2 将来都市構造

2-1 都市構造の構成

本市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、「ゾーン」について、機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理する。



第2章 都市の将来像

2-2 将来都市構造

【拠点】

にぎわい創出拠点

滑川駅・中滑川駅周辺、一般県道富山滑川魚津線（旧国道8号）沿道の商業施設の集積地、国道8号沿道、主要地方道菱輪滑川インター線（国道8号～滑川駅・中滑川駅周辺間）及び市道上島上小泉線沿道は、「にぎわい創出拠点」として位置付け、まちの顔となる美しく魅力的な商業空間の創出を図るとともに、既存の商店街及び新たに形成される商業地の連携強化を図る。

産業振興拠点

本市の産業を牽引する大型工場の集積地を「産業振興拠点」として位置付け、さらなる産業の振興を図るとともに、新たな産業の育成や雇用の創出を図る。

観光・レクリエーション拠点

ほたるいかミュージアム周辺、滑川市民交流プラザ、スポーツ・健康の森公園、行田公園、滑川運動公園、いをのみ公園、滑川海浜公園及び東福寺野自然公園周辺を「観光・レクリエーション拠点」として位置付け、自然と親しみながら、市民や来訪者などが交流を深めることができる空間の創出を図る。

住環境創出拠点

富山地方鉄道駅の周辺地域や小学校・幼稚園・保育園等の周辺で生活道路や下水道等の社会インフラが整う地域等を「住環境創出拠点」として位置付け、本市の市街地や鉄道沿線都市との連携強化によって公共交通の利便性を確保しながら、安心して子どもを育てられる新たな住環境の創出に向けた住宅開発の誘導を図る。

第2章 都市の将来像

【ゾーン】

市街地ゾーン

用途地域が指定されている地域を中心として、国道8号等に囲まれたエリア一帯を「市街地ゾーン」として位置付け、都市機能を集約しながら、魅力的な都市空間、誰もが安全・安心で快適に暮らし続けることができる住環境の形成を図る。

田園環境保全ゾーン

平野部を中心として農地が広がる一帯を「田園環境保全ゾーン」として位置付け、無秩序な開発をコントロールし優良農地の保全を図るとともに、既存集落地における生活環境の確保、田園と集落地の調和した環境保全を図る。

森林環境保全ゾーン

東福寺野周辺の豊かな緑が広がる一帯を「森林環境保全ゾーン」として位置付け、森林や里山の保全、動植物の生息地となる貴重な自然環境の保全を図る。

【軸】

広域連携軸

北陸自動車道、国道8号、主要地方道富山魚津線（一部区間は市道）、一般県道富山滑川魚津線、東部山麓道路のほか、あいの風とやま鉄道及び富山地方鉄道を「広域連携軸」として位置付け、広域的な交流の促進のほか、地域の賑わい創出、産業振興の強化を図る。

地域連携軸

市域の背骨道路となる主要地方道菟輪滑川インター線のほか、主要地方道滑川上市線や一般県道黒川滑川線、古鹿熊滑川線等の南北方向幹線道路を「地域連携軸」として位置付け、広域連携軸と連絡し広域的な交流の促進を補完するとともに、「市街地」、「田園環境保全」、「森林環境保全」の各ゾーンのネットワークを強化する。

水辺環境連携軸

早月川、上市川を河川水辺の環境連携軸、海岸線を海辺の環境連携軸として位置付け、豊かな自然環境や親水空間の保全・整備を進め、人と自然がふれあい、市内外の人々が交流できるネットワークの形成を図る。

緑の環境連携軸

スポーツ・健康の森公園、行田公園、滑川運動公園、いのみ公園及び滑川海浜公園を結ぶ線を緑の環境連携軸として位置付け、歩道やサイクリングロードによりネットワークさせることで、豊かな自然とふれあう空間の創出を図る。



第3章 都市整備の方針

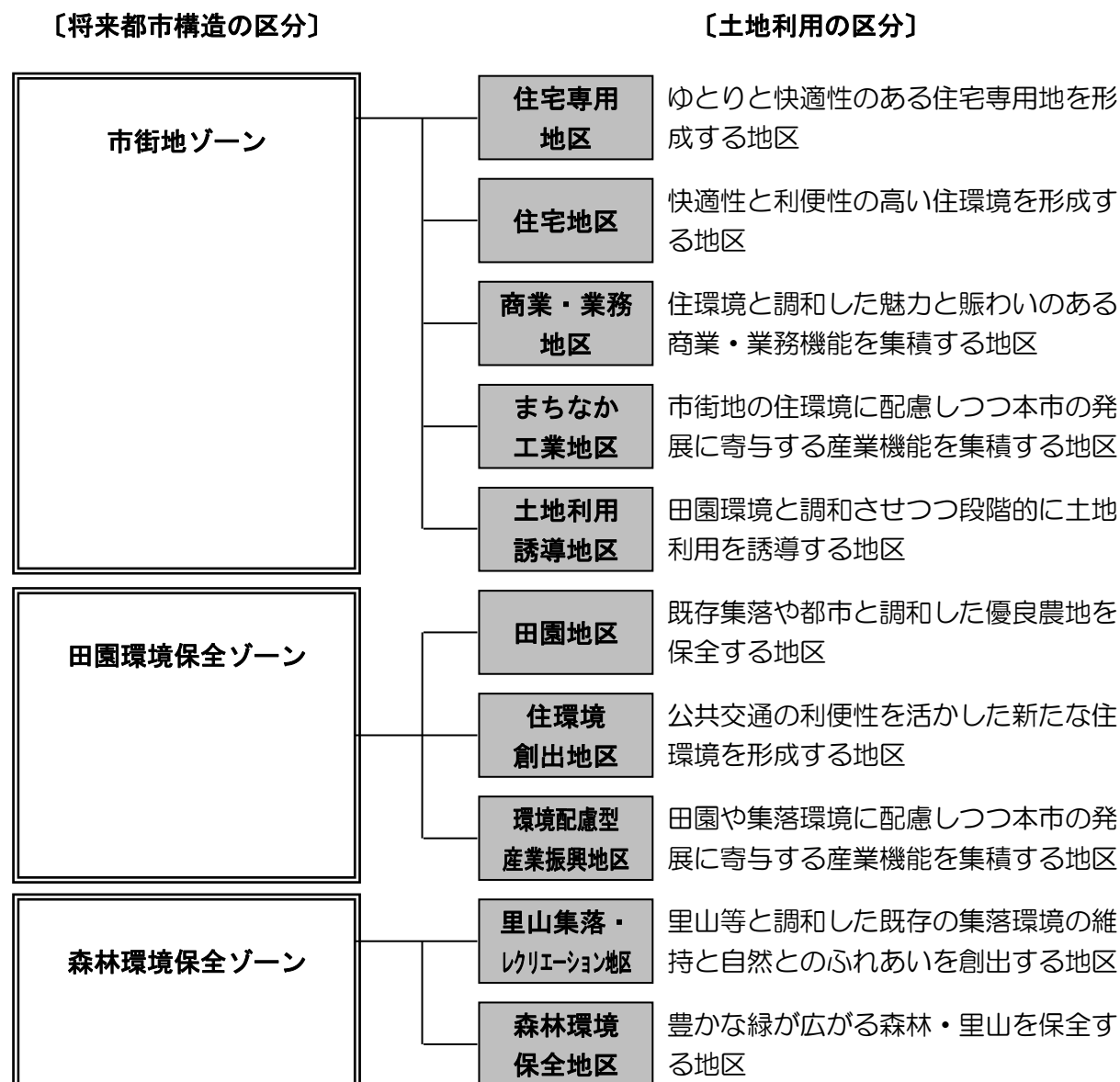
第3章 都市整備の方針

1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的考え方

将来像の実現に向け、滑川駅・中滑川駅周辺を核として形成されてきたまとまりのある市街地に都市機能を集約するとともに、富山地方鉄道駅周辺や小学校・幼稚園・保育園等の周辺で都市基盤整備が進められる特定の地域において、公共交通の利便性を確保した新たな住環境を創出した集約型のまちづくりを推進し、市街地を取り巻く優良農地や豊かな緑が広がる森林・里山を保全する土地利用を目指す。

土地利用の方針は、将来都市構造で設定した3つのゾーンを以下の10地区に分類し、各地区の基本的な方針を整理する。



第3章 都市整備の方針

1-2 土地利用の方針

(1) 住宅専用地区

(第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域を主とした地区)

- 低層住宅が集積する住宅専用地区は、戸建住宅を中心とするゆとりと快適性が確保された住宅専用地として、住環境の向上を推進する。
- 中高層住宅が集積する住宅専用地区は、若者から高齢者まで多様な世代が快適に生活できる住宅専用地として、住環境の向上を推進する。
- 既存のまとまった未利用地については、人口の流出を抑制する受け皿として、民間宅地開発事業等を活用した優良宅地の供給など、宅地開発を誘導する。
- 西部地区の大規模な低未利用地については、良好な住宅地等が定着する方策を検討する。

(2) 住宅地区

(第1種・第2種住居地域、準住居地域を主とした地区)

- 住宅地区については、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容しながら、適切に住環境を保護し、快適性と利便性の高い住環境の向上を推進する。
- 海岸部などの住宅密集地については、部分的な拡幅や交差点の改良などによる狭あい道路の解消、公園等の整備、消防水利の充実に努め、防災性の強化を推進する。
- 既存のまとまった未利用地については、人口の流出を抑制する受け皿として、民間宅地開発事業等を活用した優良宅地の供給など、宅地開発を誘導する。
- 空き地・空き家については、公園や緑地、オープンスペース、道路空間としての活用を検討し、地区の安全性、快適性の向上を図る。
- 海岸部の住宅地区については、津波による災害などを想定した防災対策を講じる。
- 海岸部の滑川海浜公園やほたるいかミュージアム周辺については、水と緑豊かな自然環境の中で市民や来訪者が自然とふれあう機会を創出するレクリエーション空間として整備・活用を図る。
- スポーツ・健康の森公園、いをのみ公園などについては、市民や来訪者が交流する場として活用を図る。

(3) 商業・業務地区

(商業地域、近隣商業地域、第2種住居地域、準工業地域を主とした地区)

- 滑川駅・中滑川駅周辺および両駅周辺を結ぶ商業地については、商業・業務・行政・医療などの都市機能が集積する賑わいの拠点性を高め、周辺住民が生活利便性を享受できる地区の形成を図る。
- 一般県道富山滑川魚津線(旧国道8号)沿道の商業施設の集積地については、歩行空間の維持管理などによる良好な沿道空間の確保を図るとともに、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導により魅力ある商業地の形成を図る。

第3章 都市整備の方針

- ・滑川駅南側の駅前通りについては、本市の玄関口として賑わいや交流の場を創出するとともに、道路沿道における商業・業務施設の集積性を高め、来訪者や周辺住民などが利便性を享受できる地区の形成を図る。
- ・中滑川駅南側における空地については、より良い活用方法を検討し、来訪者や周辺住民などが利便性を享受できる地区の形成を図る。
- ・商業・業務施設が集積して立ち並ぶ道路沿道においては、円滑な車両交通と歩行者等の安全性の確保、商業・業務施設の連続性によって回遊性を高めるとともに、都市緑化や景観にも配慮した良好な商業・業務地の形成を図る。
- ・海岸部の商業・業務地区については、津波による災害などを想定した防災対策を講じる。

(4) まちなか工業地区

(工業地域、準工業地域を主とした地区)

- ・用途地域内の工業地については、敷地内の緑化や騒音対策など、周辺の住環境に十分配慮しながら、雇用拡大に向けた機能の充実を図る。

(5) 土地利用誘導地区

(主として都市計画区域内の白地地域であって、用途地域の指定地域南側から国道8号までの地区)

- ・既成市街地周辺から国道8号までの地域は、用途地域内における土地利用進展の後に段階的に土地利用を誘導する地区とし、特定用途制限地域※や地区計画の指定などによる土地利用規制を検討し、周辺の田園と調和した適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制する。
- ・既に商業施設の集積が見られる国道8号や蓑輪・滑川インター線沿道の一部区間については、周辺の田園や集落環境に十分配慮しながら、市街地の公園通り商店街などと協調した立地を許容し、市の活性化に寄与する商業・業務地の形成を図る。

※「特定用途制限地域」とは、都市計画法で定められた地域地区の一つである。用途地域が定められていない非線引き都市計画区域または準都市計画区域において指定されるもので、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと。

(6) 田園地区

(主として都市計画区域内の白地地域であって、土地利用誘導地区・住環境創出地区以外の地区)

- ・田園地区については、必要に応じて、土地利用について検討し、市街地を取り巻く優良農地の保全を図る。
- ・耕作放棄地については、関係機関と調整しながら、新たな農作物や菜の花やコスモス・ヒマワリ等の景観作物などの栽培を検討し、その解消と有効活用に努め、良好な田園環境の維持を図る。
- ・既存集落については、必要に応じて、特定用途制限地域の指定などによる土地利用規制を検討し、周辺の田園と調和した適正な土地利用の誘導と無秩序な開発を抑制する。

第3章 都市整備の方針

- ・既存集落地の道路、公園、下水道、コミュニティ施設などの生活基盤の維持向上により、集落地の快適性とゆとりある住環境の形成を図る。
- ・滑川運動公園については、市民や来訪者が交流する場として整備・活用を図る。

(7) 住環境創出地区

(主として都市計画区域内の白地地域であって、富山地方鉄道駅や小学校・幼稚園・保育園等周辺地区)

- ・富山地方鉄道駅の周辺地域や小学校・幼稚園・保育園等の周辺で生活道路や下水道等の社会インフラ整備が比較的進んだ地域などについては、本市の市街地や鉄道沿線都市との連携強化により、公共交通の利便性を確保しながら、教育や福祉の充実した魅力のある新たな住環境の形成を図る。
- ・周辺の田園や集落環境との調和に配慮するとともに、地区計画などの土地利用誘導とセットにした計画的なまちづくりを検討する。

(8) 環境配慮型産業振興地区

(都市計画区域内の白地地域であって、主として大型工場が集積する地区)

- ・本市の産業を牽引する大型工場が集積する地区については、周辺の田園や集落環境に十分配慮しながら、雇用拡大に向けた産業拠点の形成を図る。
- ・滑川IC周辺については、周辺の田園や集落環境への十分な配慮を促しながら、交通利便性を活かした工業団地の周辺部などにおいて、本市の発展に寄与する新たな産業施設の立地の受け皿として用地の整備を推進する。

(9) 里山集落・レクリエーション地区

(主として都市計画区域外であって、一体性を成す集落やレクリエーション空間が見られる地区)

- ・既存集落地の道路、公園、コミュニティ施設などの生活基盤の維持向上により、住み慣れた環境での生活の維持を図る。
- ・東福寺野自然公園、みのわテニス村周辺については、緑豊かな自然環境の中で、市民や来訪者が自然とふれあう機会を創出するレクリエーション空間として整備・活用を図る。

(10) 森林環境保全地区

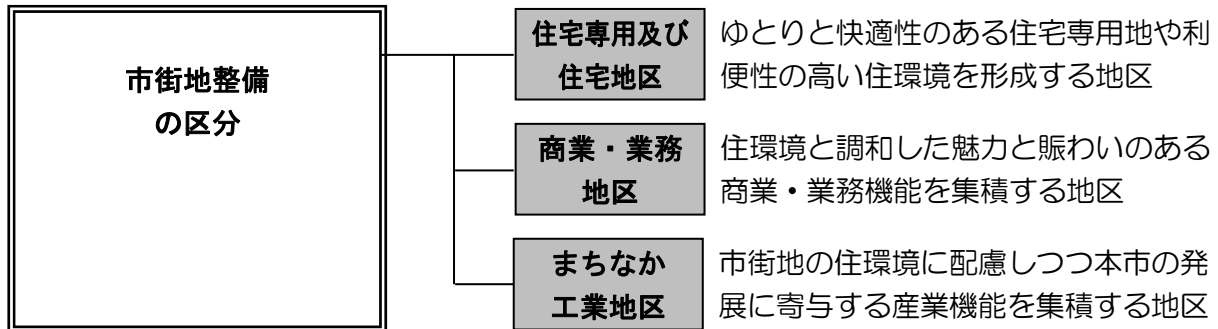
(主として都市計画区域外であって、里山集落・レクリエーション地区以外の東福寺野周辺地区)

- ・東福寺野周辺の自然環境については、森林の持つ水資源のかん養機能や山地災害の防止機能などを踏まえ、森林空間の保全・維持を図る。

2 市街地整備の方針

2-1 市街地整備の基本的考え方

市街地は、将来都市構造における市街地ゾーンであって、概ね用途地域が指定されている範囲を基本とし、土地利用方針で示した区分を踏まえ、以下の3つに区分し、都市基盤整備を進めるものとする。



2-2 市街地整備の方針

(1) 住宅専用及び住宅地区

- 住宅専用及び住宅地区では、定住人口の確保のため、未整備の都市計画道路の整備促進、狭あい道路の解消、都市公園の適切な維持管理や整備など都市基盤整備を図る。
- 「危険老朽空き家対策事業」などの活用促進により、防災・防犯等の観点から、市街地の老朽化した危険な空き家（土地を含む）、空き地の寄付を受け付け、当該用地を道路空間、オープンスペース、防潮堤の整備用地などとして活用する。
- 海岸部の住宅密集地については、特に老朽化した危険な空き家（土地を含む）、空き地の寄付を積極的に受け付け、当該用地を延焼遮断帯や、津波発生時などにおいて内陸部への避難路となる南北方向の道路整備に活用する。
- 国が推進する「地方創生事業」などを活用した空き家、空き地の有効活用及び店舗創業者の支援、「まちなか居住推進事業」を活用したまちなかへの移住の支援により、市街地の賑わい創出などを図る。
- 地籍調査を推進することにより、地区内の土地取引を円滑にしてまちなか居住の推進を図る。
- 良好な住環境を整備するため、規制緩和も視野に入れながら、各種まちづくり制度の活用を検討するとともに、既存のまとまった未利用地を有効活用する。

(2) 商業・業務地区

- まちの顔となる滑川駅・中滑川駅周辺および両駅周辺を結ぶ商業地については、賑わいを創出するため、賑わいの連続性の確保、まちなみ景観の向上などを推進する。

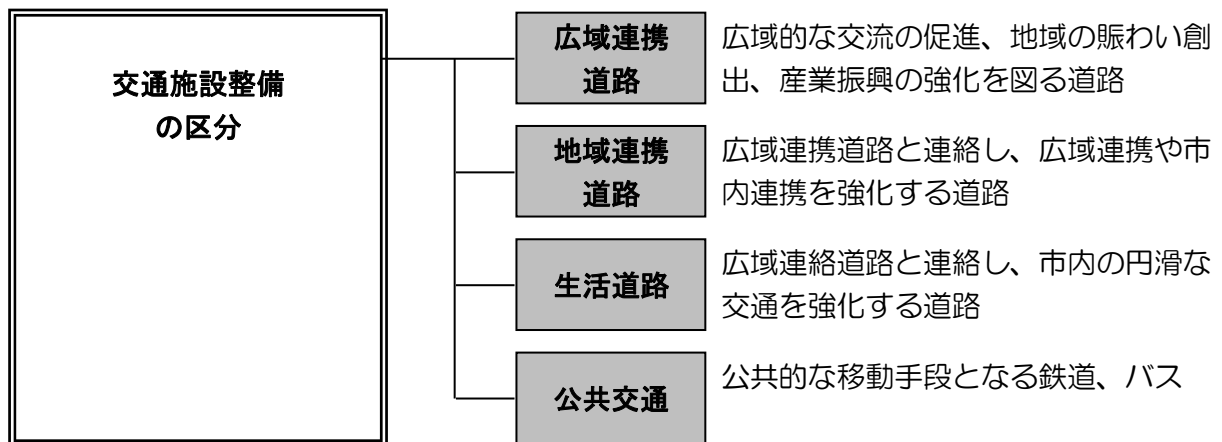
3 都市施設整備の方針

3-1 交通施設整備の方針

(1) 交通施設整備の基本的考え方

広域的及び市内連携の強化、地域の賑わい創出、産業振興を図るとともに、市民の生活の利便性を向上するため、本市の体系的な道路ネットワークの構築を目指す。

交通施設整備の方針は、将来都市構造で設定した軸を踏まえ、以下の4つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



(2) 交通施設整備の方針

1) 広域連携道路

- 本市を東西方向に横断する北陸自動車道、国道8号、主要地方道富山魚津線（一部区間は市道）、一般県道富山滑川魚津線、東部山麓道路を広域連携を支える道路として位置付ける。
- 早月川左岸に位置する東部山麓道路は、県東部の主要な観光拠点を結ぶ周遊性の高い観光ルートであることや、災害時における避難の代替路線として重要な路線であることから整備を要望していく。

2) 地域連携道路

- 主要地方道菟輪滑川インター線については、市域の海岸部から山間部の地域間を連絡する道路として、また、幼稚園の幼児、小・中学校の児童生徒の通学路として安全で快適な走行性が確保された道路として整備を要望していく。
- 南北方向の幹線道路となる主要地方道滑川上市線、一般県道黒川滑川線等については、県との協議・調整を進め、沿道地区の利便性向上に向けた道路整備の促進を図るとともに、広域連携道路との連絡強化により市内の交通円滑化、安全で快適な走行性が確保された道路、歩行者や自転車利用者なども快適に利用できる道路空間の確保を図る。

第3章 都市整備の方針

- ・安全で快適な道路空間を形成するため、冬期における除雪機械による道路除排雪の充実、消融雪施設の整備などを推進する。

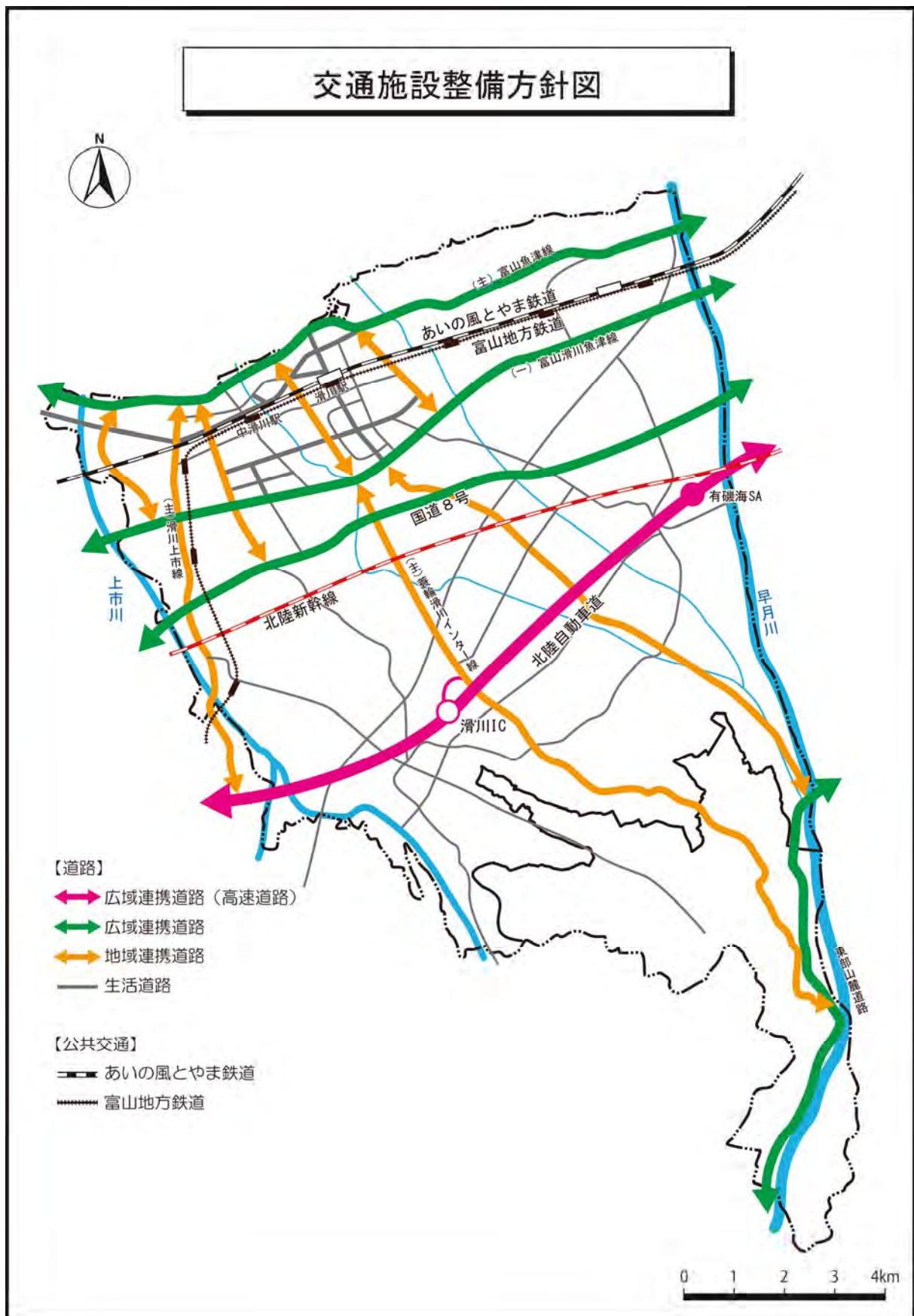
3) 生活道路

- ・広域連携道路や地域連携道路との連絡強化により、市内の交通円滑化、安全で快適な走行性が確保された道路、歩行者や自転車利用者等も快適に利用できる道路空間の確保を図る。
- ・市民生活に密着した道路として、安全・快適な道路空間を形成するため、冬期間における除雪機械による道路除排雪の充実、消融雪施設の整備、路面の凍結への対策、歩行空間の確保、街路灯の整備などによる防犯対策、街路樹による緑化、段差解消などを推進する。
- ・長期的な視点から、道路施設などの効率的な維持補修を行い、長寿命化を図る。
- ・市内の交通の円滑化を図るため、未整備となっている都市計画道路の整備促進を図る。
- ・海岸部の住宅密集地などについては、津波対策として内陸部への避難路となる南北方向の道路整備を検討する。
- ・通学路の歩行者や自転車の安全性を確保するため、歩道の整備を推進する。

4) 公共交通

- ・あいの風とやま鉄道の利便性の向上、利用者の増加を図るため、関係機関との協力のもとに今後も地域に密着した鉄道として支援していく。
- ・富山地方鉄道の鉄道駅（住環境創出地区の主要駅）については、各地区の拠点として位置づけ、良好な住環境の形成をはじめ、駅周辺の整備や主要施設などへのアクセス性の向上を検討する。
- ・滑川駅周辺及び中滑川駅周辺については、誰もが利用しやすいようバリアフリー化などを推進し、利便性の向上を図るとともに、公共交通の利用を促す諸施策と連携することで、交通結節点としての機能強化を図る。
- ・滑川市コミュニティバス「のる my car（マイカー）」などの継続的な運行と利用促進を図るとともに、あいの風とやま鉄道や富山地方鉄道との接続性の向上を図り、バスの利便性の向上を図る。

第3章 都市整備の方針



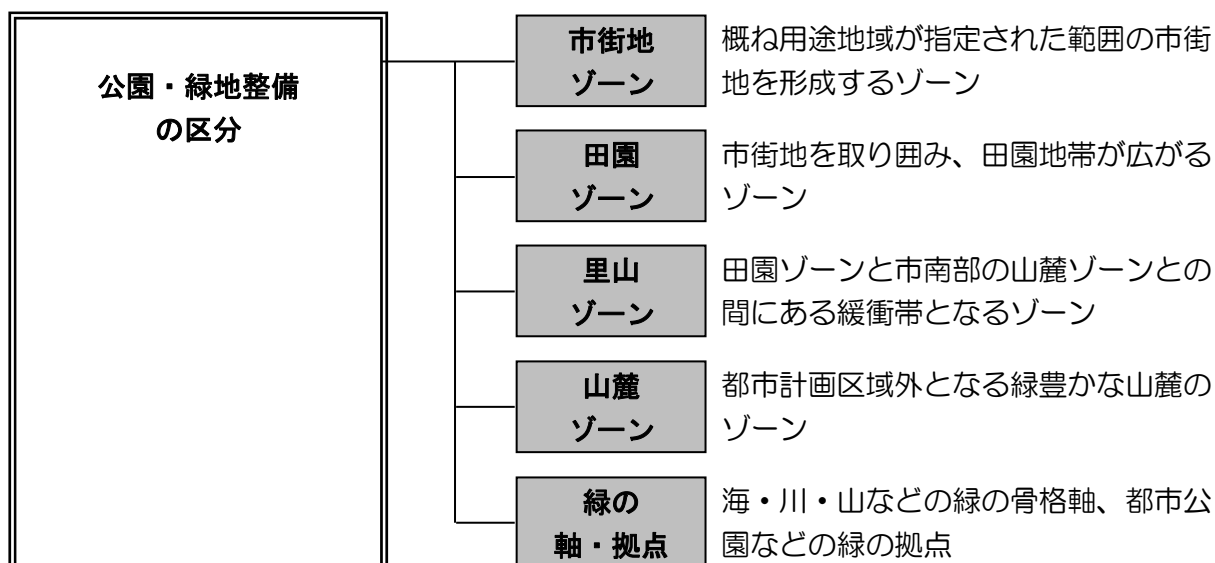
第3章 都市整備の方針

3-2 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備の基本的考え方

「滑川市緑の基本計画」を踏まえながら、都市に潤いを与え、市民などの憩いの空間となる公園・緑地を適切に維持管理するとともに、水辺、里山、山麓などを含む都市全体の緑を保全することで、緑豊かな都市の形成を目指す。

公園・緑地整備の方針は、「滑川市緑の基本計画」の緑の配置方針を踏まえ、以下の5つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



(2) 公園・緑地整備の方針

1) 市街地ゾーン

- ・良好な住環境の創出に向けた身近な公園機能を拡充するため、公園の誘致圏や既存公園との配置バランスを考慮し、新たな街区公園、近隣公園の整備を図る。
- ・工業地については、周辺環境に配慮し、工業地周辺の緩衝緑地を確保する。
- ・小・中学校などの公共施設用地などにおいては、沿道景観の向上に寄与し、地域の緑の核となるように、敷地内などの緑化を推進する。
- ・市街地の公園・緑地については、災害時の避難場所として、防災機能の充実を図るとともに、公園までの避難路となる道路の緑化を推進する。
- ・市街地を流れる中川放水路などは、市街地内の親水ルートとして、公共空地（ポケットパーク、休憩所など）や河川沿いの散策ルートの整備を検討する。
- ・寺院・神社、児童公園などの現況緑地を保全する。
- ・街区公園などの身近な公園については、指定管理者制度の導入検討や市民参画による日常的な維持管理など管理体制の構築を推進する。
- ・自然と共存する持続可能な環境を守るため、既存公園や緑地等を整備し、これらが一体となって機能するビオトープネットワークの構築を図る。

第3章 都市整備の方針

2) 田園ゾーン

- ・宅地化や工業立地などの開発行為は、多用途との混在や住環境の悪化とならないように誘導し、農地が虫食いの的に減少しないように保全する。
- ・公園・緑地の確保や宅地や工場の緑化を推進する。
- ・地域の集落に散在する寺院・神社の緑、屋敷林などの保全を図り、田園景観を維持する。
- ・小・中学校などの公共施設用地の緑化並びに、各施設を結ぶ沿道の緑化を図り緑の回廊の整備を推進する。

3) 里山ゾーン

- ・農業の生産基盤である農地を保全する。
- ・緑の境界を形成する市南部の山麓地域から続く段丘斜面林を保全する。
- ・散在する寺院・神社の緑、屋敷林などの保全を図り、緑豊かな集落景観を維持する。
- ・小・中学校などの公共施設用地の敷地内などの緑化、公共施設用地や緑地を連絡するルートを中心とした沿道緑化を推進する。

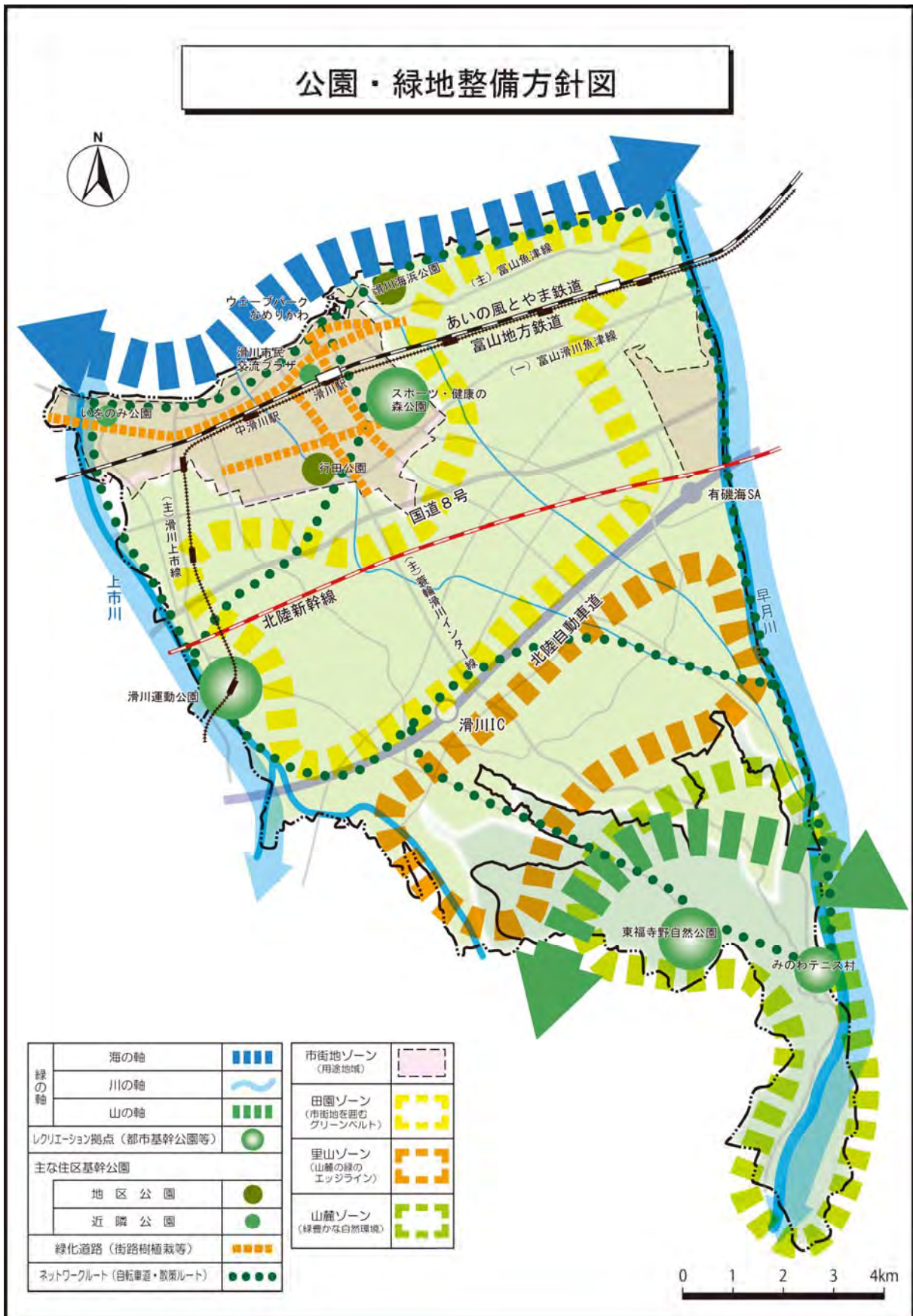
4) 山麓ゾーン

- ・東福寺野自然環境保全地域をはじめとする自然豊かな樹林帯を保全するとともに、適切な維持管理を行う。
- ・観光農園・果樹園の振興などの中山間地整備を通し、農地を保全する。

5) 緑の軸・拠点

- ・海岸部に連なる滑川海岸、一般県道富山朝日自転車道線、滑川海浜公園、櫛原神社、加積雪嶋神社、加茂神社などを「海の軸」として位置づけ、緑化推進による緑のネットワークを形成し、景観向上や津波対策に資するほか、市民などの憩いの空間となる道の駅などの利用促進を図る。
- ・早月川、上市川を「川の軸」として位置づけ、河川の自然環境を保全しつつ、河川沿いの自転車道や滑川運動公園の整備により、レクリエーション拠点としての機能を高める。
- ・山麓ゾーンの緑の境界を「山の軸」として位置づけ、みのわテニス村へのルートや東福寺野自然公園の整備により、レクリエーション拠点としての機能を高める。
- ・海・川・山の軸を活かしたサイクリングロード、散策ルートの整備を推進する。
- ・緑の拠点となる「滑川海浜公園」、「行田公園」、「滑川運動公園」、「東福寺野自然公園」などの既存公園をはじめ、近年、新たに整備された「スポーツ健康の森公園」、「いをのみ公園」などの利用促進を図るとともに、子供から高齢者まで誰もが利用しやすい公園となるように設備の充実を図る。

第3章 都市整備の方針



第3章 都市整備の方針

3-3 上下水道の方針

(1) 上下水道の基本的考え方

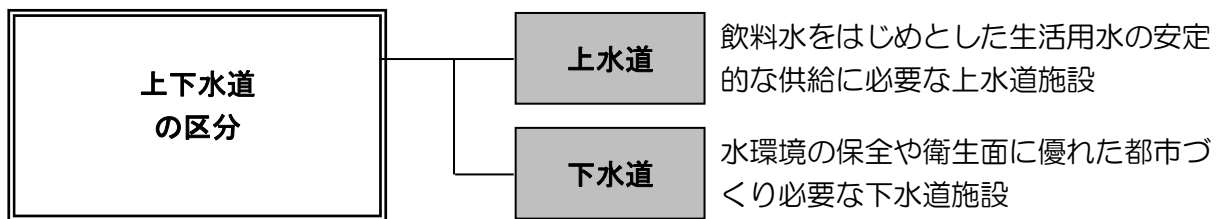
上水道は、市民生活に不可欠なライフラインの一つであり、飲料水をはじめとした生活用水の安定的な供給を目指す。

計画的で効率的な水道施設の整備と適切な維持管理を行い、将来の水需要に対応した信頼性の高い水道水の安定供給に努める。また、本市の水道施設は昭和40～50年代にかけて整備されたものが多く、更新時期を迎えている施設が多くあることから、計画的な老朽施設の更新や震災等に対応する施設整備に努める。

他方、下水道は、水環境の保全や衛生面に優れた都市づくりを目指し、昭和54年度から下水道整備を実施しており、平成25年度末現在約65%の普及率である。新たに見直された全県域下水道化新世紀構想や市事業計画に基づいて、下水道計画区域内の未整備地区については整備促進を図り、下水道計画区域外の地区については合併処理浄化槽の設置により市内全域の汚水整備普及率の向上に努める。

また、今後は国の重要施設として位置付けられている処理施設や管渠等の下水道施設の老朽化対策や災害等への防災対策を図ることにより安定的な下水道サービスの提供に努める。

上下水道の方針は、以下の2つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



(2) 上水道の方針

- 老朽管の更新に合わせて、地震等の災害時においても安定供給が確保できる信頼性の高い供給システムを構築するため、先進的な事例を取り入れながら施設の更新を行い、有事の際にも安心して利用することのできる水道管路網の整備を図る。
- 国が定める新水道ビジョンに沿い、中長期的視点に立った水道の理想像を具現化するため、現在の事業環境を的確に分析把握し、水道施設の耐震化・人口減少を踏まえた水道施設の再構築・危機管理体制の確立・住民との連携促進などにより、さらなるサービスの向上を図る。

(3) 下水道の方針

- 現在、西加積、浜加積、早月加積及び中加積地区の下水道整備を実施しており、今後、新たに魚躬地区(上市川左岸)の整備に着手するなど、より一層の下水道の整備促進を図る。
- 老朽化対策として、新たに策定した長寿命化計画に基づき、浄化センター及び各中継ポンプ場の改築更新を今後実施するとともに、浄化センターなどの重要な施設については地震等に対する災害への対策を図る。

第3章 都市整備の方針

4 自然環境保全・都市環境形成の方針

4-1 自然環境保全・都市環境形成の基本的考え方

将来像の実現に向け、海岸、河川、田園、森林などの自然環境を保全するとともに、快適な都市環境の形成によって、自然と都市が共生した優れた環境のあるまちづくりを目指す。

自然環境保全・都市環境形成の方針は、以下の2つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



4-2 自然環境保全・都市環境形成の方針

(1) 自然環境保全の方針

- ・市南部の丘陵地域、早月川などの自然資源を保全するとともに、これらの自然とともに育まれてきた農村環境や里山などの地域文化を保全する。
- ・本市を特徴づけるホタルイカ、海洋深層水などの自然資源とこれらを利用した地域文化を継続的に活用する。
- ・中川放水路などは、市民の憩いの場として、護岸等の整備や水質の保全など、良好な河川環境の整備を図る。
- ・不法投棄や不法焼却などを防止するため、監視パトロールを実施するとともに、海岸や河川などの水質調査などにより、官民協働で自然環境を阻害する公害の防止に努める。
- ・自然環境を継続的に保全するため、関係機関と連携を強化するとともに、教育・学習の推進、市民活動の支援、情報提供などにより、自然環境に対する市民の意識向上を図る。

(2) 都市環境形成の方針

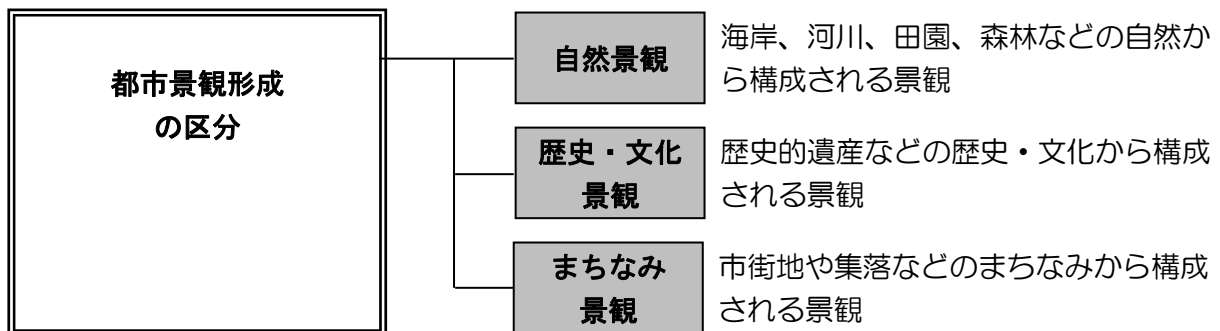
- ・ごみの減量化、ごみと資源の分別を継続的に推進し、循環型社会の構築を図る。
- ・太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を促進するとともに、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会の構築を図る。
- ・市民の憩いの場となる公園整備、街路樹の整備、緑地協定制度の導入などにより、緑豊かな都市環境の形成を図る。
- ・道路・公園などの定期的な清掃活動、沿道における花植え運動など、美しいまちづくりに向けた市民活動を推進する。

5 都市景観形成の方針

5-1 都市景観形成の基本的考え方

平成16年に制定された景観法などを踏まえながら、本市を特徴づける海岸・森林などの自然景観や、これまで受け継がれてきた歴史・文化景観を保全するとともに、国道8号の整備などによる景観的变化に対応した市街地や集落などの良好なまちなみ景観の形成を目指す。

都市景観形成の方針は、本市の自然、歴史・文化、まちなみなどの景観構成要素から、以下の3つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



5-2 都市景観形成の方針

(1) 自然景観

- ・滑川海岸、早月川、上市川、段丘斜面などの緑地については、本市の骨格を形成する自然景観として保全・育成する。
- ・中川放水路などは、市街地に潤いを与える河川景観として、人々が親しみやすい空間として活用を図る。
- ・平野部や山間部の農地は、集落地などと調和した優良な田園空間として保全する。

(2) 歴史・文化景観

- ・富山県指定文化財である本江遺跡、滑川市指定文化財である千鳥遺跡、一里塚、国登録有形文化財である城戸家住宅主屋、廣野家住宅主屋など、地域の歴史・文化を受け継ぐ文化財及び周辺景観のほか、芸能や祭りなどの文化的景観を保全・活用する。
- ・北陸街道沿いの宿駅（滑川町）の面影を残す通りについては、地域の歴史的な財産として積極的に保全するとともに、歴史的なまちなみを受け継ぐため、歴史的資源を尊重したまちづくりを検討する。
- ・本市の歴史・文化景観を継承するため、講習会などの開催、情報提供などにより、市民の景観に対する意識の向上を図る。

第3章 都市整備の方針

(3) まちなみ景観

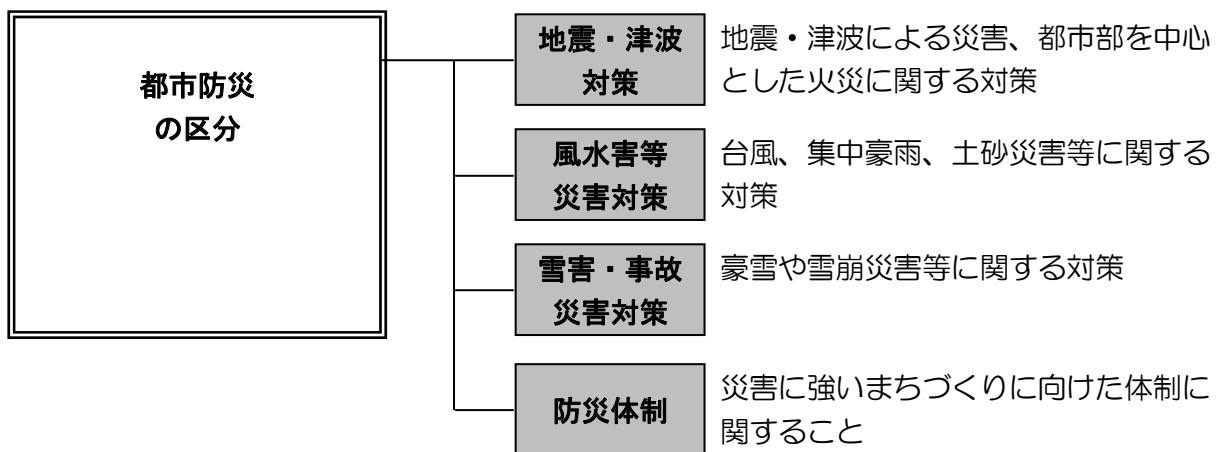
- まちの顔となる滑川駅・中滑川駅周辺については、まちなみの統一化、公園や道路の緑化などにより、魅力的な空間を創出する。
- 沿道に商業施設が集積する国道8号、一般県道富山滑川魚津線（旧国道8号）などについては、市街地や集落地、田園などの周辺景観に配慮し、建築物や屋外広告物の規制誘導を推進する。
- 住宅地、工業地、集落地については、各地域の用途や特性（歴史や景観資源など）を踏まえ、地域として調和した良好なまちなみ景観となるように配慮する。
- 滑川海浜公園、滑川運動公園、東福寺野自然公園などの公園や緑地の緑、櫛原神社、加積雪嶋神社、加茂神社などの寺院・神社の緑、屋敷林を保全する。
- 景観法、富山県景観条例などを踏まえ、景観計画の策定を検討する。
- 市民、事業者、行政が協働し、良好な都市景観を形成していくため、景観づくりの体制や役割の明確化などを協議する場や機会を検討し、景観形成に関する取り組みを推進する。
- 北陸新幹線の開業を踏まえ、鉄道の車窓から移動とともに移り変わる景観に配慮したまちなみを創出する。

6 都市防災の方針

6-1 都市防災の基本的考え方

東日本大震災、新潟県中越沖地震などを教訓とし、震災、火災、水害、土砂災害などに備え、防災体制を強化することにより、誰もが安全で安心な生活を送ることができる災害に強いまちづくりを目指す。

都市防災の方針は、以下の4つに区分し、各区分の基本的な方針を整理する。



6-2 都市防災の方針

(1) 地震・津波対策

- ・「滑川市地域防災計画」に基づき、震災時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、ライフライン、食料等の備蓄倉庫、防災資機材などの整備や広域的な情報通信施設の整備など、防災機能の充実・強化を図る。
- ・大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。
- ・震災時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。
- ・大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

第3章 都市整備の方針

- ・津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえ、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すよう努めるものとする。
- ・行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう計画的に整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災対策等を図る。
- ・避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

(2) 風水害等災害対策

- ・森林は、環境保全及び防災上大きな役割を果たしており、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかける。
- ・荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊等による災害から人家及び人命を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう国及び県に積極的に働きかける。
- ・洪水や高潮等による災害を防止するため、各河川管理者は、緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、浚渫、根固め工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を推進する。
- ・市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプ、雨水調整施設の整備や雨水幹線等の排水施設の整備を推進する。
- ・道路は、災害時の避難、物資の輸送、救援・救護、消防活動に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど多様な機能を有する。このため、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路網の整備を推進する。
- ・各管理者は、海岸を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、堤防・護岸の新設補強及び根固め工、消波工、消波堤、護岸堤等の整備を推進する。
- ・各管理者は、産業活動上重要な役割を果たしている漁港を高潮、波浪（寄り回り波）等による被害から防ぐため、防波堤・護岸等の外郭施設の施設機能保持に努める。

(3) 雪害・事故災害対策

- ・雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。
- ・雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。
- ・都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

第3章 都市整備の方針

(4) 防災体制

- 国・県・隣接市町など、関係機関との連携を強化するとともに、「滑川市防災マップ」、「滑川市土砂災害ハザードマップ」などの周知を徹底し、市民の災害に対する意識の向上を図る。
- 震災などに強いまちづくりを推進するため、地域の防災拠点となるコミュニティ施設の充実を図るとともに、消防車両の整備充実、消防団員の確保などによる消防機能の強化を図る。
- 町内会単位での防災訓練の実施などから、地域リーダーの養成を推進するとともに、自主防災組織間の活動や連携の強化を推進する。
- 災害時における情報提供を迅速に行うため、防災行政無線などの整備促進や、ケーブルテレビなどの多様な情報提供を検討する。